

蕭堂遺稿

貨

幣

論

明治
45. 6. 26
丙寅

手
記

序

友人乗竹肅堂逝いて茲に五年、夫人録子舊知と相圖り遺稿を編纂し、其の第一編既に世に出つ、今や第二編將に上梓せられんとす、余故人と舊好あるを以て序言の囑あり。

回顧するに余の初めて肅堂の名を聞けるは、今より三十餘年前の事に屬す、當時肅堂經濟學を修め、才氣煥發、其の言論文、章共に一世を驚倒す、余時に東京大學にありて經濟學を專攻せしか、同窓竹村白山、肅堂を知り、盛に其の學才を稱揚せり、後、余田口鼎軒等と東京經濟學協會を興し、經濟問題を討究するに當

り、肅堂亦來り會して議論を上下す、一見舊知の如く皆相識るの晩きを恨めり、而して白山先づ逝き、鼎軒肅堂相亞いて歿し、遺編長へに存して、而かも其の佛見るに由なく、懷舊の情轉た禁せざるものあり。

惟ふに我か學界に於ける經濟學は最も不振の境に在り、蓋し其の學者と其の著書と兩つなから乏しきの致す所、洵に遺憾とすへし、偶肅堂夫人の此舉あり、是れ善く遺志を繼いて斯界の缺を補ふものと謂ふへし、一言記して序となす。

明治四十五年五月

芳水 阪谷芳郎識

叙

余嘗て横濱正金銀行頭取に承乏せし際、乘竹氏入て行員となれり、實に明治二十一年の事に係る、氏か職に在る機敏事を處し、勤勉務に服する等、同僚間の推重する所となれり、是れ余か氏を知るの始なり、爾來交誼を重ぬるの久しき益、敬愛の念を深くせり。

氏は資性温厚篤實にして、且義氣に富めり、加之學識超凡、特に其經濟の學に於ける蘊蓄頗る深く、田口鼎軒氏の如きも、毎に經濟家を以て氏を目するに至れり。

明治三十八年鼎軒氏の逝くや、東京經濟雜誌社經

營上氏か才學に須つ所あり、爲めに氏を同社に聘せんとす、氏も亦故人の知遇に感し、其遺志を繼ぎ、同社の事業を執るを快とし、斷然正金銀行を辭し、之か經營の任に當れり、當時僚友皆懇に留任を懇懇せしかとも、氏竟に可かす、蓋氏か故人の知遇に酬んとする一片の義俠心、一身の利害得喪は其問ふ所に非るを以てなり、然るに社務を視る未だ幾何ならず、病魔の襲ふ所となり、亦遂に不歸の客となれり、嗚呼蒼翁何ぞ無情なる、若し氏に年を假し、其懷抱する所を發揮するを得せしめば、其社會に裨益する所、更に大なるものありしならん、惜みても猶餘あり。

今茲に遺族等相謀り、氏か遺稿を蒐集して上梓するの美舉あり、本書固より零篇を拾綴せしに過きされは、氏か蘊奥を盡せるにあらずと雖、匆忙繁劇の間にありて、猶能く此の稿を存す、一讀過するに一言一語皆有用の文字、所謂咳唾も玉をなすものなり、以て如何に氏か學殖の豊富なりしかを窺ふに足るものあらん、茲に聊か余か交誼を叙し、以て序文に代ふと云。

明治壬子五月

觀海 原 六郎識

小引

一、乘竹肅堂君の遺稿第一卷は、經濟學と題して既に之を刊行せり、本書は貨幣に關する遺編を集録したるものにして、則ち其の第二卷なり。

一、本書第一編貨幣汎論は、理財學貨幣篇と題し、嘗て明治法律學校(今の明治大學)に於て講義したるものに係れり、隨つて書中引例の法令制度等は、自ら當時の事實に屬するを以て、爾來改訂を経たるものは、()括弧を附して其の旨を註せるも、爾後の變遷に就ては第二編中、明治維新後の沿革を参照せらるへし。

第二編日本貨幣の沿革は、國初より近時に至る本邦貨幣の

沿革を叙したるものにして、經濟雜誌社發兌、日本社會事彙に掲載せるものに係れり、明治四十年第三版増補改訂の際、明治維新後の沿革叙述は肅堂君の特に心力を傾注して、稿を草されたるもの、偶、本邦貨幣の沿革を知るに恰好の參考たるへし。

第三編貨幣問題は肅堂君か明治三十八年十一月、田口博士の遺業を繼ぎて經濟雜誌社長の任に就かれし後、約三ヶ年間、同誌上に掲載したる論文にして、凡て機に臨み起稿したるものなれば、思想の聯絡を保たんかため、假りに同種の問題を彙類し、更に年月を追ふて列舉し、暫らく章節を省けり。一、肅堂君は經濟學上の造詣深遠なるものありしを以て、論議諸般の問題に亘れるか、就中、貨幣に關する材料頗る豊富を

極め、明治十八年既に單複本位貨幣論集の纂譯あるも、普ねく世に行はるゝを以て之を省略に附せり、又本書に集録せざる論文は「殘稿一覽」と題し、卷末に其の要旨を抄記したり。一、肅堂君は貨幣問題に關し、終始一貫の主義を持せられたり、就中世界に金銀の現存する限り、金貨若くは銀貨本位の方に偏するとなく、須らく複本位を以てすへしと爲し、特に列國共同の複本位制を理想とせざるへからすと爲す如き其の一なり、本書中其の持論の一貫するを認むへし。

一、第三編所載の論文中支那幣制論、印度幣制論を始め、金産出増加の影響及び、兌換券論等は、今尙ほ依然たる重要な問題にして、讀者を啓發する所、蓋し尠少からざるべきを信す。

一、本書刊行に際し、阪谷男爵並に原六郎氏より序文を寄せら

小引

れたるは、遺族及編者の感謝措かざる所なり。

明治四十五年六月

布川 静淵 識

（Faint vertical text, likely bleed-through or a preface section, mostly illegible due to fading and low contrast. Some characters like '一' and '二' are visible.)

遺稿堂 貨幣論 目次

第一編 貨幣汎論

第一章	貨幣の定義	一頁
第二章	貨幣の職掌	一〇
第三章	貨幣に要する資格	一六
第四章	未開社會の貨幣	二六
第五章	製造貨幣	三三
第六章	製造貨幣の最良形狀	三六
第七章	造幣は官業たるべき事	四三
第八章	製造料を徴收するの得失	五〇
第九章	價值の本位	五九

目次

第十章 本位貨幣現行貨幣唱呼貨幣……………七
 第十一章 本位貨幣及ひ補助貨幣……………七
 第十二章 金銀の造幣價值及ひ市場價值……………八
 第十三章 法貨及ひ習慣の勢力……………九
 第十四章 惡貨幣の良貨幣を驅逐する事……………一〇
 第十五章 貨幣制度の種類……………一〇
 第十六章 秤量貨幣制度……………一一
 第十七章 不制枚數貨幣制度……………一二
 第十八章 單法貨制度……………一七
 第十九章 複法貨制度……………二〇
 第二十章 組成法貨制度……………二六
 第二十一章 本位なる語……………三〇

第廿二章 單本位複本位の得失……………一三
 第廿三章 紙幣の利益……………一八
 第廿四章 金屬貨幣の費用……………一九
 第廿五章 紙幣發行の方法……………二四
 第廿六章 不換紙幣……………二七
 第廿七章 英蘭銀行……………三五
 第廿八章 佛蘭西銀行……………三七
 第廿九章 日耳曼帝國銀行……………三八
 第三十章 米國國立銀行……………三九
 第三十一章 日本政府紙幣……………四〇
 第三十二章 日本國立銀行……………四一
 第三十三章 日本銀行……………四六

第二編 日本貨幣の沿革

第一章 上古並中古の貨幣……………三六

第二章 近古の貨幣……………三六

第三章 近世の貨幣……………三七〇

第四章 各地方通用の錢及錢相場……………三六〇

第五章 丁銀……………三六七

第六章 大判小判及額の事……………三九四

第七章 貨幣の形式及改鑄……………四〇一

第八章 貨幣用の金塊……………四三四

第九章 貨幣に關する制令……………四三九

第十章 貨幣の混亂……………四五二

○第十一章 明治維新以後の沿革……………四五三

第十二章 新貨計畫……………四七一

第十三章 新貨條例の制定……………四八一

第十四章 舊貨幣の處分……………四九三

第十五章 金貨本位の採用……………五二二

第十六章 貨幣法の公布……………五三七

第十七章 銀貨の處分改正及流通高……………五三四

第十八章 臺灣の貨幣……………五四二

第三編 貨幣問題

一 支那幣制問題……………

清國の貨幣本位に就て……………五四九

レ何故に清國貨幣改革を等閑に付するや……………五九

一 銀塊暴落と清國貨幣……………五三

二 清國貨幣統一の決行を望む……………五九

三 印度幣制問題……………五九

四 印度漸く貨幣制度の危機を脱す……………五三

五 印度の金貨本位準備金……………五三

六 金貨爲替本位……………五九

七 銀價騰貴と金貨爲替本位……………六〇

八 世界金銀の産出……………六〇

九 金産出高増加の影響……………六〇

一〇 世界金銀の産出及消費……………五七

四 米國紙幣銀行論……………五七

殘稿一覽

米國の銀行紙幣問題……………五三

再ひ米國の紙幣問題に就て……………六三

米國の紙幣制度改正問題……………六八

米國通貨案の上院通過……………六五

米國通貨法の決定……………六七

五 兌換券をして變態を脱せしめよ……………六九

紙幣増發の結果……………七二

論損減銀行紙幣處分法……………七三

紙幣を以て小數通貨となすの利害……………七三

貨幣豐乏の利害……………七三

日米清の貨幣同盟を興すへし……………七三

小數紙幣存せざるへからす	七三
世界の不景氣を叙して金貴銀賤の影響を論ず	七四
銀塊相場と補助銀貨	七四
補助銀貨の改正	七五
銀塊相場の暴落	七六
正金銀行の軍票整理業務	七六
正金銀行の銀行券	七六
滿洲の通貨問題	七七
滿洲通貨問題の解決如何	七七
南滿洲の通貨	七八
日本の金貨資力	七九
歐米各國の正貨所有高	七八

遺稿 貨幣論 目次 終

遺稿 貨幣論

乘竹孝太郎著

第一編 貨幣汎論

第一章 貨幣の定義

貨幣を論ずるに當りては、先づ貨幣其の物の本體を定義するを以て第一と爲すは論述の順序上當りに然るべき所にして、諸學者の定義論に汲々たるもの少なからず、然れども今貨幣の定義に關して委曲を盡さんと欲せば、錯雜繁密なる議論に入らざるへからずして、徒に讀者の倦厭を買はんことを恐るゝなり、故に成るべく簡單に此の點を陳述し去らんとす、而して余は貨幣に下すに左の定義を以てするを最も妥當ならんと信す、曰く

貨幣とは、法律を以て負債を償却するの効力を與へたるもの是れなり、

貨幣の定義

此の如きものを合法消債物と稱す、或は合法貨幣と稱し、或は公貨又は法貨と稱す、人若し金幾何を受取るの約束あらんに、法律を以て定めたる此の貨幣を以て仕拂を申込まるゝ時は、特別の約束あるに非ずんば、其の領收を拒むことを得ざるなり、且多數の場合に於ては習慣の力は法律の力に譲らざるものありて、野蠻人中に行はるゝ貨幣の如きは多くは習慣の力に因りて行はるゝものとす。

然れどもマクラウド氏の如きは、通貨なる語を用ひ、之に與ふるに甚だ汎濶なる定義を以てしたり、氏思へらく通貨の用は素負債を計算し、負債を記録し、以て其の移轉を便にするにあり、故に苟も負債を證示するものは、何物たるを問はず、凡て通貨にして通貨とは移轉し得べき負債の謂に外ならずと、又曰く負債なくんば通貨なし、負債は交易の差額を證示するものなり、交易なくんば負債なし、乃ち知るべし、通貨の用は交易の差額を償ふにあり、物品直換法を廢止するにあることをと、左ればマクラウド氏か通貨に與へたる定義を約括すれば、左の如し。

交易に差額即ち差引尻あるや、此の差額を償はんか爲に負債發す、而して此の負債を證示するものは、凡て通貨なり、故に通貨の用は交易を媒介して、物品直

マクラウドの説

換法を廢止するにあり。

例せば茲に甲あり酒十壺を有し、乙あり茶十斤を有し、而して甲は酒一壺に付茶一斤の割合を以て其の十壺の酒を十斤の茶と交易せんとを願ふとせん、幸にして乙亦此の交易を欲すれば可なりと雖、乙に於ては或は酒を需要せざるべしとあらん、或は之を需要するも、即時に之を需要せざることあらん、此の場合に於ては、物品を直接に交易せんと欲せば、其の交易行はるゝと能はざるなり、甲は茶を受取るも、乙は酒を受取らずして、交易に差額を生ずるか故に、此の差額を償ふの手段あるに非ずんば、得て交易を行ふべからざるなり、而して此の差額を償ふの手段は、甲に於て負債を造るにあり、即ち請求次第酒を渡すべし、約束手形を乙に與ふるにあり、乙は此の約束手形に對しては、茶を與ふるを肯んずべし、何となれば乙は自ら酒を需要せずと雖、此の約束手形を以て己れの欲する他の物品と交易するを得べく、又は己れの酒を需要するに及びて、此の手形を以て酒を要求するを得べし、此の負債は甲に取りては仕拂の義務を證示し、乙及び順次に之を讓受けたる人に取りては、要求の權利を證示するものにして、マクラウド

利氏は斯の如く負債を證示するものは凡て通貨なりと爲せり而して此の負債即ち手形の發したるか爲に、甲乙の貿易を媒介したるのみならず、其の手形か人より人へ移轉する毎に、更に貨物の流通を媒介すへし、是れマクラウド氏か通貨の用は、交易を媒介して、物品直換法を廢止するにありと云へる所以なり。

余は以上にて於て貨幣なる語を英語の「マチ」なる語に對用し、通貨なる語を英語の「カレンシー」なる語に對用したり、按ずるに此の「カレンシー」なる語は流通若くは通過の意義を有し、初め貨幣の特性たる或働さを指稱するに用ひられたるか、遂に轉じて貨幣、其の物を指稱するの語となりしものなりと云ふ、蓋し英國の法律に於ては、人貨幣を盜取するも、既に之を以て物品を購買したる以上は、其の賣人情を知りしに非ざるよりは、前所有主に於て此の貨幣を回收するの權利なきものとせり、即ち貨幣は他の物件と異なり、一旦讓渡せらるゝときは其の所有權忽ち移轉するものにして、近世銀行紙幣、爲換手形等の盛に行はるゝに及び、此等の諸證券も貨幣と同様に取扱はるゝに至れり、而して貨幣及び信用證券の所有權斯く移轉し、通過するを「カレンシー」と稱し、遂に貨幣及び信用證券を

通貨の意

通貨の種

「カレンシー」と稱するに至れり、然れども諸學者の此の語を使用する一ならざるか如し、或は之を「マチ」なる語と異語同意に使用するあり、或は専ら紙幣等を指稱するに使用するあり、或は正貨、紙幣、爲換手形等の總稱として使用するあり、而してマクラウド氏の如き實に此の最後の意味を以て之を使用したるなり。

故にマクラウド氏曰く、通貨は二様に之を解釋するを得ん、第一は他物を流通せしむる者の義に解すへく、第二は自ら流通する者の義に解すへし、第一の解より「サーキュレーション」メデアム「流通媒介物の稱起り、第二の解より「カレンシー」通過物の稱起れり、而して前語は後語に比すれば甚だ穩當を得たり、通貨は貨物流通の媒介物なること固より明にして、此の語は貨幣並に一切の信用を包括すること亦明なり」と、因りて氏は通貨を左の三類に區別したり。

- 第一、貨幣即ち金貨、銀貨、銅貨の類、
- 第二、紙幣即ち約束手形、爲換手形の類、
- 第三、各種の單純なる負債即ち銀行者の預金、商人の帳簿上の負債、一個人間の私債の類、

約束手形
及爲替手
形

氏且曰く、金屬通貨は貨幣と稱せられ、各種の紙券通貨は貨幣の證票と稱せらる。紙券通貨之を大別して約束手形と爲換手形との二類と爲す。約束手形とは即ち貨幣を仕拂ふべきの約束にして、爲換手形とは即ち貨幣を仕拂ふべきの命令なりと、以て知るべし。氏は貨幣なる語を硬貨の義に解釋したるを、而して此の貨幣も亦信用の一種に外ならずと爲せり。曰く、吾人か貨物若くは勤勞の代價として、甘んじて貨幣を受取るものは何故なる乎。貨幣は飢へて食すべからず、凍へて衣すべからず、更に吾人の需要を直接に満足せしむることなし。唯、貨幣の用は之を以て他の諸物品と交易し得るの一事にあり、而して吾人か甘んじて之を受取るものは、何時にても之を以て他の諸物品と交易し得ることを信すればなり。故に貨幣亦信用と稱すべきなりと。

左ればマクラウド氏は貨幣及び各種一切の信用即ち負債を總稱するものとして、通貨若くは流通媒介物なる語を用ひ、此等の通貨は互に善良確實の度を異にし、大に優劣あると論を俟たすと雖、其の本義に於ては齊しく負債を證示し、交易を媒介せんか爲に起るものにして、凡て通貨なりと爲せり。此の解釋に従へば、

硬貨紙幣公債證書約束手形爲換手形小切手等の通貨たるは勿論、郵便切手、汽船、汽船の切符、諸所の縦覧切符、西洋料理の切手、鯉節、饅頭、蕎麥酒の切手等、凡そ負債と證示するものは、悉く通貨ならざるはなし。

其の他學者貨幣の定義に關して各説を爲す少なからず、然れども今茲に之を述へず、然り而してジュゼパンス氏に至りては貨幣なる語中に何々の物件を包含する乎を確定明解するは、到底能はざる所なりと爲し、故らに定義を與ふることを避けたり。余請ふ、章首に掲けたる定義に關して更に一言せん。

夫れ負債は交易せんとするに當り、一方より與ふる所ありと雖、一方より與ふる所なきか、若くは其の與ふる所不足するかの場合に於て、此の交易の差額を償はんか爲めに發するものにして、一方に取りては要求の權利たり、他方に取りては仕拂の義務たること前述の如し、而して移轉し得べき負債は、凡て通貨なりと云ふマクラウド氏の解説に於て、余は敢て間然する所なし。然れども是れ通貨なる語を流通媒介物の總稱として用ひたるものにして、若し流通媒介物中貨幣と稱すべきものと稱すべからざるものとを區別せんと欲せば、余は前掲の定義を

以て適當を得たりと思惟するなり、其の故如何と云ふに、凡そ流通媒介物は要求の權利を證示するものに非ざるはなしと雖、政府が特に法律を以て定めたる貨幣と、他の流通媒介物との間には種々の異點あればなり。

第一に政府が法律を以て全國に通用すべしと公布したる金銀貨及び紙幣の如きは、全國一般の人民に對する要求の權利を證示すと雖、其の他諸種の約束手形及び爲換手形の如きは、特別の會社若くは一個人に對する要求の權利を證示するに過ぎず、諸種の約束手形は其の發行者に對する要求の權利を證示し、諸種の爲換手形は其の引受人に對する要求の權利を證示するものにして、其の發行者又は引受人の確實なるを信するに非ずんば、物品勤勞又は權利の代價として人之を受取るを肯んせず、又強ひて之を受取らしむることを得ず、法定の金銀貨及び紙幣に至りては、全國人民に對する要求の權利を證示するものにして、人民は素より之を受取ることを肯んし、又強ひて之を受取らしむるを得るなり、貨幣の所有者は恰も全國人民に對する債主なるか如く、何處の店に至り、如何なる物品を以て其の償却を受けんも隨意なり、全國の人民は貨幣の所有者に對しては

貨幣と他の流通媒介物の異同

恰も負債者なるか如く、之を以て要求せらるゝときは、其の市場に提供せる如何なる物品をも渡たすを辭せざるなり、否寧ろ喜ひて之を渡さんことを競ふなり。第二に爲換手形及び約束手形は、移轉の際多くは讓渡人之に裏書することを要し、斯く裏書したる讓渡人は、讓受人に對して全然其の責任を脱却すること能はざるなり、故に人若し其の所有する爲換手形及び約束手形を以て、己れの負債を仕拂ひ、而して之に裏書するときは、該手形の本義務者が仕拂を履行するまでは、負債を脱却したりと云ふ可からず、然るに法定の金銀貨及び紙幣を以て、負債を仕拂ふときは、負債を完済し得ることにして、更に餘責を後日に遺さるるなり。第三に爲換手形及び約束手形は、其の引受人及び發行者に於て仕拂を爲すと同時に消滅し、存在の期短しと雖、法定の金銀貨及び紙幣に至りては循環周流し、政府に於て之を廢止せされは殆ど永遠に消滅せざるなり。

政府法定の貨幣と、自餘の流通媒介物との間には、夫れ斯の如きの區別あり、故に交易を媒介し財貨を流通するの職掌を行ふに於ては、共に相同しきものありと雖、就中其の何れの貨幣と稱すべきやと云は、余は政府特に法律を以て定め

たる金屬貨幣及び紙幣こそ是れ即ち一國の貨幣なりと答へざるべからず。

第二章 貨幣の職掌

貨幣の何故に社會に發する乎を知らんと欲せば、姑く貨幣なき時の不便を想像するに如かさるなり、夫れ人の社會を成す所、必ず交易行はれずんばあらず、交易行はれずんば、則ち未だ社會あらざるなり、而して交易既に行はれて、尙貨幣なくんば、物品と物品とを直接に交易するの外あるべからず、是れ所謂る物品直換法なるものなり、然れども此の物品直換法には至大の不便三あるを免れず、第一に交易は雙方需要の投合を俟ちて始めて行はるゝものなりと雖、物品直換法に於ては、此の投合を得ること甚だ難し、例せば一家屋の所有主甲か其の家屋我か意に適せざるを以て、他の家屋と交易せんと欲するに當り、之か所有主乙に於ては其家屋を愛惜し、全く交易するを欲せざることあらん、假令交易せんとするも甲の家屋と交易するを欲せざることあらん、既に雙方の需要投合せず、故に此の場合に於て物品と物品との交易行はるゝこと能はざるなり、第二に貨幣なくん

貨幣の必
要なる理
由

は價值の普通の標準なし、而して此の標準なきが故に、諸物品の交易の割合を定むること極めて困難ならざるを得ず、若し物價表を製せんか、麥一石の相場は乾酪に對しては若干、鶏卵に對しては若干、麻布に對しては若干、絹布に對しては若干と、千萬無量の物品に對して、一々に其の割合を示さるべからず、是れ豈爲すを得る所ならんや、然るに貨幣たに存せば、唯、諸物品の價值は貨幣に對して何圓なるや、何磅なるやを示せば、足るのみ、第三に物品を分割する能はざるの不便あり、物品中にて例せば穀物の如き、砂金の如き、獸肉の如きは、之を分割するを得ると雖、斯く分割する能はざる物品多し、裁縫匠か一領の衣服を以て麵麩と交易せんとするに當り、衣服の價值は麵麩よりも貴しとて之を片々に切斷し、其の一片を以て麵麩と交易すること能はざるなり、賴襄曰く、以帛易穀、帛不可尺寸裂也、裂則棄矣、と即ち之を云ふなり。

貨幣の社會に發せざるべからざる所以は、則ち此等の不便を除き、以て交易を圓滑にせんか爲なり、故に貨幣の二大職掌は、交易を媒介し、並に價值の標準となるに在ること明なり、然れども、ジェヴォンズ氏は此の外更に貨幣の二職掌を掲げた

貨幣の職
掌に關す
るジェ
ヴォ
ンズの
説

り即ち同氏が貨幣の職掌を列擧すること左の如し曰く

第一、交易を媒介すること。

第二、價値の標準となること。

第三、價値の本位となること。

第四、價値を保蓄すること。

即ち是なり、請ふ左に其の趣意を説明せん。

交易の媒介

商品を買ふものは貨幣を以て之を買ふ、商品を買ふもの亦貨幣に對して之を賣る、即ち貨幣の發せる後は、彼の物品と物品とを直接に交易する方法廢止せられ、賣買常に貨幣の媒介を経て之を行ふなり、故に交易を媒介するは貨幣の第一の職掌なり。

價値の標準

又貨幣の行はれし後は、凡そ諸商品の價値は貨幣に對して何圓なり、何磅なりと算するを以て、直に諸商品價値の多寡と、高低とを比較計量するを得るなり、即ち貨幣の以て價値を計量するは、猶尺度の以て長短を計量し、權衡の以て輕重を計量するが如し、故に價値の標準となること亦貨幣の一大職掌なり。

右二項は前に陳述せし所に於て既に明白ならん、故に復た喋々を要せざるなり。

且世の少しく進むや、必ず人々の間に貸借行はれずんばあらず、然れとも物品を以て借り、物品を以て償ふか如きは、通常貸者に取りても、借者に取りても甚た不便ならざるを得ず、何となれば貸者は其の償却を受くるに當り、該物品を要せざることをあるべく、又該物品價値の大に下落することあるへければなり、又借者も一物品を要するに非ずして、多種物品を要すべし、而して此等多種の物品を悉く一人より借ること能はざるへければなり、是を以て貨幣存するときは、貨幣を以て借り、貨幣を以て償ふこと専ら行はるゝなり、蓋し貨幣を以てすれば、販賣に供せられたる如何なる物品と雖、購買し得ざるものなきか、故に、各人常に之を要せざることなく、且貨幣の價値は他物品の價値に比すれば、浮沈少なきを常とすればなり、故に將來に仕拂を爲す約束の如きは、大抵貨幣を以て記謂せざるはなきなり。

價値の本位

今 ジョージオンス氏の所謂價値の本位とは、負債の表號となるの意なりと解して可

ならん、抑、米なり、酒なり、絹なり、綿なり、百般の貨物各、之か名稱あり、然るに負債に至りては、無體の義務にして、他物の以て之か表號となるへきに非すんは、得て之を記謂す可からず、仕拂ふへしと云ふは、仕拂の義務を證示せるものなり、然れども單に仕拂ふへしと云ふ、未だ何等の意味をも成さざるなり、唯、米何石を仕拂ふへしとか、金何圓を仕拂ふへしとか云ふに至りて、其の義務の性質と、分量と始めて明なるを得るなり、而して米何石を仕拂ふへしと云ふは、米を以て負債を記謂するの表號となせしなり、金何圓を仕拂ふへしと云ふは、貨幣を以て其の表號となせしなり、夫れ負債發するは、何れかの手段を以て之を證示せざる可からず、之を證示するに非すんは、負債成立すること能はざるなり、之を證示するの手段ならず、口頭上の約束あり、帳簿上の約束あり、證券上の約束あり、然り而して其の何れの手段を以てするを問はず、之を證示せんには、必ず其の表號なかる可からず、然らば則ち何を以て其の表號となすへき乎、苟も貨幣行はるゝ所に在りては、專ら此の貨幣を以て之か表號となさすんは、あらざるなり。

貨幣を以て負債を記謂し、金何圓を仕拂ふへしと云ふは、圓は即ち價值の本位

にして、之に數字を加へて價值を記謂するなり、是れジュヴォンス氏が貨幣の此の職掌を指して「價值の本位」と稱せし所以ならん、而して學者或は貨幣の職掌を稱するに、將來の仕拂の本位なる語を以てするものあり、是れ明かに負債の本位を意味するものにして、此の語や之を「價值の本位」なる語に比すれば、一層了解に便なるを覺ふるなり。

ジュヴォンス氏が貨幣の第四の職掌となせし所は、價值を保養するにあり、人は携帶に便し、又は貯藏に便せんか爲に價值を最小の物體に収縮せしめんことを欲することあり、金剛石及び其の他の寶石の如きは、量目軽く、體積小にして、尙大價值を含むか故に、此の目的に適せざるに非ず、萬項の田園も之を金剛石に換ふれば、其の價值收縮して能く之を懐袖に入るゝを得へし、然れども最も此の目的に適するは貨幣ならざるへからず、何となれば、今日文明國の貨幣は、量目軽く、體積小にして、尙大價值を含み、到る所に其の需要あればなり、故にジュヴォンス氏は價值を保養するを以て、貨幣の一職掌となせり。

ジュヴォンス氏は貨幣に一定の釋義を與へず、而して貨幣の行ふへき四箇の職掌

價值の保養

を列擧したり故に若し此の四職掌の全部若くは一部を行ふものは凡て貨幣なりと云ふの意ならん乎果して然らば天下の財貨擧げて貨幣ならざるはなしと云ふも可ならん何となれば諸種の財貨は此の四職掌中の一部を行ひ得ざるに非ず現に實際に之を行ふこと少なからざればなりジエヴォンス氏亦云へるあり一物品をして此の四職掌を兼ねしむるは素便宜上に出て必ずしも其の然るを要せず例せば金を以て交易を媒介せしめ銀を以て價值の標準と爲し借地料を仕拂ふの約束は小麥を以て之を記謂し價值を保蓄するには寶玉を以てするか如くに此の四職掌を四物品に分ち得ることを説きたり然れども氏は此の四職掌を兼ねるに最も適したる物品を考定するは我か貨幣論の一大目的なりと明言し其の他氏が貨幣論に於て説く所に徴するに氏は此の四職掌を兼ねるものを貨幣と爲すの思想を暗々裏に懐けるを察すへし。

第三章 貨幣に要する資格

貨幣の職掌以上の如くなるを以て貨幣と爲す物件は最も此等の職掌を行ふ

に適したるものを選ばざる可からず而して此の點に關しては諸學者の説く所大同小異に過ぎざるか故に茲にジエヴォンス氏の説に據り貨幣となるべき物品の具有せざる可からざる諸性質を列擧すれば左の如し。

- 第一、効用及び價值あること
 - 第二、運搬し易きこと
 - 第三、壞滅せざること
 - 第四、同質なること
 - 第五、分割し易きこと
 - 第六、價值の變動なきこと
 - 第七、認識し易きこと
 - 第八、刻印し易きこと
- 左に其の理由を略述すへし。

第一、効用及び價值あること 貨幣は價值ある物品に對して交易せられざる可からざるを以て貨幣たる物品も亦價值を有せざる可からず故に又價值の

効用及價
値ある事

據りて生ずる基本として、効用を有せざる可からず、抑或物品が貨幣として一たひ普く行はるゝときは、人々該物品其の物を需要せざるも、更に轉讓之を他人に仕拂はんと目的を以て、自ら受取ること肯んすへし、故に一般の人民に於て、互に之を受取るを肯んせは、毫も効用なき物品と雖、能く貨幣として行はるゝことにして、貨幣たる物品は効用を有せざるも可なるに似たり、然れども當初人民をして或物品を貨幣として受取るを肯んせしめんには、該物品は必ず人民の需要を引く所以の効用を有せざる可からず、若し効用なく需要あらざれば、該物品を貨幣として受取り、之に對して他の價值ある物品を與ふるは、何人と雖、諾せざる所ならん、既に或物品が貨幣として流通したる後は、習慣若くは法律の力を以て、其の流通を維持するを得べく、又其の貨幣として行はるゝことは、即ち該物品の第一の効用となるに至るへしと雖、當初よりして全く効用なき物品を貨幣として通用せしむるは、最も權勢ある政府と雖、蓋し能はざるへし、且貨幣をして其の諸職掌就中交易を媒介し、價值を保蓄するの職掌を十分に行ふを得せしめんには、貨幣となる物品は、世界各地方の人民が一齊に之を貴重する如きものなら

運搬し易き事

ざるへからず、而して千百の物品中に就き、斯る資格を具有するものを求むるに、一も金銀の右に出づるものあらざるなり。

第二、運搬し易きこと 貨幣となる物品は運搬し易きを要す、之を詳言すれば、量目軽く體積小にして、尙大價值を含むを要す、夫の歴史に傳ふる希臘古昔の鐵貨幣の如きは、商業を抑制するの目的に出でたるものなり、瑞典に於ては、往時専ら銅錢行はれ、商賈集金を爲すには、車を用ひざるを得ざりしと云ふ、又未開社會に行はれたる貨幣の如き、大抵は此の點に於て大に缺くる所あり、牛羊は幸に自ら歩すと雖、穀物獸皮等何れも運搬に不便ならざるはなし、今貨幣にして運搬し易ければ、之を懷袖に藏めて千里を行くの便あるのみならず、各地方の間、過不足速に相平均するを得るなり、穀物石炭等の如く、其價值に比して量積重大なる物品は、一地其の缺乏に窮し、他地其の過剩に苦むも、運搬の費用甚大なるを以て、有無を相通すること容易ならず、之に反して、金銀の如きは、輸送の費用甚た輕微にして殆と云ふに足らず、故に苟も一地に溢れ、他地に空しきか如きあれば、忽ち流動を生じて、平準を恢復せずんば、あらず、隨ひて之を以て貨幣と爲さば、各地

方の金利物價等常に均齊に歸するの傾向ありて、甚しき懸隔を生せざるなり、然れども、價值の貴さに過ぐる亦貨幣たるに適せず、小額の貨幣と爲すに於ては、金銀と雖、既に微小に失す、況や金剛石の如きに於てをや、金剛石の如きは、其の形大なるに従ひ、其の價值愈、貴きものなれば、其の價值を金銀に比較するに由なしと雖、今量目四、グレインの金剛石に十五磅の價值ありと爲し、假に之を同量目の金に比較すれば、其の貴きこと四百六十倍なり、故に若し金剛石を以て小額の貨幣と爲さば、其の塵微なる顯微鏡を以てするに非ずんば、見ること能はざるべく、其の取引上に不便なるや想ふべきのみ、是を以て貨幣たる物件は、體積輕小にして、價值貴さを要すと雖、其の價值貴さに自ら又程度あるを知るべし。

壊滅せざる事

第三、壊滅せざることを、貨幣は取引上間斷なく人より人へ移轉し、又之を貯藏するものなるか故に、貨幣たる物品は容易に壊滅するものなる可からず、酒精の如く蒸發し、獸肉の如く腐爛し、木材の如く朽蠹し、鶏卵の如く破壊し、鉛の如く磨盡し、鐵の如く銹蝕し、砂糖の如く消滅するもの、皆以て貨幣たるに適せざるなり、而して金銀は少しく銅を混すれば、其の質堅固となり、容易に毀滅するの患な

同質なる事

きか故に、又能く此の目的に適するなり。

第四、同質なることを、貨幣たる物品は、量目と價值と精密に相準するものならざる可からず、即ち同量目のものは、互に同價值を有し、量目二倍すれば、價值も二倍し、量目三倍すれば、價值も三倍する如きものならざる可からず、然るに穀物の如き、其の質に美臭良惡あるか故に、齊しく一石の米なりと雖、其の價值に幾等の差あるやを知らず、又寶石の如きは、其の形の異なるを尙むか故に、量目四、グレインのものは、量目二、グレインのものに比較して、其の價值番に二倍するに止まらざるべし、然れども、金銀に至りては、之を精煉して純金銀と爲すときは、何れの産地より出でたるに拘らず、其の質相同しくして、同量目のものは、互に同價值を有し、其の量目と價值と精密に相準するなり、故に又能く此の目的に適するを見るなり。

分割し易き事

第五、分割し易きことを、貨幣には大額貨幣と小額貨幣とありて、其の間に價值の比例を立てざる可からざるか故に、貨幣たる物品は分割し得るものならざる可からず、而して如何なる物品にても、分割し得ざるはなしと雖、大抵の物品は

之を分割するか爲めに、其の價值を失滅し、且再び之を合すること能はず、一頭の馬を寸斷せん乎、全く其の價值を失ひ、而して再び之を合して一頭の馬と爲すこと能はざるなり、然るに金銀に至りては之を合するも、將た分割するも、價值に増減なし、今千圓の價值ある一金塊を十分すれば、其の一片は各百圓の價值を有し、十片の價值を合すれば、即ち千圓となるへし、且斯く十分したる金片を鎔解して、最初の一金塊と爲すこと甚た容易なり、而して金銀の鎔解費は鎔解の爲めに起る金銀の消失を算入するも一毫に付、片乃至片に止まるなり。

第六、價值の變動なきこと、貨幣は以て他物品價值の高低増減を計量するの標準となるものなれば、貨幣たる物品の價值にして自ら變動せば、何を以てか能く他物品價值の變動を計量するを得んや、是れ猶自ら伸縮する尺度を以て、物の長短を計量せんとするか如く、標準たるの効力を失はざるを得ざるなり、而して其の價值の變動する毎に貨幣を所有するものは無論大に損益せざるを得ず、且貨幣は負債の本位となり、諸種の負債多くは貨幣を以て之を記謂せざるはなし、然るに金幾何を仕拂ふへしと約するときは、假令貨幣價值の高低せるに拘

價值の變動なき事

らず、尙其の同金額を受授するは習慣及び法律の然らしむる所なるか故に、貨幣騰貴すれば、則ち債主僥倖して、負債者意外の損失を蒙り、之に反して、貨幣下落すれば、則ち負債者僥倖して、債主意外の損失を蒙らざるを得ず、故に貨幣の價值にして動搖常なくんば、人安んじて、契約を爲す能はず、社會復た之より患ふべきは、あらざるなり、抑、價值とは他物に對するの關係なれば、今貨幣と或物品と交易するに當り、貨幣の價值は即ち或物品にして、或物品の價值は即ち貨幣なり、故に貨幣に對して與ふる物品の増減するは、是れ貨幣價值の増減するなり、物品に對して與ふる貨幣の増減するは、是れ物品價值の増減するなり、其の一方の價值既に變動すれば、之と同時に他の一方の價值も亦變動せざる可からずして、貨幣の價值に變動なきを望むか如きは、素より得可からず、唯、其の變動の原因彼れにあると、此れにあるとの區別あることにして、茲に貨幣の價值に變動なきを要すと云ふは、其の變動の原因貨幣に發せざるを要すと云ふの意なるのみ、而して如何なる物品と雖、既に價值あれば、遂に又其の價值に變動を起すを免れずと雖、就中金銀の如きは、其の變動の最も少なきは、古來の實驗之を證する所なり、其の故如

認識し易き事

何と云ふに、元來金銀は消滅の患少くして千古益々累積し來れるものなるが故に、其の現在の總高に比すれば年々産出高の増減の如きは、恰も海中に一滴を加減するが如く、以て大に現在總高の價値を動かすに足らざればなり。

第七、認識し易きこと。貨幣は人々の間に流通し、交易を媒介するものなれば之を受授するに當りて、一々其の品質を鑑定し、其の量目を秤度せざる可からざるに於ては、其の不便云ふへからず、故に貨幣たる物品は、認識し易くしむ一見判別し得るものなるを要す。寶石の如き老練なる玉工に非ずんば、其の正贋を評鑑する能はされば、若し斯る物品を以て貨幣と爲すときは、人民常に欺誑を罹るの危険大なり、然るに金銀は其の色美麗にして、認識し易く、其の純濁正贋を判別するも、敢て難きに非ざるなり。

刻印し易き事

第八、刻印し易きこと。之を受授する毎に貨幣を鑑定秤量するは實際殆ど能はざる所なれば、政府に於て其の性合量目を證明するの文字及び紋章を之に刻印するを最も便とす、故に貨幣たる物品は、刻印し易きものならざるべからず、而して金銀は少しく銅を混すれば、鮮明に文字及び紋章を刻印し得るが故に、又

貨幣の効用に關するミルの説

能く此の目的に適するなり。

以上列舉したる貨幣に要する諸資格は、其の理由明白にして、學者間に於て別段異議あるべき事柄に非ざるなり、是を以て諸學者の論する所大抵相同くして、殆ど確定したるものと云ふを得べし、然れども、獨り貨幣たる物品は、果して効用あるを要するや否やに關して多少議論なきを得ざるべし、例せば、ミル氏の如きは、効用なきも可なるを信するものにして、即ち氏は不換紙幣を論するに際し、左の如き言を爲せり。

紙片の如く全く効用なきものと雖、之に記録するに幾法、幾弗幾磅に相當する旨を以てするときは、貨幣と同様に流通し、貨幣と同様の利益を發行者に與ふることの實驗に因りて證明せられたる後は、政府は一人の如く、貨幣を以て之を兌換するの義務を負擔せずして、尙此の紙幣を發行するを得ば、大幸ならんと考ふるに至れり、是に於て乎、政府は此の不愉快なる兌換の義務を避け、單に紙片に與ふるに磅の名稱を以てすると、租税として之を收受するとの手段に因り、此の紙幣を流通せしむること能はざるやを試みんと決心せり、而して

確立せる政府は、其の勢力強大にして、殆ど何れの場合に於ても、能く其の目的を達するを得たり、余は信ず、一時の間は常に其の目的を達せざることをなすと云ふて可ならん、何となれば政府が此の紙幣を流通せしむるの力を失ふは、之を過度に濫用するに及びて、始めて然るものなればなり。

故に、ミル氏は他に何等の効用もなき紙片と雖、能く貨幣たるを得と爲すものにして、實際社會に不換紙幣の行はれたる事實は、以て此の説を證明するものなり、抑、物に價值ありと云ふは、其の物か他の物に對して貿易せらるゝを得と云ふに同しとす、而して元來貨幣は諸物品の貿易を媒介するを以て、其の職とするものなれば、貨幣にして他物品と貿易せらるゝこと能はずんば、如何そ其の貨幣たるの職を盡すことを得んや、故に貨幣たる物品は價值あるを要すと云ふは、即ち貨幣たる物品は貨幣たるの職を盡し得るを要すと云ふに異ならざるのみ、然れども貨幣をして斯く價值あらしめ、自由に社會に流通せしめんには、果して其の物に効用あるを要する乎、將た又他に毫も効用なきものと雖、法律若くは社會一般の一致によりて、貨幣たらしむるを得る乎、是れ即ち茲に觀察する所の疑問に

して、余は、ミル氏と共に貨幣たる物品は、必ずしも効用あるを要せずと云はんと欲するものなり、夫れ人か喜びて貨幣を受取る所以のものは、他の人に於ても亦同じく必らず之を受取るあらんことを期するか爲なり、故に苟も世間公衆に於て之を受取るあらんには、不換紙幣と雖、又能く社會の貨幣たるを得るなり、唯、不換紙幣を行ふは、紙を化して黄金と爲すものにして、發行者に非常の利益あることなれば、知らず識らず其の權を濫用して、紙幣社會に氾濫漲溢し、終には佛國及び米國の革命の時に於るか如く、其の紙幣全く價值を失ひて流通する能はざるに至るなり、然れども是れは畢竟するに、濫發の弊なるのみ、若し紙幣の高にして其の適度に過ぐることをなく、能く社會の需要に順應せば、不換紙幣亦貨幣たるを得ることにして、其の方法を講究するか如きは、蓋し經濟上最も緊要のことたりとす、今日に於ては未だ不換紙幣を行ひて、而かも濫發の危険なきを確保するの妙案良策を得ずして、所謂兌換紙幣の制を行ふと雖、抑、此の制たる例せば、十の紙幣を發行し、其の兌換準備として、は三の正金を置くに過ぎざれば、若し其の紙幣の一時に兌換を要求せらるゝあらば、決して之に應ずる能はざるは、三歳の兒童

と雖之を知るに難からざるへし故に紙幣發行高の正金準備高に超過する分は、實際倍も不換紙幣を行ふに同じくして、即ち兌換紙幣の制は不換紙幣を利用せざるが爲に今日までに發見せられたる諸法中の最も妙なるものなりと云ふて可ならん、又夫の補助貨幣の如きも例せば地銀として三の價值あるものを貨幣として五の價值に用ふるものなれば是れ亦多少不換紙幣と其の性質を同するものなり是を以て余は貨幣たる物品は必ずしも効用あるを要せざるを信するなり。

第四章 未開社會の貨幣

金銀の貨幣たるに最も適すること前述の如し而して今日の文明國何れも金銀を以て貨幣と爲さざるはあらず故に吾人は貨幣と云ふは必ず金銀を意味するもの、如く想像し他に貨幣あるを知らずと雖、是れ決して然るに非ず、野蠻未開の社會に在りては實に種々の物品を以て貨幣と爲せしを見るなり、今ジエツノス氏の説に據り其の二三を掲ぐべし。

未開社會に於ける類貨幣の種

獸皮

牛羊

惟ふに田獵以て生を營ひは各種族發達の歴史に於て産業上の第一の有様なり、而して此の原始の有様に於て、各人の普く需要する物品は獸肉ならざるべからずと雖、獸肉たるや腐爛し易きを以て屢、移轉し、且貯藏するの用に堪へず、獸皮に至りては斯る患少なく、且衣と爲すに於て、其の需要廣し、故に未開の社會に於て獸皮を以て貨幣と爲したることは、其の證跡多しとす、舊約全書約百記第二章中に曰く、皮可代皮、人凡所有者必悉爲其生命而捐焉とあり、是れ古昔の東方民族中に在りて、獸皮を貨幣と爲したることを證するものなり、又字學上より按ずるに、貨幣を意味するの語にして、獸皮をも意味するものあり、是れ亦獸皮を貨幣に用ひたるの遺證となすべし、露西亞に於ては、ベーター大帝の時代に至るまで、革製貨幣行はれたりと云ふ、又羅馬ラゼデモンカルセージに於ても、最古の貨幣は革製のものなりしと云ふ、且近く其の例を求むれば、夫の「ハドソン、ベイ會社」か北米の土人と通商するや、獸皮は交易の媒介物として、久しく其の間に行はれたるなり。

多年間飼養し得るものなれば、自然に之を交易の媒介物として用ふるに至るなり、此事亦證據多し、夫の希臘の詩聖ホーマーの詩中に、ダイラメツドの武器は九牛に値し、グロカスの武器は百牛に値すと記し、一女俘の相場は四牛なりと記する等の例少なからず、以て當時牛を價値の標準となせしを知るへし、又諸國の語に徴するに、貨幣を意味する羅旬語の「ベキユニア」なる語は、牛を意味する「ペカス」なる語より由來したるか如く、其の他貨幣を意味する語にして、牛羊家畜を意味するもの少なからず、又日耳曼の古昔の法律中には、罰金を定むるに家畜の頭數を以てするものあり、其の他牛羊の貨幣として行はれたる例、證據擧に違あらざるなり、加之奴隸の行はるゝ所に在りては、此の奴隸を以て貨幣と爲したるの證據多し。

裝飾品

又人の裝飾を愛するの情は、頗る強くして、衣食に次ぎ、或は衣食よりも先とするあり、而して裝飾の爲に用ひらるゝ物品は、人一般に之を貴重し、容易にして、壞滅の患少なからず、故に貨幣として行はるゝに至るは、當然なりとす、北米の土人中に行はれ、又英領印度、暹羅、亞弗利加の西岸等に於て、今日尙行はるゝ貝殻貨幣の

穀物

如きは、素裝飾の爲に用ひたるものと、遂に貨幣として用ふるに至りしこと明なり、其の他「フジ」人の「鯨齒」を貨幣と爲すか如き、又琥珀彫刻石象牙等の貨幣として行はれたるも、か如き、皆同一の事實を證するものなり。

又専ら農業を以て生を營む社會に於ては、農産物中の一層保存に堪ふるものを以て貨幣と爲すこと少なからず、歐洲中にも、隔遠の地方に於ては、古昔希臘の時代より今日に至るまで、穀物を以て交易の媒介物と爲すものありと云ふ、加之諸國に於ては、穀物を銀行に預け、且之を貸借するあり、中央亞米利加殊に墨西哥に於ては、往昔玉蜀黍を以て貨幣となし、又地中海の沿岸に於ては、其の普通産物たる橄欖油は、品質略異同なく、保存に耐へ、且分割に容易なるを以て、久しく貨幣として行はれたり、又米國殖民地及び西印度諸島に於ては、住時正貨の匱乏に苦み、立法者産物の價位を定め、債主をして仕拂上之を受取らざるを得せしめたり、千六百十八年「ヴァージニア」殖民地の知事、一封度三志の割合を以て煙草を通用すへき旨を布令し、拒むものは三年の懲役に處せり、之を聞く「ヴァージニア」會社に於て、殖民者の妻女となさん爲女子を輸入せしとき、初め其の相場は一人

橄欖油

煙草

此のタバコ煙草百封度なりしに、後騰貴して百五十封度に及びしと云ふ、近く千七百三十二年にマリイラントの立法院は、煙草並に玉蜀黍を法貨と定め、千六百四十年マツサチユイセツに於ても、穀物を法貨と爲し、遂に西印度諸島中に於ても、此の風に倣ひ勝訴の原告は砂糖糖酒水酒糖蜜生姜藍靛煙草等を受取らざる可からすと規定せしものあり、其の他中央亞米利加及びコカタンに於ては、コ、ア樹の菓實を以て小額貨幣となし、歐洲の或る地方に於ては巴旦杏を通用し、瑞西の山間村落に於ては鶏卵を通用し、ニュウファンドランドに於ては乾鱈魚を貨幣となせしことありと云ふ。

製造品の貨幣として用ひられしこと亦多し、セチガルの沿岸に於ては一種の綿布を貨幣とし、アビシニア、ズール、群島、スマトラ、墨西哥、白露シバリア、グエッダ、等に於ても亦然りしなり、又アングラの葡萄牙屬地に於ては、千六百九十四年まで、リボンゴスと稱する菓貨幣行はれたり、是れ稻莖を以て織りたる小蓆にして、其の起原確知すべからずと雖、サモア人の大に貴重し、且交易の媒介物として用ひたる美麗なる蓆と同しく、其の始めは貨幣たるの外に他の用ありしことな

菓實及鶏卵

綿布、菓稻莖

らん。

其の他アビシニア、スマトラ、墨西哥等に於ては、食鹽、スマトラに於ては、護謨並に蜜蠟、太平洋諸島に於ては、赤羽糖粗に於ては、立方體に捏固したる茶粉、マラガシに於ては、鐵錘及び鐵鋤を貨幣として用ひたり、又アダム、スミス氏の記する所に據れば、蘇格蘭の或村落に於ては、釘を貨幣として用ひたりと云ふ。

以上は、ジュゼフ・オンス氏の貨幣論に據り、數例を掲けたるものなりと雖、尙太古の社會及び今日の野蠻社會に就きて探究するときは、此の外に數多珍奇なる物品の貨幣と爲されたるを發見すること難からざるべし。

第五章 製造貨幣

前章記述せしか如くなれば、古來貨幣として用ひられたる物品は、實に千種萬様なるを知るべし、然れども凡そ世の百物中最も貨幣の目的に適するは金屬に如くはなく、金屬中最も其の目的に適するは、金銀に如くはなきこと明なり、而して此の金銀を製造するに及びて、之を貨幣の目的に利用すること至れりと云ふ

食鹽、護謨、其他

銅鐵及青

可し。
太古歐洲に於ては、未精鍊にして一定の形状なき銅塊を貨幣として用ひ、プリ
ニト氏の云ふ所に據れば、セルゲイ、アスチユルリア、アス王の時代以前、黃銅既に流通し
たるか如し、而して其の後銅鐵又は黃銅の小棒若くは小釘の形を爲せるものを
用ふるに至りしものと見えたり。

金粒金砂

金の如きも自然に金粒若くは金砂の形状を具へて砂洲中に發見せらるゝも
のなるか故に、此の金粒金砂は實に又原始の金貨にてありき、古昔の白露人は安
全便利の爲に金砂を羽莖中に封入して通用したり、カリフォルニア、濠洲、ニュージ
ランドの金坑地方に於ては、金砂を秤量し、之を以て他の諸物品と相交易したり、
金銀を鎔解し、且槌を以て之を種々の形状に打展するの術は、早く發明せられた
る所にして、今日に於ても僅に數、アムステルダムの銀貨を貯蓄し得たる貧困なる印度
人の如きは、銀匠に托し、之を鎔解槌打して單純なる腕飾を造り、一は以て裝飾の
用に供し、一は以て富を保養するの用に供すと云ふ。

古昔の「ゴシック」人種、セルチック人種の如きは、金を針金に造り、之を螺旋狀の

製造貨幣
の端緒

輪と爲して通用したり、而して此の輪錢は、惟ふに製造貨幣の端緒をなせしもの
にして、其の古物遺證は、歐羅巴及亞細亞の諸地方に發見せられたり、且或場合に
於ては、此の輪錢の量目を畫一にしたるか如し、シーザーの言に、「ブリトン人は
貨幣として使用せしか爲に、量目の一定したる鐵輪を有せりとあるか如き即ち
其の證なり、又或場合に於ては、此の輪錢を秤量して取引し、秤量の煩を避けんか
爲に、一定量目の輪錢を袋に封入し、之に信印を捺して通用したるもあるか如し。
其の他曲狀を爲せる金銀の小錠若くは小棒を用ふるか如き、粒形又は扣鈕形
の金銀を用ふるか如き種々にして一ならずとす。

鑄錢の始めて行はれたるは、何れの時代にある乎、是れ亦明知す可からずと雖、
諸學者の説に據れば、ホーマーの時には鑄錢未だ行はれず、而してライカ、ルガス
の時には其の既に行はれたること明なれば、鑄錢の發明は其の中間即ち紀元前
九百年の頃にあらざる可からずと云ふ、又傳説に曰く、アイゴスの王、フイドン、紀
元前八百九十五年の頃、エネジナ島に於て初めて銀貨に刻印したりと、而して此
の傳説は小銀錠の刻印せられたるもの、同島に於て發見せられたるの事實に據

りて證明せられたり、然れとも後の穿鑿により、フィドンは紀元前七百年代の中頃に生活せし人なること知られ、且グロート氏の説にはフィドンの銀貨刻印はエーシナには非ずして、アイゴスに於て爲されたりとあり、此の説甚た信すへきか如し。

貨幣製造の發明せられたる由來は甚た解し易しとす、抑、證印の既に古昔より行はれたることは、埃及及びニニツの遺物に徴して之を知るへし、而して此の信印は所有權又は契約を證明し、其の他諸般の事に於て證左として用ひられたれば、社會の主權者か自ら任して金屬の片塊の量目を保證するに及び、其の信印を之に打つに至りしは當然のことなりとす、然れとも其の刻印の方法の如きも、最初に在りては甚た粗なるものにして、リヂア及びペロポンネサスに行はれたる貨幣の如きは、唯、其の一面に印跡を打ちたるに過ぎず、又、ラリンと稱する白耳義の貨幣は、銀線にして其の一部を平展し、之に印を打ちたるものなり、又今日支那に行はるゝ所謂馬蹄銀なるものは、馬蹄の形狀を爲したる銀錠に刻印したるものなり。

貨幣製造の發明せられたる由來

製造貨幣の定義

以上の輪粒、刻印せられたる錠の如き、既に製造貨幣と稱すへきに近じと雖、未だ以て完全合宜の貨幣と爲すに足らざるや論を俟たざるなり、シエヴァリー氏は曰く、貨幣とは量目及び品位の保證せられたる錠なりと、然れともシエヴァリー氏は此の定義を以て足れりとせず、更に説を爲して曰く、製造貨幣とは其の両面に精巧なる圖紋を刻印して以て其の量目及び品位を保證したる金屬の錠なりと、蓋し善良なる貨幣は、唯、其の固有の量目及び品位を保證するに止まらず、更に贗造剝削の姦計を防ぐの工夫最も精密周到ならざる可からず、是を以て今日貨幣を製造すと云へば、金屬を適宜に分割して、圓形、橢圓形、方形、其の他一定形の平板と爲し、彫刻せられたる印型により、其の両面に精緻なる標識を鮮出するは勿論、往々其の周邊に至るまで漏らす所なく、印章を施すものありとす、而して斯る貨幣にして其の製造巧妙を盡せるものに至りては、之を贗造するか如きは、勞費莫大にして、得て企つへからざるなり、又其の剝削を蒙むり、加之多年流通して、自然に磨滅を受くるあるも、之を検出すること難からざるなり、故に其の固有の量目及び品位を保證するのみならず、又能く其の量目品位を維持して、變更を防ぐを得る

第六章 製造貨幣の最良形状

鑄錢の物たる前述の如しとせば、鑄錢は如何なる形状を有するを以て最良とする乎、是れ次に述べざる可からざる所なり、而して古來諸國に行はれたる貨幣の形状亦一ならず、日耳曼諸州には數多の貨幣行はれたる中に、八稜なるものあり、六稜なるものあり、又千五百十三年ラドベルトのオルスブルグに於て發行せる貨幣は、方形にして其の中心に圓形の記印を有し甚た奇なり、又英國及び其の他に於て行はれたる記捷錢戰勝記念の爲製造したるものには、方形若くは斜方形なるものあり、就中奇なるは第十八世紀間に瑞典に流通したる銅板錢にして、其厚さ凡そ八分の三英寸あり、大小に至りては其の價格に従て一ならず、三、四、五、六、七、八の如きは方七英寸半にして、三封度半の量目を有すと云ふ、全面に模様を刻む能はざるを以て、四隅及び中央に圓形の記印を刻み、以て剝斷の患を防げ、日本の如きも往時に在りては種々の貨幣行はれたること讀者の記憶せらるる

種々なる
幣狀の貨

所なり、大判小判の如く橢圓形なるものあり、二分銀の如く長方形なるものあり、天保錢又は一文錢の如く橢圓形又は圓形にして、中央に方孔を穿ち、以て貫串に便するものあり、支那の厘錢も日本の一文錢に同じく、又臺灣の貨幣も之に同じくして、唯一層厚く且大なりと云ふ、加之往時白耳義に於ては、短劍形の貨幣行はれたるが、是れ恐くは凡ての貨幣中の最も奇形なるものならん。

今貨幣を製造するに、最良の形状及び刻印法を擇むは最も緊要のことなり、抑社會貨幣を制定し、一般に行はるときは、之を贋造するの奸人輩出し、罰するに如何なる酷刑を以てするも、到底之を絶つ能はざるは、古來經驗の證明する所なり、而して之を贋造するものあるに及び、嚴罰酷刑の力を藉り、以て之を禁せんとするは、始めより精緻巧妙得て模倣す可からざるの貨幣を製造し、以て贋造の誘念を未發に豫防するに如かさるなり、故に贋造を防ぐは、貨幣製造上の第一の目的なること明にして、此外にも尙注意せざる可からざるの點少なからず、是を以てシニヴォンス氏は貨幣製造上の四大綱領として、左の諸項を掲げたり。

第一、贋造を防ぐこと

貨幣製造
上の四大
綱領

第二、剝斷を防ぐこと、

第三、磨滅の損失を成るべく減少すること、

第四、貨幣を以て之を發行する會社及び之を通用する人民の技術上及び歴史上の記念標と爲すこと、

此の第一の目的を達するは、器械的の巧妙を盡し、非常に精緻なる器械を用ふるに非ずんば、製造する能はざらしむるにあり、斯の如くなれば、奸者偶、贋造を試むることあるも、其の精巧到底遠く及ぶ能はずして、正贋一目にして、瞭然たるべく、彼等假令又十分の器械を得んとするも、其の費用頗る大にして、得失相償はざるなり、而して斯る器械を得且運用するか如きは、壯大なる設備を要し、彼等の容易に人目を忍ひて爲し得る所に非ざるなり、剝斷を防ぐは、貨幣の両面周邊を覆ふて、立錐の餘地なき迄に、細密鮮明なる圖識紋章を刻印し、復た術の得て施すべき所なからしむるにあり、磨滅の患を減少するは、金屬混和の割合を適宜に定め、其質を堅固にし、且貨幣の大小厚薄及び形狀を定むるに注意し、通用の際成るべく磨擦を受けざらしむるにあり、而して貨幣の製造及び之に施せる圖識は自

現今文明
國に於ける
貨幣の
形状

然に當代技術の巧拙を後世に傳ふるの遺證となるものなれば、其精巧を務むるを要し、且即位、戰捷、憲法發布、國會創立等のことを記し、傍ら歴史上大事件の記念標と爲すを可なりとす。

以上は貨幣の製造上に於て注意せざるべからざるの要件なり、而して方今諸文明國に行はるゝ貨幣は、圓形の平板にして、其の両面周邊に圖識紋章を刻印し、畧能く以上の諸要件に適合したるものたるを知るべし、是れ古來の實驗上改良に改良を積み、漸く發達し來りたるものなれば、今日まで發明せられたる貨幣の最良形狀たるは、素より疑ふべからざるなり、且貨幣は、絶えず人々の間に轉輸流通して、取引を媒介するを職とするものなれば、日常の取扱に便なるを以て、至大の要件と爲さるべからず、而して此の點よりするも、今日行はるゝ如き貨幣を以て最も佳とするか如し、唯、其の技術の巧拙及び其の形の大小に至りては、諸國貨幣の間に種々の優劣ありて、將來改良を加へざるべからざるもの亦少なしとせざるべし。

第七章 造幣は官業たるべきこと

諸文明國に於ては品質量目の一定し且其の品質量目を保證すべき細密なる文字紋章を記印したる良好なる貨幣を必要とするや論を俟たず然らば即ち此の貨幣は如何にして之を供給すべき乎造幣の事は主權者の特權として政府に於て之を可るべき乎將た扣鈕指環留針等の如く之が製造を民間の會社若くは一個人に托し得べき乎。

メベンサー氏の如きは貨幣の製造も他の諸物品と同じく之を民間の競争に任して可なりとせり曰く吾人は茶の供給を雜貨商に托し麵麩の供給を麵麩商に托するか如く貨幣の供給も之を「ロートン」商會の如き「バドミンガム」の商會に托して可なり良質なる茶を賣り美味なる麵麩を與ふるものは華客の歡心を得て終に市場に制捷すると同じく正直にして精巧なる貨幣師は其の良貨幣を以て他の惡貨幣を驅逐し市場を占領するに至ること必せりと。

然れどもメベンサー氏の此の説は放任主義の最も極端に流れたるものにし

造幣民業
の説

て大に誤れることは諸學者の共に論ずる所なり其故如何と云ふは今良惡の諸貨幣並ひ行はるゝあらは世人は其の外觀の同じきに惑ひ之を同價に通用するあらんと雖貨幣商人兩替屋等の如き事に慣れたるものは直に良惡の差あるを看破し獨り惡貨幣のみを拂出し良貨幣に至りては之を貯藏し若くは熔解するか故に良貨幣は次第に消滅し市場に存するは惡貨幣のみとなるに至らん夫れ齊しく一圓と稱する貨幣にして品質に良惡あり量目に輕重あり而して知らざるものは物品の代價及び負債の償却として同價を以て之を受取るも是は知るもの誰か又良貨幣を以て仕拂を爲すものあらんや是を以て惡貨幣發行者はれて良貨幣益減少し遂に世人一般に此の事を知るに及びては諸物價此の惡貨幣に對して騰貴するか故に貨幣の所持人大に損失せざるを得ざるなり之を事實に徴するに貨幣を民間にて私製する場合は在りては必ず貨幣愈劣惡に赴くの結果を見ざるはなきなり往時英國の銅貨は重きに商人の私製に係り其の結果や輕量なる銅貨濫發せられ受取る所の銅貨三個對眞物は一に止まり二は偽物なりしと云ふ又下等なる製造者の如きは銀貨二百枚に付き銅貨三十六枚の

割合を以て、此の悪銅貨を買込み、而して之を職人の賃銀として仕拂ひ以て射利を圖りたり、支那に於ても厘錢は専ら人民の私製に係るを以て、其の今日に行はるゝものは、往時に比して大に劣悪となれり、是れ貨幣の製造は他の諸物品の如く、民間の競争に任ずる能はざる所以にして、之を私製に放任するに於ては、姦猾敏捷なるもの利益して、正直遲鈍なるもの損失せざるを得ざるなり。

故に造幣の事は、須らく政府の任せざる可からざる所にして、嚴密なる法律を以て之を規制し、別に一局を設け、専門の技術家を置き、精緻巧妙の良貨幣を製造するを至要とするなり、是れ今日何れの國に於ても、造幣の權は之を政府に掌有し、嚴に人民の私製を禁せざるはなき所以なり、時に或は人民の私製行はるゝ國なきに非すと雖、斯の如きは幣制の最も紊亂壞廢せる場合にして、固より文明國の例外に置かざる可からざるものとす。

且造幣のことは政府之を司るを可とするの理由、更に三あり。
第一、政府は法律を制定公布するの權あること、夫れ貨幣は流通の最も普きを貴み、且其の品質量目の確定して、毫も動かざらんことを要す、若し然らざれば

造幣を官
業とすへ
き理由

は交易を媒介し、價値の標準となり、負債の本位となること能はざるなり、然るに會社若くは一個人に於て、貨幣を製造するも、強ひて之を通用せしむるの權なきか故に、人民之か受領を拒むに於ては、社會復た一定の貨幣なきに至るへし、又良惡の貨幣混合して行はるゝときは、其の何れを以て價値の標準及び負債の本位と爲すへき乎、共に一圓貨幣と稱するも、其の良惡輕重の差あるときは、代價として受取るへき貨幣の異なるに従ひ、諸物品の相場を異にせざる可からずして、賣買上非常なる煩雜を致し、殊に將來に亘る契約の如き、頗る危険にして、紛議絶えざるへし、然れとも政府に於ては、法律を以て貨幣の種類性含量目を制定公布し、且其の貨幣に負債を償却するの効力を與へ、以て全國人民に通用を命ずるの權あり、故に政府貨幣を發行するときは、普く全國に流通する畫一の貨幣を得ることにして、商業上契約上計算上に至大の利益あり、之を要するに、貨幣の能く天下に流通して、阻碍なきものは、其の基く所唯、信の一字にあり、而して萬一の場合を除くの外は、政府の信は一會社又は一個人に比して遙に優るあるは、何人と雖、許さざるを得ざる所なり。

第二、政府は租税を徴収するの權あること、如何なる政府と雖、租税を徴收せざるはなく、租税の徴收權なき政府は固より成立すること能はるなり、而して政府貨幣を發行し、租税として之を受取ることを布告するに於ては、假令法律を以て其の通用を強ひさるも、能く之を民間に流通せしむるを得へし、何となれば何人と雖、納税の義務を負擔せざるはなきか故に、此の租税として納め得るものは自ら又之を受取るを肯んすへければなり、左れば政府が貨幣を發行し、租税として之を受取らんことを布告するは、恰も政府が約束手形を發行し、此の手形を持參するものに對して保護を與ふべきを約束するに同しとす、人民にして政府の保護を仰かざるはなく、隨ひて納税の責任なきものにあらざれば、政府が租税として受取んことを諾する以上は、彼の不換紙幣と雖、人民は其の勤勞及び物品の代價として之を受取るを甘んずるあらん、然るを况や之を鎔解するも尙十分の價值ある金屬貨幣に於てをや、其の容易に民間に通用せらるゝこと、蓋し之に如くものあらざるなり。

第三、貨幣發行より生ずる利益は、須らく政府之を收むべきこと、紙幣を

發行するは、發行者に大利あること明なりと雖、是は今茲に論ずる所にあらず、而して金屬貨幣を發行するに於ても、補助貨幣の製造の如きは、發行者に大利あるものにして、此の利益は一個人又は會社をして之を壟斷せしめんよりは、政府をして之を收めしむるを至當とするなり、何となれば貨幣の如き實に社會文明の大機關にして、今造幣の制度上自然に利益の生ずるあれば、國民の代表者たる政府をして之を收めしむるより可なるはあらざればなり。

故に貨幣製造の事は、今日の實際に於て政府之を司らざるはなく、又理に於ても政府をして之を司らしむるを最も可とするを知るへし、往昔に在りては、暴君汚吏時に出て、擅に造幣の權を濫用し、國用竭盡するに當りては、或は貨幣の純分を減少して、補ふに雜物を以てし、或は貨幣の量目を減少しなから、依然之を唱ふるに舊名稱を以てし、即ち薄を厚と爲し、輕を重と爲して、人民を欺瞞し、以て財政の窮乏を彌縫せんと試みたること、其の例史乘に歴々たるを見る、是れ眞に恐るべきの惡策にして、其の弊云ふ可からざるなり、然れども幸にして今日は復た斯の如き不正手段を憂ふべきの理由なし、造幣の事吾人安んじて之を政府に托

すへきなり。

貨幣製造の事既に政府之を司らざる可からすとせば、其の製造の多寡の如きも政府一に之を定むへき乎、是れ決して然らざるなり、抑、本位貨幣は之を製造して貨幣と爲すも、之を鎔解して地金銀と爲すも、唯、同物其の形狀を變するに過ぎずして、其の價值毫も増減する所なし、製造料を徴せざるものと假定すれば、然れども、其の用方の異なるに従ひ、或は貨幣の形狀を有するを便とすることあり、或は地金銀の形狀を有するを便とすることあり、隨ひて人民貨幣を鎔解して地金銀と爲さんと欲することあり、又は地金銀を製造して貨幣と爲さんと欲することあり、而して貨幣を鎔解するは人民の容易に爲し得る所にして、假令政府之を禁制するも、其の禁制行はれ難しと雖、貨幣を製造するに至りては、事頗る困難にして、人民の得て企及す可からざる所なり、故に先づ問ふへきは、政府は人民の請に應じて、貨幣の製造を許可すへきや否やにあり、此の問に對しては、勿論之を許可せざる可からすと斷言するを以て足れりとす、夫れ一國幾何の貨幣を要する乎は、殖産の盛衰、商業の繁閑、信用取引の消長、人口の増減、運輸通信の快澁等枚舉

一國貨幣
の多寡を
定むるは
人民にあ
り

すへからざる數多の事情に因りて定まるものにして、常に適當の高を察知し、能く過不足の患なからしめんことは、吾人之を政府のみに望むへからざるなり、且政府の明果して能く之を察知し得るとするも、政府が獨り地金銀を購入して之を製造するは、人民の地金銀を持參するものあるに従ひて之を製造するの簡且便なるに如かさるなり、故に造幣局は其の門戸を公開し、政府と人民とを問はず、地金銀を輸入して製造せんと欲するものあれば、則ち之を製造すへきなり、斯の如くなれば、貨幣に剩餘あるに當りては、人民之を鎔解し、又は輸出すへき、若し又貨幣不足を告げて、地金銀を所有するよりも、之を製造して貨幣と爲す方利益あるに會せば、人民乃ち其の製造を請ふへし、故に造幣の權は政府の掌握する所なりと雖、人民は貨幣製造を請ふの自由を有せり、即ち政府の專にする所は、製造の技術にありて、一國貨幣の多寡を定むるは、概ね人民にありと謂ふへし。

以上説く所は、勿論本位貨幣のみに關するなり、若し夫れ補助貨幣に至りては、後に述ぶるか如く、其の製造上格別の利益あるものなれば、政府に於てのみ之を製造すへき、其の製造を請ふの自由を人民に許す可からず、而して政府が補助貨

幣を發行するには、先づ人口を以て標準と爲し、每一人幾何と云ふか如き割合を立て、發行するを例とするか如し、而して後ち尙能く實地流通の景況を視察し、人民過不足を訴ふるなきやに注意し、務めて適度を失ふと勿らんを要するなり。

第八章 製造料を徴收するの得失

貨幣の製造は之を政府に任せざる可からず、而して其の製造を請ふの自由を人民に與へざる可からず、是を以て本位貨幣に在りては、人民の請に應じて之を製造すると、今日文明諸國の通則たり、我か現行造幣規則第一條に曰く、大阪造幣本局若くは東京該出張所に輸入する内外人民の金銀地金は、休日を除き毎日之を受取るへしと、而して輸入地金に對する代り貨幣は日本銀行本支店及び其の大阪支店又は横濱神戸の代理店に於て、一定の區別及び期日に依り、之を拂渡すへしとは、同規則第十條の規定する所なり、然らば則ち政府か人民の請に應じて貨幣を製造するに於て、其の製造料を徴すへき乎、將た之を官費と爲すへき乎、是れ次に講究せざる可からざるの點なり、此の點に關しても學者の論二派に分る

貨幣製造
料を徴す
る理由

而して其の製造料を徴せざるへからすと云ふの説に二あり。

第一は貨幣を製造するには壯大なる造幣局を設立し、精緻なる機械を装置し、諸般の入費甚だ大なれば、其の製造を請ふものに製造料を課し、以て其の入費を償はしめざる可からすと云ふにあり、此の論は理由明にして別に細説するを要せざるなり。

第二は貨幣の價值を地金銀の價值よりも貴からしめ、以て貨幣の鎔解を防かざるへからすと云ふにあり。

蓋し製造料を課することなく、貨幣製造の入費は悉く政府に於て之を負擔するものとせば、同量同質の金銀は、貨幣の形狀を有すると地金銀の形狀を有するに論なく、互に同價值を有すへし、故に商品の輸入其の輸出に超過するか、又は其の他の事情により、金銀を外國へ輸送するの必要あるときは、貨幣商人の輩は、毫も顧慮する所なく、貨幣を鎔解して輸出すへし、何となれば其の貨幣たるの故を以て、價值貴きを致すに非ざれば、之を鎔解するも、更に己に損失あらざればなり、是を以て從ひて製造すれば從ひて鎔解せられ、其の製造に費やしたる資本と

勞力とは全く國家の損失に歸して止むへし、然れども人民地金銀を造幣局に輸入して、其の製造を請ふに當り、一部を製造料として控除するときは、事右に異なりて、爲に貨幣熔解の患を防ぐを得ん、例せば一匁(即ち四百八十匁)の地金を二十分して、二十個の貨幣を製造するものとせよ、若し製造料を徴することなくんば、一の地金を納めたるものは、各二十四匁の量目ある貨幣二十個を受取るを得へし、然れども政府は製造料として一匁に付百分の一、即ち四匁八を控除するものとせば、殘量四百七十五匁二となる、今之を以て二十四匁の貨幣を製造すれば十九個八を得るに過ぎずして、二十個を得る能はず、而して之を以て二十個の貨幣を製造すれば、各貨幣の量目は二十三匁七六に減少せざる可からず、要するに政府が製造料を徴するときは、人民は一匁の地金を納めて四百七十五匁二の量目ある貨幣を得るに過ぎず、即ち二十四匁を納めて二十三匁七六を得るの割合なり。

然らば則ち其の結果は如何、人民は地金二十四匁を納めて二十三匁七六の量目ある貨幣を得るに過ぎず、其の間明に零匁二四の損失あり、故に貨幣を製造するの利益は、此の損失を償ふて餘りあるに非ずんば、其の製造を請はざるへし、之を換言すれば、量目二十三匁七六の貨幣の購買力は、量目二十四匁の地金の購買力に超過するか、若くは少なくも之と同一なるに非ずんば、何人も貨幣の製造を請ふものなかるへし、何となれば、貨幣たるは地金たるに論なく、同量同價のものとするれば、地金を貨幣に製造するか爲に、二十四匁に付零匁二四を失ふは、不利益なること論を俟たされはなり、故に政府製造料を徴するときは、則ち貨幣の價值を地金の價值よりも貴からしむるの結果なくんばある可からざるなり、今其の然る所以を述べん。

抑、貨幣と地金銀とは互に變形すること容易にして、其の用も大に異ならずと雖、尙貨幣は貨幣としての特用あることは、各社會の貨幣製造を必要とするの事實に徴して固より争ふ可からざるなり、地金銀は受授の際量目を秤度し、品質を鑑識せざるへからずと雖、貨幣は政府の保證あるを以て、之を爲すを要せざるなり、地金銀は仕拂上法貨たるの効力あらずと雖、貨幣は即ち法貨たるなり、故に國際貿易に於てこそ地金銀は貨幣たるの用を爲すなれ、内國の取引に於ては、貨幣

貨幣と地金銀

の至便なるに如かざることを明にして、小額の取引に關しては殊に然りとす。是れ貨幣は地金銀に異なる需要ある所以にして、其の需要の多少に従ひて多少の貨幣製造せらるゝなり。蓋し人民の貨幣製造を請ふものは、貨幣の需要強く、隨ひて其の價值同量の地金銀よりも貴きか爲めなり。而して政府製造料を徴せざるときは、貨幣の價值同量の地金銀と同じきに至るまでは製造を請ふへしと雖、若し製造料を課せらるゝときは、貨幣の價值尙同量の地金銀よりも貴き間に、其の製造を請ふこと既に止むへし。何となれば貨幣と地金銀との間に製造料を償ふに足るの差價は常に存せざるへからされはなり。即ち製造料あれば、製造料なき時の如く、貨幣増加せざるを以て、其の價值貴きを致し、量目二十三、七六の貨幣と雖、能く量目二十四、八の地金に超過し、若くは同じきの價值を維持するか如きことあるなり。而して貨幣の價值既に地金銀に超過すれば、復た之を鎔解するものあらざるへし。何となれば貨幣としては、價值貴きを致すと雖、之を鎔解して地金銀となすときは、其の貴き價值を失へばなり。故に製造料を徴するは、貨幣鎔解の患を防ぐの結果あるなり。

夫れ何人と雖、濫りに金器を鎔解して地金となすものあらざるへし。金器としての價值は、地金としての價值よりも貴ければなり。然れども政府若し人民の請ふに任せ、官費を以て金器を製造するとすれば、人民其の便とするに従ひ、金器を鎔解するを毫も躊躇せざるへし。貨幣も亦之に同じきのみ。

以上は製造料を課せざるへからすと爲す第二説の出づる所以にして、アダム・スミス氏マカロック氏の輩即ち此の説を採れり。

然れども之に反對して製造料を課すへからすと云ふの論あり。而して可製造料論の第一理由の簡明なるか如く、之に反對する非製造料論の第一理由も亦簡明なり。曰く貨幣製造に入費を要するは云ふまでもなし。然れども貨幣は社會公共の用に供する文明の最要機關なれば、其の費用の如きは、當さに政府自ら之を負擔すへし。若し製造料を製造依頼人に課せざる可からすと云は、道路の入費の如きも、一々往來人に就きて之を徴せざるへからざるの理ならん。然れども道路費の類は國庫の支辨する所にして、人民の租税を納むるものは、政府をして此等の便益を謀らしめんか爲なるに非ずや。左れば萬民公共の爲にする貨幣の如

貨幣製造
料を課す
へからす
との説

きは其の製造入費を國庫に於て負擔せざる可からず、一々製造料を製造依頼人に課するは極めて不當なりと。

又製造料を徴して、以て貨幣鑄解の患を防かざる可からずと云ふの論に關しても、之に答ふるの説あり。

貨幣鑄解の患を防んか爲に製造料を課すへしと云ふの説は、其の理なきにあらず、然れとも地金銀を造幣局へ輸入して製造を請ふものは、多少の時日を経たる後に非ずんば、成貨を受取る能はずして、其の間利息の損失を蒙むらざるを得ず、而して此の利息の損失を蒙るは恰も輕き製造料を課せられたるに同じく、假令政府が製造料を賦せざるも、尙貨幣の價值は地金銀の價值に比して幾分の貴きを致すなり、左れば英國に於ては地金一匁の造幣價值は三磅十七志十片半にして、同國政府は製造料を課せざるか故に、地金一匁を造幣局へ輸入すれば、三磅十七志十片半の成貨を受取るを得るなり、然れも其の成貨を受取るまでには數週間を経るか故に、人民は之を不便とし、直接に製造を造幣局へ請ふものなく、地金を有するものは寧ろ之を英蘭銀行へ持參して其の紙幣と交換することを擇

へり、而して其の交換の割合は千八百四十四年前に在りては通常地金一匁に付三磅十七志六片なりしを以て、四片半の製造料を支拂ふに異ならず、是れ造幣局へ製造を請ふときは、時日遷延し利息の損失あるか故に、之を英蘭銀行へ持參して、即刻に三磅十七志六片の紙幣を受取るに如かずと爲せばなり、該銀行紙幣は請求次第金貨と兌換し得べきものなれば、之を有するは金貨を有するに異ならざるなり、而して英國は千八百四十年の銀行條例を以て、地金を持參して紙幣と交換せんことを請ふものあれば、一匁に付三磅十七志九片の割合を以て之を交換せざる可からざる旨を英蘭銀行に命せり、故に地金を紙幣に交換せんとするものは、従前の如く四片半を失ふを要せずと雖、尙一片半を失はざるを得ざるなり、左れば政府別に製造料を徴せざるも、地金銀を造幣局へ輸入して成貨の拂渡しを俟つときは、利息の損失あるを以て、貨幣の價值は同量の地金銀よりも貴きを致し、隨ひて人民濫りに貨幣を鑄解するの患あらざるべきなり、是れ製造料を徴す可からずと爲す説の出づる所以にして、マクラウド氏の輩此の説を採れり。

今轉じて我が造幣規則は、此の問題に關して如何なる主義を採れるやと云ふ

に、舊造幣規則第十條に曰く、本位金貨鑄造の手數料は當分の内百に付一たるへし、第十一條に曰く、貿易銀貨鑄造の手數料は當分の内百に付一半たるへし、第十二條に曰く、試験鎔解の手數料は金銀とも千に付一たるへしと、然れども現行の造幣規則(明治十六年五月第十五號布達)に於ては更に此の手數料を減少したり、即ち同則第十一條に曰く、鑄造料は金貨幣は千分の七、銀貨幣一圓は千分の十を收入すへし、若し試験鎔解を要する地金なれば、更に千分の一を收入すへしと、此の如く我が國に於ては製造料を課するの主義行はるゝなり、(編者云く、現行の造幣規則は明治三十年四月勅令第三百三十八號を以て、金銀地金精製及品位證明規則は同年同月勅令第三百三十九號を以て公布せられたるものに係り、其精製手數料徴收の割合は後者の第十條に規定しあり、更に三十七年四月勅令第三百號を以て改正されたるものにして、即ち現行規則なり。)

英國に於ては方今造幣の費用は全く之を國庫に仰き、絶えて製造依頼人に製造料を課することなしと雖、往昔に在りては他の歐洲諸國と同しく大に製造料を徴せしなり、抑、往昔歐洲諸國の國王を賦課したる製造料なるものは之を分拆

英國の製造税

すれば二種の元素を包含せるを見る、一は貨幣製造の入費を償ふか爲に徴する所にして、之を「ブラッセージ」若くは「ミンテージ」と稱し、即ち適當に製造料の名を下すへきものなり、一は國王か其の造幣の特權によりて、課取する所の賦金、即ち製造税にして、之を「シーニオレージ」と稱し、王室に歳入を得るの目的に出づるものなり、然り而して國王に製造税賦課の特權あることは、當時學者と雖、翕然之を唱道せし所にして、視て以つて國王歳入の尋常の一泉源と認められ、加ふるに貨幣は假令其の品質を劣惡にし、其の量目を輕減するも、尙従前と同一の價值を以て通用せらるへしとの陋見僻說當路者中に行はれしかば、夫の製造料の賦課は正貨を國內に保蓄して、其の輸出を防ぐの効ありと云ふの説と相合し、執權者をして遲疑する所なく、貨幣を劣惡にするの勇氣を得せしめたるか如し、現にヘンリー第四世即位の第十三年に於て、上下兩院は貨幣匱乏の弊害を救正するの策として、貨幣を劣惡にせんことを國王に奏請したるを見れば、又以て當時の状態を想察すへきなり、左れば政府か財政の困難に會するや、直に眼を貨幣に注ぎ、之を劣惡にすることを憚らざりしか如き、今日より之を觀れば、吾人其の暴に驚

貨幣量目の減殺

くの外なしと雖、當時に在りては左まで之を異とせざりしなり、今試みに英國に就きて歴代の諸王か、其の貨幣を劣悪にしたる實跡を観察せん、元來同國貨幣の稱たる磅は量目の稱たる封度に出て、當初に於ては貨幣の「パウンド」と量目の「パウンド」とは相同しかりしなり、即ちウキリアム一世即位(千六十六年)の頃に在りて英國に行はれたる幣制は、量目「タウワー、パウンド」の銀を以て片と稱する二百四十個の貨幣を製造するにありて、其の十二片を一志と稱し、其の二十志を一磅と稱せしとなれば、實際に製造せられたるは、右の「ペンニー」銀貨又は「ステルリング」と稱すのみなりしと雖、此の銀貨二百四十個を合すれば、即ち貨幣の一磅を成し、又量目の一封度を成せしなり、故に其の制度たる(240斤 \equiv 20 計 \equiv 1 磅 「單幣」にして、貨幣の一磅と量目の一封度とは精密に相符合したり、而して量目の「パウンド」を十二「オンス」に分ち、其の「オンス」を二十六「ペンニー」、「ウキート」に分ちしことなれば、「ペンニー」の銀貨は恰も「ペンニー」の量目(即ち二十四片を有せしこと明にして、其の制度單純頗る了解に便なるものありしなり、然るにエドワード一世即位の第二十八年(千三百年)に始めて銀貨の量目を減少するの

弊端を開きしより、爾後累代の諸王相尋て其の惡例に倣ふこと前後九回に及び、終に女王エリサベス即位の第四十三年(千六百一年)に於ては、量目「トロイパウンド」の銀を六十二志の貨幣に製造するに至れり(即ち「タウワー、パウンド」を以て云へば、其の「パウンド」を五十八志一片半の貨幣に製造するの割合なり)故に當初の如く片銀貨二百四十個を合して、量目の一封度を成すこと能はずして、今や六百九十七箇半を要するに至れり、尙方式を以て之を示せば、(97 $\frac{1}{2}$ 斤 \equiv 58 計 \equiv 1 磅 「單幣」にして、當初貨幣の一磅は量目の一封度と相同しかりしに、今は貨幣の二磅十八志一片半を合するに非ずんば、量目の一封度を成すこと能はざるを見るなり、即ちリザパール公の計算に従へば、ウキリアム一世即位の時よりエリサベス即位の第四十三年に至るまで、銀貨減量の總計は六割五分にして、貨幣一磅の價格をウキリアムの時に九十三なりしとすれば、エリサベスの時には三十二に減少したるの比例なりと云へり、嗚呼亦甚しからずや、然れども歐洲爾餘の諸國に於ては、更に之より甚しきものありて、英國の如きは其の過失の最も少なきを誇るに足ると云ふを聞けば、吾人は昔時歐洲の人民か、此の

弊政に苦むの頗る大なりしを憐むと同時に、今日の社會復た斯の患なきことを祝せざる可からざるなり。

貨幣品質
の劣悪

右の如く貨幣の量目を減殺すること行はれたるのみならず、更に貨幣の品質を劣悪にすること亦行はれたり、此の手段たる貨幣の含有する純分を減少し、他物を混合して其の減量を補ふにありて、之を前の量目減少に比すれば一層世を欺き易きものなりとす、而して英國に於て此事の行はれたるは、ヘンリー第八世即位の第三十四年(千五百四十三年)よりエドワード第六世即位の第五年(千五百五十一年)までの短日月間に止まり、此の點に於ても佛國等に比すれば、其の弊輕きものありと雖、而かも尙甚しと云はざる可からざるなり、蓋し英國銀貨の性は初め純分十一、オンス二、ペンニー、ウキート、雜分十八、ペンニー、ウキートの割合にして、即ち千分中純銀九百二十五、雜物七十五の比例なりしに、ヘンリー第八世よりエドワード第六世の時に亘りて、其の品質を劣悪にすること四回にして終に純銀三、オンス、雜物九、オンスの割合となるに至れり。

當時英國の主なる貨幣は銀貨にありき、古昔英國の造幣局に於て時に或は金

貨を製造したることもあらん、又外國貿易上外國金貨の流入し來りて、國內に通用せられたることもあらんと雖、是れは姑く措き、要するにウキアム第一世即位の時より、百九十一年間は曾て英國造幣局より金貨の發行せられたることなしと云ふ、故に此の間英國には實際銀貨單本位の制行はれ、加之其の銀貨すらも僅少にして、彼の物品直換法大に行はれたるか如し、而してヘンリー三世即位の第四十一年(千二百五十七年)に初めて金貨を製造したりと雖、其の製造高尠なく且人民之を忌みたるを以て、多く世に流通するに至らざりしか、エドワード第三世即位の第十八年(千三百四十四年)以來金貨漸次に發行せられて、銀貨と並ひ行はれ、政府は時々法令を發して、金貨の銀貨に對する通用價值を公定するを例とせり、斯くて其の幣制茲に一變して、金銀兩本位の制を漸致したりしかば、政府か銀貨の純分若くは量目を減少するに當りては、金銀兩貨の對比價值を維持せんか爲に隨ひて又金貨の純分若くは量目を減少せしことなきに非すと雖、是れは寧ろ稀にして、政府は斯る場合に際し専ら他の一手段を施したり、其の事他なし、金貨の命價即ち其の銀貨に對する公定價值を引上ぐることは是れなり、而して其

の純分又は量目を減少するは、恰も酒屋の酒を賣るに當り、水を雜へて質を悪くし、又は升盛を巧にして、量りを少なくするか如く、其の命價を引上ぐるは、恰も同量同質の酒を従前よりも一層の高價に賣るか如し、其の方法は異なりと雖、其實は相同しく、到底命價に比して現物の之に副はざるの結果に歸せずんば、あらず、然れども當時英國に於ては、銀貨重もに流通せしか故に、此弊政も重もに銀貨に關して行はれ、金貨に關しては、其の割合に行はれざりしものと知るへし。

以上は往昔歐洲の國王か當に貨幣の製造費を徴したるのみならず、其の造幣の特權に乗して、製造税を賦課するの弊、終に流れて幣制を混亂するに至りたる一例として、擧示せるものなり、然れども英國に於ては、チャールズ二世即位第十八年(千六百七十八年)の一法令を以て、製造料を全廢し、爾後は試験鎔解製造、製造消耗の爲に何等の賦課を爲さざるの旨を布告せり、而して英國現行の貨幣制度は、リヴァプール公の建議に基き、ジョージ三世即位第五十六年(千八百十六年)第六十八號の法律を以て制定せし所なるか、公又其の建議書に於て、製造料課取の非なるを數様の觀點より論明したるを以て、英國造幣局は本位貨幣の製造上

英國の幣
制改革佛國の幣
制改革

毫も賦課を爲さざるの主義を固執し、今日に至る迄敢て變ずる所あらざるなり。次に佛國は如何と云ふに、同國現行の幣制は、民政第十一年七月七日(千八百三年三月二十八日)の貨幣條例を以て制定する所にして、其の第十二條第一項に特に明記して曰く、製造費のみに限り、地金銀を造幣局へ輸入せるものより之を徵收するを得と、是れ以前に在りては、製造費の外に更に賦課する所ありしを證するものにして、即ち此の法律を以て其の弊源を杜塞し、爾來製造依頼人より徵收し得るは、獨り製造費のみに止まるの意を明示したるなり、而して同條第三項に、右製造費は金は一基キログラムに付九法銀は一基に付三法なりと明定し、又其第十二條に、輸入地金銀にして精鍊分析を要するときは、別に其の入費を徵することを示せり、故に佛國は往時の製造税は勿論之を廢棄したりと雖、製造費に至りては現今尙之を徵收するものなり、佛國貨幣の稱たる、リッパルは英國と同しく、素量目一封度の銀に相當したりしに、リヴァプール公に聞く所を以てすれば、公の時に於て佛國に行はれたる銀貨の量目は、最初のものに比すれば、凡そ七十四分の一に減少したりと云へり、以て佛國代々の政府か貨幣を減量したるの實に甚しきを知

るへし)

又北米合衆國に於ては千七百九十二年ハミルトン氏の説に基き造幣局設置及び貨幣製造に關する條例を制定するや、其第十四條に於て各人民は地金銀を造幣局に持參して製造を請ふの自由を有し、且其の製造は無料にして、更に依頼者に賦課する所なき旨を明示せり、然れども別に一便法を設け、地金銀輸入者と造幣局長との協議に依りては輸入地金銀を直に既成の貨幣と交換し得ることと爲し、此の場合に於ては右地金銀を製造して貨幣となすまでの利息を償はんか爲に地金銀輸入者より其の純金銀千分の五を造幣局に納むべきものと爲せり、斯くて貨幣製造費を政府に負擔するの主義は、千八百五十三年まで維持せられたるか、同年の一條例中始めて各種本位貨幣の製造に關して千分の五の製造料を課すべきを規定せり、然れども千八百七十三年の條例を以て、此の製造料を千分の二に減少し、終に千八百七十五年の條例を以て之を全廢せしか故に今は再び國費製造の主義に復歸せり。

又獨逸に於ては往年幣制上の大改革を斷行して、全帝國畫一の法を布き、從來

米國の幣
制改革獨逸の幣
制改革

の銀貨本位を去りて、新に金貨單本位の主義を採用せしか故に、一時に巨額の金貨を供給するの必要を生したり、是を以て政府は先づ千八百七十一年十二月四日を以て、金貨製造に關する條例を發布し、其の第六條に於て舊銀貨の償還に關し、追て法律を發布するまでは、新金貨の製造は凡て國費を以て聯盟諸州の造幣局に於て之を行ふべき旨を制定し、諸種金貨の製造に對して帝國政府より諸州の造幣局へ下付すべき製造料は聯邦參議院の認諾を経て、總理大臣之を定むべきものとなせり、即ち此の法律に基き、帝國政府は自ら金塊を購入し之を諸州の造幣局に配付して、頻に金貨を製造せしめたるなり、而して七十二年七月九日を以て貨幣條例を發布するや、其の第十二條に於て金貨の製造は七十一年の法律の規定に従ひ、依然之を續行すべきものとなし、且人民は製造料を納めて、二十麻金貨の製造を諸州の造幣局に請ひ得ることを明定せり、而して人民より納むべき製造料は聯邦參議院の認諾を経て、總理大臣之を定むることなれども、其の割合は純金一封度に付七麻に超過す可からすと制限し、人民より納むる所と、造幣局へ仕拂ふ所との差は、國庫の收入に歸すべきものと爲し、造幣局か人民より依

頼の分に對して取る製造料は、政府より依頼の分に對して取る所に超過す可からずと爲せり、故に人民より納むべき製造料は、總理大臣法律の制限内に於て之を定め、其の定むる所にして、造幣局に仕拂ふ所に超過する分は、國庫の收入となすべき制たり。

以上陳述する如くなれば、製造料を徴するの得失に關し、學者の議論二派に分るゝのみならず、諸國政府の實際に執る所も、亦互に相同しからざるを知るなり、然らば則ち、其の得失果して如何之に關するの卑見は、余更に後の一章に於て之を論せんと欲するなり、勿論茲に製造料と云ふは、製造入費を指すものにして、夫の貨幣製造を以て一種の税源となし、政府に歳入を得んか爲に、屢貨幣の量目品質を變更するか如きは、其の非なること今日天下公論の決する所にして、復た喋々贅辨を費やすを要せざるなり、何となれば、是れ政府の信任を破壊して、社會の怨嗟を醸し、民間一般の債主權を蹂躪して、契約の安全を毀害し、其の弊の及ぶ所實に測るへからざるものあればなり。

第九章 價値の本位

各國價値の本位

價値の本位(元位又は一位とも云ふ)とは價値を計算するの基票を云ふなり、我が國に在りては、明治四年發布の新貨條例を以て制定する所に據れば、價値の本位は圓にして、價値を計算するには圓を元票とし、之に數字を加へて幾圓幾十圓幾百千萬圓と稱す、而して圓以下の價値の一位は錢にして、錢以下の一位は釐なり、若し更に釐以下の計算を要すれば、毛絲忽微纖を以て一位と爲す、英國に於ては價値の本位を磅と稱す、而して磅以下の一位に志あり、志以下の一位に片あり、北米合衆國に於ては價値の本位を弗と稱し、弗以下の一位に仙あり、佛國に於ては價値の本位を法と稱し、法以下の一位に參あり、日耳曼に於ては價値の本位を麻と稱し、麻以下の一位に邊あり、其の他諸國各一定の制を設けざるはなし。

今價値の本位に如何なる名稱を與ふるも隨意なり、或は圓或は磅或は弗、唯、擇む所を取るべきのみ、然れども價値の本位は何を意味するやと云ふことは、之を確定明示し、全國人民をして普く承認せしめざる可からず、夫れ價値の本位を圓

價値の本位の意義

と稱するも、人或は以て若干量の金を意味すと思惟し、或は以て若干量の米を意味すと思惟するか如きあれば、圓を與ふるものと、之を受取るものとの胸算互に齟齬し、賣買上契約上爭議沸騰するを免れず、是を以て價值の本位の意味する所は明確にして、各人の之に對する觀念相一致せざる可からざるなり。

左れば我國の新貨條例に於ては、價值の本位なる圓は體積、性合、量目の一定せる金を意味するものと爲せり、即ち我が一圓金貨は徑曲尺四分の平圓體にして、純分九雜分一の品質を具へ、二十五^{グレム}、七^{レイ}、二日本量を以て云へば、四分四厘三毛六八、又佛量を以て云へば一^{グレム}、三分の二なり、の量目を有す、故に十圓と云ふときは一圓に十倍するの金を意味し、其の他百圓と云ひ、千圓と云ふも皆之に同じ、即ち千圓以上の價值は、萬々億々の大に至るまで、凡て圓なる本位に數字を加へて之を記謂するものとす、然れども我が國往年不換紙幣の行はれたるに當りては、金銀共に地を拂ひて去り、獨り市場に通用せられたるは紙幣のみなりしを以て、此の際に在りては實際圓と云ふは、即ち此の紙幣を意味したり、是れ實に我が幣制一時の異狀變則にして、固より其の常律に非ざるなり、且政府は明治十一年

五月第十二號を以て從來開港場に限りて通用せしめたる貿易一圓銀を、自今内地の租稅其の他公私の取引上に凡て授受すべき旨を布告したるを以て、金貨單本位たりし我國の貨幣制度は、之か爲に一變し、絶えて世の注意を喚起することもなく、一朝にして金銀兩本位の制度となれり、故に此の時よりして我が國に於て圓なる本位は、一圓金並に一圓銀の雙方を意味し、圓を與ふるには金銀の何れを以てするも隨意たることとなれり、然れども近年金の相場は銀に對して非常に騰貴したるを以て、何人と雖、仕拂に金貨を用ふるものなく、市場の貨幣は銀貨及び銀貨と兌換し得べき紙幣のみとなれり、左れば今日の實際に於ては、圓なる本位は獨り一圓銀を意味することにして、此の一圓銀は讀者の知らるゝか如く、徑曲尺一寸二分四厘の平圓體にして、銀九銅一の性合を具へ、四百十六^{グレム}、七^{レイ}、一分七厘六毛佛量二六^{グレム}、九^{レイ}、五^{レイ}、七の量目を有するなり、右一圓金貨及び銀貨の量目は、貨幣の全量を以て云へり、若し純分のみを以て云へば、一圓金貨は二十三^{グレム}、八^{レイ}、一^{レイ}、五^{レイ}、佛量一^{グレム}、五^{レイ}、一圓銀貨は三百七十四^{グレム}、四^{レイ}、佛量二四^{グレム}、二^{レイ}、六^{レイ}、一なりとす。

諸外國に於ても我が國と同しく其の本位は一定の金銀を意味し、即ち金貨本位の國に於ては金を意味し、銀貨本位の國に於ては銀を意味し、金銀兩本位の國に於ては金銀の雙方を意味することなり。

價值の本位とは前陳の如く價值を計算するの基票にして、元位又は一位と云ふに異ならずと雖、恰も貨幣に本位貨幣と補助貨幣との別あるか如く、此の一位にも主本一位と補助一位との別あり、而して本位貨幣は通用の金額に制限なくして、補助貨幣には其の制限あるか如く、主本一位は萬々億々如何なる大數にも之を基票と爲すと雖、補助一位は然らざるなり、我が國に於て圓は主本一位にして、錢厘の如きは補助一位なり、即ち九厘と計算す、然れども十厘とは云はずして錢と稱し、九十九錢と計算す、然れども百錢とは云はずして圓と稱す、而して圓以上の計數に至りては無制限に圓を以て基票と爲すなり、英の磅、米の弗、佛の法獨の麻は皆其の主本一位にして、志、仙、參、邊等は皆其の補助一位なり、而して今本位と云ふは即ち主本一位の略稱なりと解するを可なりと余は信するなり、然れども本位貨幣は必ずしも主本一位に該當し、又補助貨幣は必ずしも補助一位に該

主本一位
と補助一

當するものと云ふ可からざるなり、例せば往昔英國に於て主本一位は磅なりしと雖、本位貨幣は補助一位たる片に該當するの銀貨なりしなり、又現今佛國の主本一位は法たり、獨逸の主本一位は麻たりと雖、佛には三法一法の補助貨幣あり、獨には五麻二麻一麻の補助貨幣あり、即ち主本一位に該當するの補助貨幣あるなり。

第十章 本位貨幣、現行貨幣、唱呼貨幣

價值の本位の何ものなる乎は、以上記述せし所を以て之を明にするを得べし、然れども更にジェンソンス氏の説きたる本位貨幣と現行貨幣と、唱呼貨幣との區別に關して一言せざる可からず。

例せば政府其の量目其の性合の金を以て、價值の本位と定め、圓と稱するあらんに、此の圓は即ち本位貨幣なり、而して本位は斯の如く一定の實物を意味すと雖、必ずしも本位に相當する貨幣實際に存するを要せざるなり、左れば佛蘭西に於ては本位を法と稱すと雖、五法以下の金貨あることなし、銀貨に至りては二法

本位貨幣
の意義

現行貨幣
の意義

一法貨幣ありと雖、千八百六十七年以來二法及び其の以下の銀貨は補助貨幣となりて、無限法貨たるの資格を失ひ、此の資格を存するは、唯、五法銀貨あるのみ、日耳曼に於ても亦同し、其の本位は麻マなりと雖、千八百七十一年十二月四日の法律を以て、従來の銀貨本位を改革して金貨本位と爲したる以來、五麻二麻一麻等の諸銀貨は、凡て補助貨幣となり、金貨のみを以て無限法貨となせり、而して此の金貨に五麻以下のものあるとなし、夫れ五法金貨と云ひ、五麻金貨と云ひ、共に我が一圓金貨に似たるものなれば、若し一法又は一麻の金貨を製造せば、我が一圓金貨を五分若くは四分したる程の小貨幣となり、取引上に頗る不便なるや知るへし、故に此の二國は補助貨幣を除きては、本位の稱に當る貨幣あるなく、即ち本位は現行貨幣に非ざるなり、又本位大に過ぐるか爲に、之を現行貨幣と爲さるることあり、例せば、アングロサクソンの時代、英國に於ては本位銀一封度を以て本位と爲したれども、量目一封度の銀を以て貨幣を製造するか如きは、取扱に不便なるを以て、現行貨幣は即ち片銀貨より成れり、左れば本位は習慣又は其の他の事情により、或は之を大に定め、或は之を小に定め、而して本位小に失すれば、現行

唱呼貨幣
の意義

貨幣を大にし、本位大に失すれば、現行貨幣を小にして不可なしと雖、唯、其の現行貨幣は本位の倍數、若くは分數に當るを要するなり、即ち本位の幾倍若くは幾分に當り、計算に容易なるを至要とするなり。

又所謂唱呼貨幣とは、實際勘定上に用ひらるゝ唱呼を云ふに外ならず、而して此の計算上の唱呼は本位及び現行貨幣と異なること少なからず、我が國に於て新貨條例の頒布せられたる後と雖、人民俄に從來の習慣を改むる能はず、計算上多くは、何兩何分何朱若くは何貫何百何十文等の唱呼を用ひたり、維新以來數年間は古金銀尙通用せられたるのみならず、紙幣の如きも兩分朱の名稱を有したる程なれば、此の如きは固より怪むに足らず、蓋し我が政府は明治元年二月古金銀時價を以て通用するを許し、同年閏四月の布告を以て、古今通用の金銀銅錢並に外國貨幣の價位を公定し、且同月廿八日の布告を以て、右定價被仰出候上は、古金銀錢等は勿論、洋銀等も御定通り無疑念取交通用可致候、尤太政官諸上納並御拂等も都て御定之通御取扱相成候間、其旨可相心得候云々と發令し、明治四年五月新貨條例の發布せらるゝに及び、其の例言中に、前に言へる如く、區々各種の貨

幣多ければ現場諸品の價直を錯亂し、萬民の迷惑なるとなれば、漸々新舊を交換して、在來の通寶は悉く改鑄し、都て品類を一定せしめんと、御趣意なり云々とて、古金銀の改鑄を國民に諭告し、終に明治七年九月五日第九十三號を以て、更に造幣寮に於て精細分拆の上、元年の舊貨幣價格比較を改定し、來明治八年十二月迄新貨と交換候條所持のものは各地方廳へ引換方可申出、右期限中海關稅を除くの外租稅其他一般公納に相用候儀は不苦、相互の取引は自今令廢止候云々と布告したり、又太政官札民部省札に關しては、明治四年十二月の布告を以て、五年二月より精工の新紙幣を發行するを以て、右製造成功の都合により、從來官藩兩様の金札と引換ふべき旨を制定し、又明治二年五月の布告及び明治六年三月第百廿一號の布告に基き、之を金札公債證書と交換し、終に明治八年一月第三號を以て紙幣製造の事業追々整頓したるにつき、太政官民部省札並正金兌換證券悉皆新紙幣を以て交換し、此三種紙幣は同年五月三十一日限り通用を停止する旨を布告し、太政官札民部省札の一兩以下の分は、漸次通用を延期し、終に明治十一年六月大藏省の達を以て、全く其の通用を廢止したり、左れば爾來我國に於ては

米國の例

復た兩分、朱の名稱を有する貨幣なしと雖、僻遠の地に於ては、今日も尙兩分、朱又は貫文等の唱呼を計算上に用ふることあるべく、都會に於ても往々之を用ふる場合なきに非ざるなり、是れ即ち本位及び現行貨幣と異なる唱呼を計算上に用ふるの一例なり、又米國に於ても革命後政府は幣制を新定し、弗及び仙を以て貨幣の名稱と爲したりと雖、人民尙舊慣により、姑く磅、志、片の唱呼を用ひたるか如き亦一例なり。

英國の例

又往昔英國に於て實際流通の貨幣は、片銀貨のみなりしと雖、勘定上には専ら志の唱呼を用ひたるか如きも其一例なり。

左れば政府が法律を以て定めたる本位、即ち價值計算の基票と、人民慣用の計算上の唱呼と實際流通の現行貨幣とは三者互に異なることありと雖、尙本位又は唱呼と現行貨幣との間には、一定の比例存せずんばあらざるなり。

佛國の例

佛國に於ては、一法の無限法貨なしと雖、尙一法なる本位は五法金貨若くは五法銀貨の五分の一に當る金銀を意味す、之と同じく日耳曼の本位一麻も五麻金貨の五分の一に當る金を意味するなり、又支那に於ては本位を兩と稱し、民間計

算上の唱呼も亦之を用ふ、而して實際通用せらるゝは、夫の馬蹄銀と稱する銀錠、又は洋銀等なりと雖、尙一兩は量目一斤の十六分の一に當る銀を意味するなり。又計算上の唱呼現行貨幣と異なるか如きも、唯、新貨幣に舊名稱を適用し、又は舊貨幣に新名稱を適用する等に因るのみ、我が國の兩分、朱の如き往時は此の名稱に當る貨幣ありしことにて、後廢止せられたりと雖、尙兩は一圓に當り、分は二十五錢に當ると云ふ如き割合を立て之を用ひたることなれば、兩分、朱の唱呼も間接に現行貨幣を意味したり、又瑞典に於ては十進一位の新制を布かんとするに當り、現行の貨幣は尙舊貨幣なりしにも拘らず、商人中には早くも新名稱を計算上に用ふるものありしと云ふ。

斯の如く本位と現行貨幣と計算上の唱呼と互に異なることあり、殊に各種異様の貨幣混合雜駁して行はるゝ如き場合に於ては、計算上の唱呼も諸種紛錯して一ならざることあり、而して或事情に於ては斯の如くなるも、亦止むを得ざるものありと雖、畢竟するに本位、現行、唱呼の一に合するを以て最も便とするや明なり、英國の磅の如き、米國の弗の如き、我が國の圓の如き、即ち此の三役を兼ねるものなり。

第十一章 本位貨幣及び補助貨幣

本位貨幣

貨幣に二種の別あり、一を本位貨幣と云ひ、一を補助貨幣又は定位貨幣と云ふ、本位貨幣とは、其の價值全く之に含有する純金銀の多少に従ふものにして、其の通用の金額に制限を置かず、如何なる大數の仕拂にも之を使用し得るものを云ふ、夫れ然り、故に本位貨幣は製造して、貨幣と爲すも、鑄解して地金銀と爲すも、其の價值は相同しくして、政府の之を製造して文字圖識を印刷するは、唯、其の品質量目を保證せんか爲なるのみ因りて、以て價格の輕重を致すものに非ざるなり、自然に一圓の價值あるものを製造して一圓と公證し、自然に十圓の價值あるものを製作して十圓と明定す、政府の爲す所之に過ぎずして、其の一圓とし、十圓として通用せらるゝは、金屬固有の力に因るなり、即ち其の貨幣として有するの價值は地金銀としても之を有することにして、貨幣としての通用は一國の境界内に止まると雖、地金銀としては廣く全世界に流通するなり、而して本位貨幣は斯

の如く十分の價值あるものなれば、人之を以て如何に巨額なる仕拂を受くるあるも、更に損害を蒙むるの虞ある可からず、是れ本位貨幣は所謂無限法貨にして、其の通用の金額を制限す可からざる所以なり。

我が國の幣制に於ては、一圓及び其の以上の諸金貨を本位貨幣とし、半圓及び其の以下の諸銀貨並に銅貨を補助貨幣とせり、一圓銀貨に至りては當初内外通商の流融を資くるの目的に出で、各開港場貿易便利の爲内外人民の望に應じて製造するものとし、海關稅其の他外國人より納むる諸稅及び日本人外國人と通商の取引に使用するものにして、内地の諸稅其の他の公納に使用す可からざるは勿論、人民間に於ても相對の示談を以てするもの、外は一般に通用す可からざるの制なりしに、既に一言したるか如く、我が政府は明治十一年を以て一圓銀貨内地公私の通用を許可したるか故に爾來一圓銀貨は金貨と相並ひて本位貨幣、即ち無限法貨たるの資格を得、我が國をして金銀兩本位の制度たらしめたり、是を以て今日我が國に於て本位貨幣とは諸金貨及び一圓銀貨を指稱するものなり（編者云く爾後幣制改革あり、現今は金貨本位制なり。）

本位貨幣の性質は前述の如しと雖、補助貨幣に至りては即ち之に異なれり、本位貨幣に文字圖識の裝飾を施すは、唯、政府の公證確保を表し、受授の際鑑定秤量の勞を省かんか爲に過ぎずして、假令其の裝飾を剝き、裸體の地金銀に復するも、更に價值を失ふことなしと雖、補助貨幣は法律を以て之に含有する金屬の自然價值よりも貴き價值を賦與し、換言すれば、法律を以て其の實價に超過するの命價を賦與するものなれば、貨幣としては此の高價を有すと雖、一たひ之を鑄解すれば、法律の賦與する所の餘分の價值を失はざるを得ざるなり、請ふ本邦の幣制を以て之を例示せん。

我が一圓銀貨は品質純九雜一にして、量目四百十六匁なり、故に其の比例上より云へば、半圓銀貨の如きも、須らく同品質にして、二百零八匁の量目を有せざる可からざるなり、然るに新貨條例の制定する所に據れば、半圓銀貨の品質は、純八雜二にして、其の量目百九十三匁なれば、品質量目共に一圓銀貨に劣ること明なりと雖、尙半圓銀貨二枚を以て一圓の金銀貨と同價と爲すの制なり、是れ半圓の價值なきものに、法律を以て半圓の價值を賦與するものにして、其の以下の諸銀

貨亦皆之に準ず、而して明治五年十一月半圓銀貨の量目を加へて二百零八匁となし、以下の諸銀貨亦同比例を以て其の量目を改正したりと雖、品質の劣るは従前に異ならざるを以て、半圓銀貨及び其の以下の諸銀貨は、自然に法定の額面價值を有するものに非ざるなり。

銅貨の如きも右に同じ、其の含有する金屬の自然價值に比すれば、法定の額面價值は大に超過するものなり。

抑、金貨本位の國に於ては、金貨を以て小額の貨幣に充つるときは、其の形量輕小に過ぎて、通用上不便なるか故に、勢ひ銀貨を以て、補助貨幣と爲すを要し、金銀複本位の國、及び實際銀貨單本位の國に於ても、小額の銀貨は別に之を補助貨幣と爲すを今日の例とす、而して何れの國に於ても、最小額の貨幣に至りては、銅貨の類を補助貨幣として使用せざるはなし。

然らば則ち補助貨幣の法律價值を其の自然價值の上に定むるものは果して何の故そや、是れ他なし、其の鎔解輸出を防ぎ、以て日常小取引の融通を謀らんか爲なり、今試みに金貨單本位國ありて、實際市場に於る金銀の割合は、金一銀十六

貨幣の法
律價值と
自然價值

なりと假定せよ、此の時に方り、政府若し半圓銀貨に含有する純銀の量目を一圓金貨に含有する純金の量目に八倍せしむとすれば、此の半圓銀貨二個の價值は、精密に一圓金貨の價值に應當するを知るへし、是れ半圓の自然價值ある地銀を製造して半圓の貨幣と爲すものなれば、法律價值と自然價值と相符合し、之を貨幣に製造するも、之を地銀に鎔解するも、齊しく半圓の價值を有するなり、故に他日銀の相場金に比して騰貴し、金銀の對比價值金一銀十五に變動したりとせば、右半圓銀貨の自然價值は、半圓以上即ち五十三錢三厘餘に昇進す、是に於て乎世人或は之を鎔解輸出し、或は之を藏匿するに至るへし、何となれば貨幣としては依然半圓の價值を有するに過ぎずして、地銀として之を用ふるの更に利益あるに如かされはなり、然るに初め金銀の比價金一銀十六なるに當り、政府は半圓銀貨純銀の量目を一圓金貨純金の量目に八倍せしめずして、六倍せしめたりとせん乎、是れ其の自然價值半圓に足らざるの地銀(即ち三十七錢五厘)を以て半圓貨幣に製造せしことなれば、貨幣としてこそ半圓の價值あれ、之を鎔解すれば、忽ち法律賦與の餘價を失はざるを得ざるなり、而して假令金銀の割合金一銀十五に

變動することあるも、尙地銀としての價值即ち四十錢は貨幣としての價值に及はざるか故に、何人も之を鎔解するものある可からざるなり、又復本位國に於ても銀の相場金に比して騰貴するあれば、其の銀貨必ず鎔解輸出せらるべく、銀貨國に於ても輸出入の不權衡、其の他海外に對する貸借の景況に依り、固より銀貨往々流出することなくんはあらず、而して若し小額銀貨の品質量目をして、大額銀貨と同律ならしむれば、斯る際小額銀貨も亦共に鎔解せられ、輸出せらるゝを免れざらんとす、然るに元來小額貨幣は、日常の小取引を媒介するの具にして、日常の小取引は、大額取引の専ら信用に依りて序理せらるゝものと同じからず、即ち現金取引其の大半に居り、實際貨幣の用最も缺く可からざるものとす、故に小額貨幣の鎔解せられて非常に匱乏を告ぐるあれば、日用諸般の取引紊亂滯滞して、其の弊に堪へざるのみならず、甚しきは賣買殆ど絶止するの虞れなしと云ふへからず、是れ諸國の政府が補助貨幣の制を立て、其の實價に超過するの命價を賦與し、以て其の鎔解輸出を防ぐ所以なり、而して本位貨幣の如きも政府其の製造料を徴するときは、稍補助貨幣に類似するの性質を帯ふるに至ること、第八章

の所説に就きて知るへし。

補助貨幣の物たる既に斯の如し、因りて其の通用の金額に制限を立つるの必要生するなり、何となれば若し補助貨幣をして本位貨幣と並行せしめ、其の通用の金額に制限を立つるなくんは、斯る貨幣を以て巨額の仕拂を受くるもの、非常なる不便損失に苦まざるを得されはなり、而して更に一の原則あり、即ち補助貨幣は其の製造を請ふの自由を人民に許可すへからざること、是れなり、又之を許可すとせば、其の製造の利益を無にするに足る丈の製造料を徴せざる可からざること、是れなり、若し夫れ一方に於て其の通用の金額に制限を立てず、一方に於て其の自由製造を許可すとせば、後に記するグレシム氏の原則に従ひ、補助貨幣のみ横行して市場を專領し、本位貨幣は悉く地を拂ひて去るに至ること論を俟たざるなり。

故に我が日本に於ては、半圓及び其の他の補助銀貨は一口十圓以上の仕拂に通用すへからざるものとし、銅貨の通用は一口一圓を以て其の制限と爲せり、而して其の製造を請ふの自由を人民に與へず、獨り政府に於て之を製造すること

なり。

按するに、金貨のみを本位貨幣となし、之に隸するに補助銀貨を以てするの制は、蓋し英國を以て其の祖となすへし、而して此の制の英國に導かれたるは、其の歴史上の成行に由來し、未だ法律を以て之を公定せざるに先ち、實際の有様は既に殆ど斯の如くなり居りしなり、夫れ英國に於て銀貨の通用金額を制限したるは、ジョージ三世即位十四年(千七百七十四年)の法律に濫觴し、其の以前は千七百十七年以來、金貨一「ギニー」に付銀貨二十一「シルリング」の公定比價に依り、金銀兩貨共に無限法貨たりしなり、然るに當時輕量金貨を改良したるの結果として、同年の法律を以て銀貨を法貨として適用し得べき金額を一口二十五磅に超過すへからすとなし、其の以上は一匁に付五志二片の割合を以て、銀貨現有の量目に從ひて通用すべきものと制定せり、此法律は初め試験の爲に設けしものなるか、爾後二回新に法律を發して其の施行を繼續し、千七百八十三年後其の繼續を怠りて一時中廢に歸したるも、九十八年之れを再興し、以て千八百十六年に至れり、而して英國の銀貨は既に述べたるか如く其の品質劣惡となり、一時は純三雜

英國金貨
本位の由

九の甚しきに陥りたりと雖、エドワード第六世の晩年より、女王エリサベスの治世に亘りて、之か改良の業を擧げ、即ちエドワードは本位銀の品質を改めて、純分十一「オンス」一「ペンニー」、ウキート「雜分十九」ペンニー、ウキートと爲し、此の本位銀一「トロイ、バウンド」を以て、六十志の貨幣に製造すべきものと爲せり、女王マリーは本位銀の品質を純分十一「オンス」雜分一「オンス」是れ即ち金貨の品質と相同しに改めたりと雖、此の外更に變革する所なかりしか、エリサベスに至りて、其の品質を純分十一「オンス」二「ペンニー」、ウキート「雜分十八」ペンニー、ウキートに再改して、以て英國當初の制に復し、且此の本位銀一「トロイ、バウンド」を以て六十二志の貨幣に製造すべきものと爲せり、英國政府か千八百十六年の法律(ジョージ三世即位第五十六年第六十八號)を以て、現行の貨幣制度を立つるに當り、其の銀貨の有様は實に此の如くなりしなり、而して此の法律に依り、獨り金貨のみを本位貨幣と爲し、銀貨に至りては純然たる補助貨幣となし、一口の仕拂に通用し得べき金額を四十志に制限せり、又從來銀貨も金貨と同しく人民の依頼に應じ、無料製造を許可することとなりしに、此の法律は本位銀一「バウンド」を以て製造すべき貨幣の員

數を六十二志に増加し、其の内四志は政府之を取り、先づ製造費を控除し、尙餘れる分は以て其の歳入と爲すものとせり、故に人民は本位銀「ポウント」を造幣局に致せば、四志を製造料として納め、殘額六十二志の成貨を受取るの規定にして、何時より製造依頼を人民に許可すへき乎は、更に勅令を以て指定する筈なりしに、斯る勅令會て出てすして止みしを以て、實際補助銀貨の製造は政府のみにて之を爲すこととなれり、又銅貨の通用は一口一志を以て其の制限となせり。

北米合衆國に於ては千七百九十二年の法律を以て、其の幣制を立つるや、金一銀十五の割合を以て、金銀兩貨共に無限法貨たるの複本位制を採用し、而して半弗及び其の他の小銀貨の如きも、其の品質量目一弗銀貨と同律にして、亦無限法貨たりしなり、然るに千八百三十四年金銀の割合を金一銀十六に更定したりしか、當時他國の制は金一銀十五半にして、殊に夫の濠洲及びカリフォルニアの金鑛發見せられし以來は、金價大に下落し、千八百五十三年に至りては、實際市場の割合は約そ金一銀十五、四となりしかは、今や銀を貨幣として使用するは、其の損失たること明瞭となれり、蓋し法律上に於ては純銀三百七十一匁二五を以て、純金

米國の補助貨幣

二十三匁二と同價なりと公定すと雖、實際市場に於ては金の二十三匁二は銀の三百五十七匁二五に値ひするに過ぎすして、即ち一弗銀貨の市價は、金貨に對して約そ一弗四仙に當るなり、故に銀を貨幣として使用するは、一弗は則ち一弗たるに過ぎすと雖、之を地銀として使用するは一弗四仙の價値あることなれば、何人も之を貨幣として使用せざるは勿論にして、銀貨は擧げて鑄解せられ、輸出せられしかは、日常の小取引は小銀貨缺乏の爲に云ふ可からざるの不便を蒙むるに至れり、是に於て乎此の大弊を救治せんか爲に、千八百五十三年の法律を以て、始めて半弗其の他小銀貨の量目を減少し、隨ひて其の無限法貨たるの資格を廢したり、即ち從來小銀貨百匁の品質量目は精密に一弗銀貨と相同しくして、其の純銀の量目三百七十一匁二五なりしを、今や三百四十五匁六に減少し、(全量に於て、四百十二匁半より三百八十四匁に減少す、尙法律は之に賦與するに百匁の命價を以てしたり、而して此等補助貨幣製造は政府之を專にして、人民の依頼に應せざるものと爲し、又其の法貨として通用すへき金額を初め五弗に制限したりしか、千八百七十九年の法律は、其の制限を高めて十弗となせり、又同國銅貨の通

用は一口一弗に超過す可からざるものなり。

又佛國を首とし、所謂羅匈同盟の諸國(即ち伊太利、白耳義、瑞西)に於ては、千八百六十五年を以て締結したる貨幣盟約に因りて、補助貨幣の制を立てたり、抑、從來此等の諸國に於ては、諸銀貨の品質量目何れも同律にして、其の品質は純分九百雜分一百なりしと雖、米國と同じく金鑛發見の結果を承け、銀貨は大小を問はず、凡て鎔解せられ、輸出せらるゝに至りしかば、之を防かんか爲に、五法銀貨のみは從來の品位を維持して、依然本位貨幣たりと雖、二法及ひ其の以下の諸銀貨は、其の品位を純分八百三十五、雜分百六十五に更定して、補助貨幣と爲し、其の一口の仕拂に通用すへき金額は五十法に超過す可からすと制限し、又其の發行は人口一人に付六法の割合に超過す可からすと定めたり。

又獨逸に於ては、千八百七十一年及ひ七十三年の法律を以て、其の幣制を改革するや、獨り金貨のみを以て本位貨幣に立て、銀貨は凡て補助貨幣の位置に下して、其の通用制限は一口の仕拂に二十麻を越ゆ可からすとなし、又其の發行は更に之を布令するまでは、人口一人に付十麻の割合に超過す可からすと定めたり。

而して其の銅貨の通用制限は一麻にして、其の發行は人口一人に付二麻半の割合に超過す可からすと爲せり。

以上補助貨幣の通用制限は、法貨として通用し得へき金額の制限にして、人民相對の示談を以て受授せる分は幾巨額に上るも固より妨げざるなり。

斯の如く補助貨幣は法律を以て餘分の價值を賦與するものなり、而して其の能く餘分の價值を實際に維持する所以のものは、社會一日も之を缺く可からざるか故なり、故に其の發行額にして過度に流れざる以上は能く法律の命價を維持すること、恰も夫の不換紙幣と雖、其の發行額の適度に越えざる間は能く其の價值を維持するか如し、而して補助貨幣は通用の金額に制限ありて、人民其の製造を請ふの自由なし、苟も政府之を濫發して、社會の需要に超過せしむることなくんは、其の命價を維持すること甚だ容易なりとす、然れども紙幣の制、兌換紙幣を以て至善最美とするか如く、補助貨幣の制も若し其の完備を望まば、本位貨幣を以て之を交換するの義務を政府に負擔せざる可からざるなり、左れば獨逸千八百七十三年の法律には、明に此の事を規定するあり、曰く聯邦參議院は人民の

請求に應じ、金貨を以て補助銀貨及び銅貨と交換せしめんか爲に、交換取扱所を指定し、且其の交換規則を設くへし、尤も交換請求の金額は銀貨は二百麻、銅貨は五十麻を下る可からすと、又羅甸同盟の諸國に於ても、其の盟約を以て之を規定せり、曰く「同盟各國の政府は、自國の住民より金額に制限なく、其の發行せる補助銀貨を受取るへし」曰く「同盟各國の政府は其の發行せる補助銀貨を、他の同盟國の人民又は大藏省より受取り、本位貨幣即ち金貨若しくは五法銀貨を以て之を交換するの義務あり、但し其の交換請求の金額は百法に下たる可からすと、即ち同盟各國の政府は其の發行せる補助銀貨につき、自國の住民に對しては、金額無制限に之を受取る可からず、又他の同盟國の人民又は大藏省に對しては、本位貨幣を以て之を交換せざる可からざるの義務を負擔するなり、又北米合衆國に於ては千八百七十九年までは、斯る規定なかりしと雖、同年の法律を以て政府の此の義務を明告して曰く「補助銀貨の所持人は其の請求により之と交換して法貨を受取るを得へし、但し其の交換請求の金額は二十弗若しくは其の倍數たるへし」と、而して英國及び我日本に於ては、此の交換の規定なしと雖、若し補助貨幣に

補助貨幣
の命價と
實價

して流通上磨滅を受け、通用不便なるに至れば、造幣局は無貨を以て新貨と交換せざる可からざるは、是れ又文明各國の通則とする所にして、此の點に於ては日本及び英國も亦然りとするなり。

今補助貨幣の命價と實價との差は、幾何に之を定むべき乎と云ふに、此事に就きては依據すべき一定の繩墨あることなく、殆ど隨意に之を定むるを得へし、唯、補助銀貨をして十分の實價を具へしめば、時に從ひて鎔解せられ、輸出せらるゝの虞あり、又銅貨の如きをして十分の實價を有せしめば、量積重大に過ぎて、通用に不便なるの患あり、故に一方に於ては其の命價を實價の上に定むるの度は、此等の患害を避くるに足らざる可からざること論を俟たざるなり、然れども又一方より考ふるに、命價の實價に超過すること其の度を失すれば、補助貨幣の製造は實に非常なる利益を生じ、人民は造幣局と同質同量ものを製造するも、尙大に利益を博するの餘地あるに至らん、是に於て乎人民刑辟を冒して補助貨幣を私製贗造するもの出てざるを保せず、是れ亦戒しめざる可からざるなり。

第十二章 金銀造幣の價值及び市場價值

金銀の造幣價值とは、造幣局に於て公定せる金銀の價值を云ひ、其の市場價值とは市場に於る實際の價值を云ふ。

金銀の造幣價值とは、金銀貨幣を以て量りたる地金銀の價值にして、即ち同物を以て量りたる同物の價值を云ふ、例せば我が國に於るか如く、政府に於て純九雜一の性合を有する量目二十五匁七二の金を以て金貨を製造し、之を一圓と稱すよせば、政府は此の量目の地金の價值を一圓と公定したるものにして、是れ即ち地金の造幣價值なり、而して一匁は四百八十匁なれば、地金一匁の造幣價值は十八圓六六二餘となるなり、故に金銀の造幣價值とは、某量目の地金銀を分割して製造する所の金銀貨幣の員數を云ふに外ならず、一匁地金を分割して十八圓六六二の金貨を製造し、其の一箇を一圓と稱すれば、地金一匁の造幣價值は十八圓六六二餘二厘なり、其の地金の形狀を有するや、之を一匁と稱し、其の貨幣の形狀を有するや、之を十八圓六六二餘二厘と稱す、即ち地金一匁の造幣價值若干な

金銀の造幣價值

りと云ふは、此の地金を以て若干の貨幣を製造し得るの謂にして前に云へるか如く、金銀の造幣價值とは金銀貨幣を以て量りたる地金銀の價值なり、之を詳言すれば地金の造幣價值とは、金貨を以て量りたる地金の價值を云ひ、地銀の造幣價值とは銀貨を以て量りたる地銀の價值を云ふなり。

今文明諸國に於ては、貨幣に製造すべき金銀の品質、即ち純金銀と混合物との比例を一定せざるはなし、而して法律を以て定めたる此品質を有する金銀を本位金及び本位銀と云ふ、蓋し貨幣に製造すべき資格を有する金銀の謂なり、故に又之を造幣金及び造幣銀と云ふ、而して金銀貨幣にして法律の定むる所の十分の量目を有するに於ては、本位地金銀の造幣價值と、市場價值との間に差額ある可からざるや、明なり、前例を以て之を云はんは、一圓金貨にして二十五匁七二の量目を有する以上は、地金一匁の市場價值は正に造幣價值と符合し、十八圓六六二餘二厘ならざる可からず、何となれば地金一匁の量目は金貨十八圓六六二餘の量目と精密に相同しければなり、然れども貨幣は絶えず流通するものなれば、自然に磨滅して法律の定むる所の量目を失ふに至ることあるへし、加之往々剝

金銀の市場價值

斷毀損を蒙りて、非常に輕惡となることあらん、斯る場合に於て、直に輕量貨幣を改製すれば可なりと雖、若し然らずして斯る貨幣の行はるゝときは、地金銀の造幣價值と、市場價值との間に差額を發せざる可からざるなり、例せば右の一圓金貨其の量目を失ひ、二十四匁となりたりとせん、然るときは地金一匁の市場價值は最早十八圓六六二餘に非ずして、必ず二十圓に騰貴すへし、何となれば今や一圓金貨の量目二十四匁に減したれば、其の二十箇を合するに非ずんば、一匁の量目をなさゞればなり、畢竟するに地金銀の市場價值は、金銀貨幣の量目と本位地金銀の量目との比較なれば、貨幣の量目にして減少するときは、此の輕量貨幣を以て量りたる地金の價值は騰貴せざるを得ざるなり、夫れ同物との比較なり、而して貨幣の量目既に減すれば、其の箇數を増すに非ずんば、一匁の地金銀に匹敵せざるや明なり、然れども其の地金の騰貴と云ふは、唯、名義上の騰貴に止まり、眞正の騰貴に非らざるなり、何となれば同物か同物に對して騰貴し、又は下落するの理あるへからざればなり、左れば地金銀の市場價值か、造幣價值よりも、騰貴するか如きは、金銀貨幣の輕惡となり、又は不換紙幣の下落したる場合に當り、此

の輕惡となりたる金銀貨幣又は下落したる不換紙幣に對して、名義上に於て騰貴するに過ぎざるなり。

之を要するに、金銀の造幣價值とは、法律の定むる所の十分の量目を有する金銀貨幣と、地金銀との比較なり、某量目の地金銀を以て製造し得る金銀貨幣の員數を云ふなり、而して金銀の市場價值とは、金銀貨幣か現に有する量目と、地金銀の量目との比較にして、貨幣の量目減するに従ひ、地金銀の市場價值は騰貴せざるを得ざるなり、英國に於ては金の造幣價值は一匁に付三磅十七志十片半なり、蓋し同國一磅金貨の量目は百二十三匁二七四四七にして、此の數を以て一匁即ち四百八十匁を除するときは、三八九三七五となるへく、此の數は即ち三磅十七志十片半に當るなり、故に英國に於ては、一匁の地金を分割して三磅十七志十片半の金貨を製造するの制にして、金貨の量目減せざる以上は、地金一匁の市場價值も、亦三磅十七志十片半ならざる可からざるなり。

人或は言はん、凡そ物品の價值は、政府之を定むる能はず、故に金銀の造幣價值の如きも、亦政府之を定むる能はずと、勿論政府は物品の價值を定むる能はざる

なり、而して貨幣の價值、即ち購買力を定むる能はさるも亦實に然り、然れども造幣價值に至りては全く之と異なれり、政府能く之を定め得べく、又定めざる可らざるは、以上陳述したる所に因りて明なり、政府か金銀の造幣價值を定むるとは、幾何の地金銀を以て幾何の貨幣を製造すべき乎を定むるに外ならず、一圀の地金を分割して圓金十個を製造するものとせば、是れ即ち地金一圀の造幣價值を十圓と定めたるものなり、若し又圓金二十個を製造するものとせば、是れ即ち地金の造幣價值を二十圓と定めたるものなり、地金銀の造幣價值は政府隨意に之を定むるを得るなり。

第十三章 法貨及び習慣の勢力

法律を以て負債を償却するの効力を與へたるもの之を合法消債物即ち法貨と稱す、是れ余の既に一言したる所なり、而して法律を以て之を公定する所以のものは、金銀上に係はる取引及び契約の意味を明確にし、以て爭論異議の紛興を防かんとするにあり、故に金銀を受授するの契約を爲し、特別に某種の金銀を以

法貨の意

てするの意を指定せざるときは、無論法貨を以てするの意なりと解釋せざるべからず、負債者若し他種の金銀を以て支拂ふあれば、債主は之を斥けて法貨を求むるを得べく、而して負債者若し法貨を以て支拂ふあれば、債主は之を拒みて他種の金銀を求むること能はさるなり、是れ即ち法貨の以て法貨たる所以なり。

故に金銀銅の諸貨幣又は紙幣にても、法律を以て公私一切の取引に通用すべしと命したるものは、是れ即ち法貨にして、今日の文明國何れも法貨の制定なきはあらざるなり、法貨中通用の金高に制限を立て、無制限法貨と有制限法貨との別を爲すあり、本位貨幣と補助貨幣との別即ち是れなり、然れども法貨の制定は勿論他種貨幣の受授を禁するものにあらず、取引上法貨以外の貨幣若くは商品をして仕拂を受くるの約定を爲すは、雙方の自由にして、法律は決して之を咎めざるなり、唯、債主の法貨の領收を拒む能はず、又負債者其の仕拂を辭する能はざるは、單に金銀を仕拂ふの約ありて、別に其の金種を定めざるの場合に於て然るのみ。

左れば嚴然法律を以て法貨を明定するは、是れ法貨の最も完全なるものなり、

然れとも數多の場合に於ては、習慣の力は法律に譲らざるものありて、未だ法律を以て法貨を定めざるときと雖、習慣により或る物品に法貨たるの効力を與へ、以て法律の欠を補ふこと多し、因りて爰に二三の例を挙げ、貨幣の事に關して習慣の勢力甚だ強きことを證すへし。

一般の人民は貨幣の品質量目を知るに非ず、而して甘んじて之を受取るものは、他人亦之を受取るあらんを期すればなり、故に久しく行はれたる貨幣は、其の良惡精粗を吟味せずして、之を受取るに至るなり、左れば諾威の寒村僻地に於ては、人民鮮麗なる新製の金よりも、反て従前の紙幣を喜ふと云ふ、又米國革命後不換紙幣久しく行はれて、此の際に生れたる人は、曾て金貨を見たることなし、故に同國政府が紙幣兌換を行ひ、金貨の流通するに至るや、世人或は疑惑を懷き、安んじて之を受取らざるものありき、ジエヴォンス氏の貨幣論に一語を載す、曰く當時ペンシルヴァニアに一夫妻あり、其の婦頭髮金色極めて美麗なりしかは、貴女社會に欣羨せられ、之を購はんと懇望するもの多かりしも、固辭して諾せざりき、一日猶太人來り、三百弗を以て之を購はんと請ふ、夫は大に之を惜みたりと雖、婦は終

習慣の勢力
ある事

に家計の窮を補はんか爲に之を賣るに決心せり、故を以て猶太人は三百弗の金貨と贗造紙幣とを携へ來り、婦の擇む所に從ひ之を仕拂はんと告げたるに、婦は習慣の爲に誤られ、目新しき金貨を忌みて、紙幣を受取りたるか爲に大損を蒙むりたりと、斯の如く習慣の力甚だ強きを以て、政府の新貨幣を發行し、又は舊貨幣を引揚げんとするや、事容易に行はれるものあり、我が國にても紙幣の始めて出づるに當りては、人之を忌避したるのみならず、金貨の如きも其初めに在りては、或は安せざるの狀ありき、左れば人民の此の忌厭を避けんか爲に、新貨幣に記するに舊貨幣と同一の紋章及び月日を以てすることあり、埃太利女王マリヤ、テ レサの發行せる弗貨幣は、千七百八十年始めて之を製造したるものにして、今日製造する所の貨幣も、當時の貨幣と其の月日及び紋章を同うせしむるなり、何となれば此の貨幣は北部亞弗利加及びリヴァント地方の土人中に行はるゝ所に於て、若し其の月日及び紋章を變ずるときは、爲に流通を妨ぐるの恐あればなり、衆庶の貨幣外觀の變異を厭ふこと此の如し、故に又外觀相同しきものは、假令輕量劣質のものとなし、雖、不知不識之を通用して更に疑ふ所あるなし、夫れ愚夫愚婦の

日常貨幣を受取るに當り、彼等争てか之を秤量鑑識することを得んや故に唯、凡眼を以て之を判別するの外なくして、外觀の異同は微差も尙之を厭ふと雖、外觀に同じしければ、量の輕重質の優劣殆ど關心する所にあらざるへし、彼の古昔政府の屬、貨幣を劣惡にして、人民を欺き得たるか如きも、亦之か爲なり。

斯の如く貨幣の事に關しては、人の習慣に支配せらるゝこと最も強きか故に、法律未だ制定せられざる未開社會に於ては、習慣に依りて貨幣を定め、之に法貨たるの効力を附するもの多し、此の事古今未開社會の實況に於て歴然之を證するなり。

又貨幣の事に關し習慣の勢力大なるを知らば、凡そ貨幣の變革は人民の嫌忌に觸れ、其の感情を害するの案外に甚しきものあるを察せざるへからず、是れ執政者の深く猛省して最も輕舉を戒めざるへからざる所なり、既に人民の習慣を敬重せざるへからず、故に又之か爲社會の大損失を蒙むることあり、例せば貨幣上或改革を施して、大利あること瞭然争ふへからざるものあらんに、人民若し其の理を曉知せず、飽くまでも舊慣を墨守して動かさるあれば、如何なる政治家と

貨幣の變革を厭ふ事情

雖其の改革を斷行するの勇なく、空しく改良の利益を享受せずして止むことあるへし。

又法律を以て制定するの法貨と雖、漸く磨滅して法律定むるの量目を失ふに至れば、最早法貨たるの資格あらざるなり、然れども多年慣熟せる貨幣は、其の輕重を問はず、人民自由に之を通用するものなれば、磨滅せるまゝ、荏苒歲月を經過し、速に之を改製するの機を失ふへし、是れ初め法律の力に因りて行はれたる法貨を、後には習慣の力に因り行ふものにして、爲に貨幣の磨滅は益、甚しきを致し、終に幣制紊亂の基を爲すへし、英國久しく此の弊に苦み、今日ゴスシン氏頻に匡正の計畫に忙しと雖、未だ成功を告げざるなり。

第十四章 惡貨幣の良貨幣を驅逐する事

優者榮存し、劣者衰滅するは萬物の通理なりと雖、獨り貨幣に至りては然らず、優者滅して反て劣者存するを見るなり、如何なる物品にても價廉に質精なるものあれば、價貴く質粗なるものは、競争上敗を取りて市場に滅せざるを得ず、然れ

とも貨幣は之に異なり、劣悪なるもの存し、優良なるもの残するなり、即ち貨幣の競争は優勝劣敗にあらずして、劣存優滅なりとす、而して始めて此の理を唱説したるは、トーマス・グレシヤム氏なるを以て、泰西の經濟學者之を稱してグレシヤム氏の原則と云ふ、蓋し其の説を概括すれば、左の如し、曰く、惡貨幣は良貨幣を驅逐す、然れども良貨幣は惡貨幣を驅逐する能はずと、其の理如何と云ふに一般の人民は貨幣の輕重精粗を辨せずして、妄に之を通用すと雖、貨幣商人及び金匠の如きは仔細に之を秤量鑑定し、其の重且精なるは、鎔解して地金銀と爲し、其の輕且粗なるは貨幣として内地の仕拂上に利用し、銳眼會て撰別を怠らす、銖銖の差益も遺すことなし、故に世間流通の諸貨幣は其の淘汰を受けて、良貨幣は次第に鎔解又は貯藏せられ、市場に放置せらるゝは獨り惡貨幣のみとなるへし、若し一般の人民貨幣を受授する毎に、能く其の良惡を判別し、惡貨幣は拒みて領收するとなくは、以て良貨幣の流通を維持するを得へし、然れども實際決して此の如くならず、玉石相混し、良惡共に同價を以て通用せらるゝか故に、苟も鑑識の眼あるもの、世人の旨に乗して其の玉を匿くし、其の石を棄て、以て射利を謀るなり、流通

グレシヤム
の法則

貨幣の磨滅して其の量目を失ふときは、偶、新貨幣を發行するも、其の新貨幣忽ち鎔解せられて、依然磨滅せる古貨幣のみ市場に留まるは即ち是に因るなり。

此のグレシヤム原則は、常に同種良惡の貨幣間に行はるゝのみならず、又異種良惡の貨幣間にも行はるゝこと論を俟たず、而して我が國開港以來の事歴は、以つて此の原則を證するもの少なからず、請ふ少しく之を述へん、抑、我が國の港を開きて始めて海外列國と交通するや、内地金銀價格の割合は歐米諸國と相比して非常なる懸隔を示し、白人をして眞に驚喜に堪へざらしめたり、蓋し我が國金銀の比價は慶長の頃には金一に付銀十三強にして、嘉永安政年間には金一に付銀四乃至五なりしか、此の時に當りて海外諸國金銀の比價は、金一に付銀十五乃至十六なりければ、金に對する銀の價格海外に比して頗る高かりしこと見るへし、當時我が國にては、一分銀四枚は小判金一枚に相當すとして通用したれども、若し海外金銀の比價より算するきは、一分銀の四個は決して小判金の一個に相當するの價值ありしに非ず、即ち之を英國貨幣に對するに、小判金は凡そ十八志五片に相當せしと雖、一分銀は一志四片に相當せしに過ぎすと云ふ、我が古金銀

我が邦に於ける
良貨の事
歴

貨幣は其品質量目互に不同多し、故に其の價格試験の結果諸書に見はるゝもの精密に相符合せず、故に一分銀四個は五志四片を成すものにして、我が國は此の一分銀四個を十八志五片の價格ある小判金一枚と同價に通用したるなり、其の差實に十三志餘にして、恰も價格一圓のものを價格三十餘錢のものと同價に通用したるに異ならず、故に外人銀を齎し來り之を我が金と交換するあらんか、三十餘錢を以て一圓を買ふの奇利あり、其の益豈莫大ならずや、是を以て外人は安政五年洋銀一枚は一分銀三枚と同量同價なりとの條約を結ひ、頻に洋銀を輸入して其の一枚を我が一分銀三枚と交換し、更に此一分銀を以て我が金貨を購收し去れり、斯くて我が金貨の滔々海外に流出せしもの其の額實に幾百萬なるを知るへからざるなり、是れ即ちグレンシャム原則の異種良惡の貨幣間に行れたる最も著明なる實例にして、銀貨留りて市場を制し、金貨は地を拂ひて海外に驅逐せられたり。

數百年間太平の民、海外の形勢に通せずして、大損を蒙むりたること此の如し、故に政府斷して我が幣制を一新し、明治四年を以て貨幣條例を發布するや、金銀

の割合を金一銀十六強と制定し、我が國金銀の比價をして略、海外諸國と平を得せしめたり、惜ひ哉此の時に際し、泰西諸國に於ては日耳曼政府が其の幣制を更革して、金貨單本位を採用したる等の爲に、金の相場銀に對して益、騰貴し、其の割合金一に付銀十七となり、十八となり、二十となり、底止するなきの勢を呈せしかば、我が金一銀十六強の割合は、復た海外の實際と合せず、以て金の輸出を防止するに足らざりき、而して明治十年西南の亂あり、政府の紙幣を増發するや、紙幣内地に氾濫して市場に横行し、金貨も之に敵する能はずして、共に海外に驅逐せられたり、故に我が國開港以來銀貨は金貨を驅逐し、紙幣は金銀貨を驅逐し、常に惡貨幣存して、良貨幣の去りたるを見るなり。

明治十九年、政府が從來紙幣銷却に銳意なりし結果として、紙幣の價格漸く銀貨と平等に歸し、銀紙間復た差價を見ずして、紙幣兌換の事實行せらるゝに至れり、而して我が幣制上に於て一圓金貨も一圓銀貨と同價なりと雖、實際金の價格は遙に銀に優るものあり、故に方今我が國の貨幣は兌換紙幣及び銀貨にして、金貨は絶えて市場に行はるゝこと能はざるなり。

グレシヤム原則を徴すへき今一の適例あり、其の事他なし、我が政府貿易銀増量の失策是れなり抑、我が政府の貿易一圓銀を發行したるは、我が海外通商上之を通用せしむるの目的に出つと雖、開港初年より洋銀我が開港場に行はれ、因襲の久しき固く市場に根柢を占めて容易に排除すへからず、然れども洋銀は是れ外國貨幣にして、内地に通用すへきに非ず、我が海外取引の媒助を此の外國貨幣に一任して問はざるは、不便の大なる想ふへきのみ、左れば内地商人の外品を購入せんとするものは、先づ我が貨幣を以て洋銀を買收し、此の洋銀を以て外人に仕拂はざるへからず、外商亦先づ洋銀を買ひ、之を以て日本商人に仕拂ふを要す、而して日本商人の洋銀を受取るや、之を内地に携ふる能はざるか故に、開港場に於て我が貨幣と交換せざるへからず、斯くて取引の手續重複の煩に堪へざるのみならず、洋銀相場なるもの投機者流の輸贏を争ふの具となり、暴騰急下其の變端俛すへからず、取引上の危険實に云ふへからざるものありき、是を以て洋銀の排除せざるへからざるは、識者の夙に唱ふる所となり、政府は明治八年を以て從來四百十六匁なりし貿易銀を四百二十匁に増量し、以て洋銀排除の功を奏せ

んと企圖せり、是れグレシヤム原則に通せざるの舉にして、固より目的を達すへきに非ざるなり、蓋し從來の貿易銀と洋銀磨滅せるものありて其の量目一ならず、然れども性合は千中純分九百一にして、量目は平均凡そ四百十匁六八とは略、價を同らし、政府か外人より海關税を徴するにも、常に同價を以て此の二貨幣を受取りたり、然るに今や貿易銀を増量し、尙之を洋銀と同價に受取りしかば、グレシヤム原則立ろに行はれ、新貿易銀は海外に流出して、洋銀益、我が開港場を占領したり、是れ此の原則の同種良惡の貨幣間に行はれたる一實例なり、政府既にし其の非を悟れり、故に一圓銀の量目を四百十六匁の舊に復し、且明治十一年に至り、從來開港場に限りて通用せしめたる此の一圓銀を自今内地公私の取引に通用するを許可せしかば、我が銀貨の勢力俄に加はり、爾來洋銀を壓倒して、今日開港場の取引は一に我が銀貨の媒助に依るに至れり。

故に他の物品に在りては、精良なるものにて粗惡なるものを排斥すと雖、貨幣に至りては事全く其の反對に出づるなり、古來執政者か新貨幣を發行して、舊貨幣を引揚げんとし、又は良貨幣を發行して、惡貨幣を驅逐せんとして、常に失敗を

取りたるもの此の理を知らざるに坐するのみ。

第十五章 貨幣制度の種類

貨幣の制度其の種類多し而してシエゾンス氏之を左の五種に大別したり。

秤量貨幣制度

第一、秤量貨幣制度 政府唯權衡を定め此の官定の權衡によりて金銀を秤量し以て互に通用し其の形狀大小の如き一に人民の欲する所に任す之を秤量貨幣制度と云ふ。

不制枚數貨幣制度

第二、不制枚數貨幣制度 受授の際に一々之を秤量鑑定するの不便を避けんか爲に政府一種若くは數種の金屬を擇みて一定の量目品質を有する小片に製造し其の枚數を以て之を適用せしむ之を枚數貨幣制度と稱す而して不制若くは不限の文字を之に冠するものは法貨不法貨幣等の制定を爲さず人民をして其の時々の相場に従ひて縦に之を通用せしむるに因る。

單本位制度

第三、單法貨制度(通常所謂單本位制度) 政府諸種の貨幣を製造すと雖就中其の一種を以て法貨と公定し凡そ貨幣を仕拂ふの契約は他の貨幣を以て履行

複本位制度

するの特約なき以上は此の法貨を以て履行するの意味なりと認定すへき旨を布告し他の貨幣の如きは此の法貨に對する時々々の相場に従ひて通用せしむ是れ即ち單法貨制度なり。

組成法貨制度

第四、複法貨制度(通常所謂複本位制度) 政府二種以上の貨幣を製造し其の相互の價値の比例を立て、共に之を法貨と公定し貨幣を仕拂ふの契約は其の何れを以て履行するも隨意なりと布告するものは是れ即ち複法貨制度なり。

第五、組成法貨制度 此の組成法貨制度と稱するは政府一種の貨幣を以て主本法貨と公定し大額の仕拂には此の主本法貨を通用せしめ別に他國の貨幣を以て補助法貨と公定し其の法貨たる金額に制限を立て、小額の仕拂に充てしむるものを云ふ。

第十六章 秤量貨幣制度

此の制度は貨幣の原始の制度にして他の諸制度に先ちて起りしこと明なり、權衡の未だ發明せられざるに當りては唯、大小輕重を概算して、金銀を受授した

古代猶太の秤量貨幣制度

りと雖、權衡行はるゝに及ひ、之によりて金銀を秤量し、以て通用することゝなれり、舊約全書創世記第二十三章に曰く、亞伯拉罕聽從以弗崙循以弗崙當赫人前所言者、即以商賈通用之白金、權衡四百噠喀與之、是れアブラハムかエフロンより田地及ひ洞穴を譲り受けて、其の代價として銀四百シケルを與へしことを記すものなり、同書約百傳第二十八章に曰く、惟智慧則何處獲之乎、聰明之處則何在乎、人不能知其值、不能得之於有生者之地、淵云、智不在我、海云、智不借我、非精金所能易、非可衡銀以爲其價と、左れば古昔の猶太人中秤量貨幣制度の行はれたること知るへし。

希臘の哲學者アリストートル氏は貨幣の起原を論し、最初單に大小輕重に依りて金屬を受授したることを記し、羅馬の學者プリニ氏も亦其の然ることを記せり、且羅馬に於ては賣買上權衡を要せざるに至りたる後と雖、奴隸を賣買するには、權衡を携へて之に臨むの風習法律上の一儀式として存したり、是れ金銀を秤量して通用したるの遺證なり。

又貨幣の秤は、多くは權衡の秤に由來せしこと疑ふ可からず、英國の「パウンド」

貨幣の秤

秤は權衡の秤に由來す

の如き、佛國の「リッセル」の如き、猶太の「シエテル」の如き、羅馬の「アス」の如き、日耳曼の「マルク」の如き、伊太利の「リラ」の如き、何れも價值一位の秤にして、素量目一位の秤に出でざるはなきなり、日本の貫匁の如きも、量目一位の秤を取りて、價值一位の秤と爲したるの一例なり、而して此等の事實は、又以て古昔秤量貨幣制度の行はれたることを推想せしむるものなり。

且現今に於ても、尙此の制度の行はるゝ所少なからず、緬甸に於ては金銀及び鉛を貨幣として通用し、一々之を秤量して受授すと云ふ、又支那に於ては、價值一位の秤は、兩、錢、分、釐にして、此等の秤は、凡て量目一位の秤を取りしものなり、而して同國には、夫の釐と稱する我耳白錢に似たる銅貨の外は、他に製幣あることなし、此の釐錢に紐を貫き、一緡として通用するものにして、一緡の枚數二百五十枚と稱すと雖、實際は二百四十枚前後なりと云ふ、所謂緡錢なるもの即ち是れなり、然れとも、斯る貨幣の不便なること明なれば、大額の取引に於ては、専ら紋銀と稱する銀塊を用ふることにして、此の銀塊は、凡て之を秤量して通用す、聞く所に據れば、十八省共に官立の銀性試驗局を設置し、人民の銀塊を所有するもの、之を試

現今の秤量貨幣制度

驗局へ持参して品質良惡の證印を受くるを例とすと云ふ、而して小額の仕拂を爲さんと欲するときには、斧を以て此の銀塊を截斷し、其の一片を秤量して受授す。是れ碎銀と稱するものなり、故に支那に於ては商人間に信用大に行はれ、手形取引の如き甚だ發達せるものありと雖、其の金屬貨幣を以て之を云へば、尙秤量貨幣制度の時代にあるものと稱すべし。

秤量貨幣制度の不便大なるは固より多言を俟たず、故に國の開化するに従ひて、此の制度消滅す、然れども貨幣磨滅して大に其の量目を失ひたる場合、又は諸種異様の貨幣混合して行はるゝ場合の如きは、之を秤量して受授すること、又止むを得ざるなり、且國際の貿易上に於ては、専ら地金銀を用ひ、諸國政府か立て、以て法貨と公定するものと雖、一たび國境外に出つるときは、量目に従ひて受授せらるゝの地金銀となるなり、故に方今萬國間の貿易は、尙秤量貨幣制度に依りて序理せらるゝものと謂ふべし。

第十七章 不制枚數貨幣制度

政府金銀銅の類を小片に製造して、品質量目を保證すと雖、其の何れを以て契約を結び、賣買を行ふべき乎は、之を人民の自由に任し、政府毫も干渉するなきもの、之を不制枚數貨幣制度と稱するは、前に一言したるか如し、此の制度に於ては、政府金片銀片等を製造して市場に注ぐのみにして、諸貨幣相互の價值を定むることなく、之に法貨たるの資格を賦與することなく、唯、人民をして其の時々の相場に従ひて枚數を以て受授せしむるものなり、而して此の制度の利益とする所は、秤量鑑定の煩を免れしむるにあり。

佛國大革命の時、革命政府は各、十グラムの量目を有する金銀銅の圓版を鑄造し、全く法律規程を立てずして、之を通用せしめんと計畫せしことあり、實際に行はれざりしと雖、此の制度の如き、即ち不制枚數貨幣制度と稱すべし、而して量目の一位を以て價值の一位と爲し、其の一位の幾倍若くは幾分に當る貨幣を製造し、時々相場に従ひて之を通用せしむべしとの説を唱ふるものあれども、未だ斯る制度を行ひたる國あるを聞かず、唯、造幣局を有せざる半開諸國に於ては、外國貨幣の流入し來るに従ひて之を通用し、知らず識らず此の枚數貨幣制度を實

不制枚數
貨幣制度
の實例

際に見るに至ることあり、亞弗利加西海岸の地方に於ては、西班牙の弗貨幣最も廣く行はるゝと雖、其の他、丁抹佛國、和蘭の貨幣流入し來りて並ひ行はる。又南米諸州に於ても、貨幣の制度紊亂し、北米合衆國、英國、西班牙等の貨幣輻輳して行はる。其の他、墨銀及び我が圓銀の支那及び新嘉坡地方に行はるゝか如き、固より其の國の法貨として行はるゝに非ずして、唯、時々、相場に従ひ、枚數を以て通用せらるゝものなり、是れ皆不制枚數貨幣制度の實例を示すものと云ふべし。

不制枚數
貨幣の弊害

然れども此の制度亦弊害甚し、諸貨幣の價值は互に高低あるを免れずして、銅貨幾枚以て銀貨の一枚に當り、銀貨幾枚以て金貨の一枚に當る乎を知ることを甚た難し、况や其の金銀銅貨の如きも、多種雜駁して行はるゝに於てをや、而して賣買の際時々、相場に従ひて諸貨幣の價值を比算するか如きは、常に煩勞遲滯に耐へざるのみならず、到底一般人民の得て爲すへきに非ず、故に鷹眼兎耳の輩投して以て射利の術計を運らし、良民爲に欺かるゝの大患あらん、且貨幣の流通漸く久しきを経て、磨滅するに及へば、受授の際之を秤量せざる可からず、竟に又秤量貨幣制度に歸するに至らん、而して此の制度に於ては、物品の直段は貨幣異な

るに従ひて異ならざるを得ず、加ふるに貨幣の相場取引熾に行はれ、商業上絶えず、危險攪擾に苦まざるを得ざるへし。

第十八章 單法貨制度

以上の貨幣制度皆非なるか故に、政府に於て法貨を公定するは、實に必要なりとす、而して之を爲すに三法あり、單法貨制度、複法貨制度、及び組成法貨制度、是れなり、古昔、スバルタに於ては、鐵貨幣のみを法貨として行ひ、今日、支那に於ては、製幣は、釐錢のみに止まり、英國に於ては、エグベルトの時代、八百年代より、エドワード三世の時代、千二百年代に至るまで、専ら銀貨のみを法貨として行ひ、露西亞及び瑞典に於ては、千七百年代に在りて銅貨のみ法貨として行はれたるか如き、皆是れ單法貨制度の實例なりとす。

抑、法貨を一種の貨幣に限るは、便大にして不便も亦大なり、何をか其の便と云ふ、受授の計算頗る簡明にして、契約上絶えて誤解紛議の虞なきこと、是れなり、何をか其の不便と云ふ、銅鐵の如き價值ある金屬を以て法貨とすれば、大額の取引

單本位制
度の實例

法貨を一種に
限るの弊害

を行ふに適せず、金銀の如き價值貴き金屬を以て法貨とすれば、小額の取引を行ふに適せず、是れなり、是を以て政府軍に一種の貨幣を製造して法貨と爲すときは、人民其の不便を忍ぶこと能はずして、或は他の貨幣を私製し、或は外國貨幣を輸入するに至ることあり、若し支那に於て、釐錢を以て大額の取引に用ふるあらんには、其の不便夫れ幾何ぞや、而して金銀のみを法貨と爲すが如きは、是れ實に日常の小取引に貨幣の便を拒むものなり、何となれば、金銀を以て釐錢の小貨幣を製するは得て爲すへからざればなり。

故に單法貨制度は、決して幣制の完全なるものに非ざること明なり、吾輩之をジエヴォンス氏に聞く、諸金屬の同價重量は左の如しと。

諸金屬の同價重量

金	一
白金	三 $\frac{7}{10}$
アルミニウム	七
銀	一六
洋銀	七一

錫	九四二
銅	一六九六
鉛	六三六〇
熟鐵	一五九〇〇
生鐵	五〇八八〇

今夫れ今日の文明國民は、金銀の如きも既に其の量重きに堪へずと爲し、専ら信用取引にのみ是れ依り、現金取引は殆ど全廢せられんとするの狀あり、故に鐵貨幣のスパルタ人に於る、石貨幣の南洋土人に於るか如きは、姑く之を擧げず、唯、今日各國普通の小貨幣として行はるゝ銅を以て之を云はん、若し銅錢を以て唯一の法貨となし、銅を以て一圓貨幣を造るとせば、其の量目今日の一圓金貨に千六百九十六倍せざるへからざるなり、是れ豈既に金銀の重量を厭ひ、將に紙の重量をも厭はんとする人民の須臾も甘んし得る所ならんや、然れとも若し又金貨を以て唯一の法貨と定め、金を以て一錢貨幣を製するとせん乎、今日の一錢銅貨を千六百九十六分したる微粒を取扱はざるを得ず、其の決して行ふへからざ

るや前に一言したるか如し、是れ即ち純然たる單法貨制度に於て、到底避くへか
らざるの困難なり。

第十九章 複法貨制度

英國の複
法貨制度

政府は二種若くは二種以上の貨幣を製造し、共に之を無限法貨と公定するも
の之を複法貨制度と云ふ。英國に於ては最初銀貨のみを製造し、即ち單法貨の制
度たりしと雖、人民漸く取引上に金を通用するに至りしかば、政府も遂に金貨を
製造し、其の銀貨に對する價值の割合を公定したるを以て、此の時よりして複法
貨制度同國に行はれたり、然るに其の後市場金銀の對比價值に變動を生じ、金銀
の實際の割合は政府公定の割合と符合せざるに至りたれば、政府は布告を以て
其の割合を變更するを必要とし、千二百五十七年より千六百六十四年に至るま
て、市場金銀の對比價值變動するに従ひて、時々布告を發して金銀貨の割合を改
定し來れり、然れども右千六百六十四年以來は、政府復た斯る布告を發せず、金銀
貨の割合は其の變動するに任し、放擲して顧みざりしかば、最初銀貨二十志に相

當するものとして製造せられたる「ギニー」の金貨は、遂に千六百六十五六年の
交には、三十志の相場となるに至りたり、是れ幾分か銀の價值下落したるに
因ると雖、職として當時銀貨の剝斷を蒙り、若くは磨損して大に其の量目を失
ひたるに因るなり、而して政府は幣制の紊亂を整理せんか爲に、ロツク氏の説に
従ひ、輕量銀貨改製の業を擧げたりと雖、人民は從來不良銀貨の行はれたる弊を
記憶して、痛く之を忌むの情を懷き、「ギニー」金貨を銀貨二十一志半に相當する
ものとして通用したり、然るに此の割合を以てすれば、金貨格高に過ぎ、銀貨格安
に失し、歐洲爾餘の諸國と比例の平を得ざりしか故に、折角改製したる銀貨は、陸
續海外に向ひて流出し去り、金貨之に代りて流入するに至れり、是を以て幣制改
良のことは更に朝野の問題となり、政府は造幣局長アイザック・ニュートン氏に命
ずるに、之か救正の方法を審按すへきを以てせり、ニュートン氏即ち命を奉し、千七
百十七年を以て其の著名なる答申を提出し、政府か従前の如く銀貨と金貨との
割合を公定せんことを勸告し、且其の割合は當分金貨「ギニー」に付銀貨二十一
志と定め、更に之を二十志八片に改定せんことを主張せり、國會は氏の議を採用

七、同年十二月の條例を以て、其の割合を二十一志に公定したりと雖、再び進みて之を二十志八片に改定することを爲さざりき、故に今復た此の二十一志の割合を以て金銀兩貨聯立するの複法貨制度となりしと雖、抑、量目十分なる銀貨に對し「ギニー」金貨の價を二十一志と爲すは、即ち金銀の比例を金一銀十五強と爲すものにして、之を當時金銀實際の市價に比較すれば、凡そ四片方即ち一分^三方金貨の價格を過高に算したるを免れざりき、故に十分の量目ある銀貨は之を貨幣として使用せんよりは、寧ろ地銀として使用するの利益あるに如かず、隨ひて銀貨は依然、鎔解輸出せられたれば、實際英國の貨幣は終に金貨のみとなり、銀貨に至りては若干の輕量なるもの留まりて、纔に補助の用を爲すに過ぎざることとなれり、即ち英國に於ては千八百十六年の法律を以て、嚴然金貨本位を布告するに先ち、實際の有様は既に金貨本位の結果に歸し居たるを知るへし。

以上英國の實際に由りて之を見れば、法律公定の比例を維持して、久しく金貨銀貨を同一市場に兩存せしむるは至難の事にして、一存一廢一去一來常に相交代して、一種の貨幣のみ主として實際に行はるゝを知了すへし、而して此の事や

市場價值
の變動と
公定割合

米國の貨幣史に於ても亦歴然之を證明する所にして、其の一斑は余が既に補助貨幣を論ずるの章に於て之を示したるか如し。

蓋し金銀貨を兩つなから法貨と爲すときは、法律を以て二貨幣の對比價值を公定せざる可からざること勿論なりと雖、其の公定の割合を市場實際の割合と符合せしめ、毫纖の差なからしむるは甚だ難し、假令一たびは之を爲し得るとすも、市場金銀の相場變動する毎に公定の割合は攪擾せられざるを得ざるなり、而して公定の割合に於て市場實際の割合に比し、金の價值を過高に算し、銀の價值を過低に算するあらん乎、然るときは金の貨幣として用ふるに利ありて、地金として用ふるに損あり、又銀は地銀として用ふるに利ありて、貨幣として用ふるに損あり、是を以て銀貨は鎔解せられ輸出せられて、獨り金貨のみ市場に行はるに至るへし、若し又銀貨を過高に定め、金貨を過低に定むるあらんには、其の結果右の反對に出て、金貨は市場を去りて、獨り銀貨のみ止まるに至るへし。

故に公定の對比價值が實際の對比價值と密に相符合するに於ては、黃白の二貨幣市場に並ひ行はるゝを得へしと雖、斯く二價值の久しく符合するは敢て期

す可からず、而して二貨幣中其の公定價值か實際の價值よりも貴き方のみ獨り市場に行はれ、實際の價值か公定價值よりも貴き方は、毎に鎔解せらるゝことなれば、金の相場騰貴するときは、金貨鎔解せられて、一國の貨幣は銀貨のみとなり、又銀の相場騰貴するときは、銀貨鎔解せられて、一國の貨幣は金貨のみとなり、此の二金屬の相場高低するに従ひ、一國の貨幣は互に相交送すへし、是を以て複法貨制度を非とするの論者は、此の制度は到底實行し得可からざるものと爲し、之を稱するに交迭法貨制度の語を以てせり。

複法貨制度は古來諸國に於て採用せられざるに非すと雖、事稍偶然に出で、此の制度の果して如何なる主義に基くかを講究して、而して後に之を採用したるに非ざるか如し、唯、其の得失を十分に討議し、最良の幣制として之を採用したるは、實に佛國を以て嚆矢と爲すへし、今佛國政府か此の制度を採用したる來歴を一言せん。

佛國の複法貨制度の來歴

千七百九十年ミラポト氏は、貨幣の事に關して其の建議を國會へ提出し、銀は金よりも多しとの理由を以て、銀貨を憲法上の貨幣即ち主本法貨と定め、金貨及

ひ銅貨は補助の貨幣と爲さんことを主張せり、而して氏の説は幾分か行はれ、佛國政府は九十三年八月一日の法律を以て、十グラムの銀を一法と定め、其の後民政第三年十一月二十八日の法律を以て、更に五グラムの銀を一法と定めたり、從來の二十四リツル及ひ二十八リツルの舊金貨は依然流通し、此の外右の法律により新に製造を令したる十グラムの金貨は、實際發行せられずして止めり。

民政第九年にゴーチン氏は、金一銀十五半の割合を以て、金銀兩貨の量目を定めんことを提議したり、即ち此の方案に據れば、純九雜一の品質を有する五グラムの銀を一法と定め、而して二十法の金貨には、同品質の金六グラム四五一を含め、有せしめんとせり、氏思へらく、此の割合は密に市場實際の割合に近邇せるを以て、兩貨共に相提携して、久しく市場に行はるゝを得ん、若し將來金銀の相場變動するに會せば、金貨を鎔解し、之を改量改製して可なりと、此の議は激しく討論せられたるか、遂に可決せらるゝ所となり、即ち革命政府は民政第十一年七月千八百三年三月七日の有名なる法律を以て、複法貨制度を公布したり、惟ふに佛國か此の制度を採用せし所以のものは、若し金貨を全廢すれば、甚しく貨幣を減少す

るの患あり、又金貨の價值を其の自然に高低するに委して、法律之を規定せざる時は、絶えず紛議を起すの恐あるを慮りしか爲めならん。

然れども佛國政府の公定したる金一銀十五半の割合に於ては、少しく銀の價值を過高に算したるを以て、金貨は市場を去り、獨り銀貨のみ行はるゝの結果を致したりと雖、其の後カリフォルニア及び濠洲の金鑛發見せられ、金の價值下落するに及び、從來市場を占めたる銀貨消滅し、金貨之に代りて行はるゝに至れり、然るに近時は日耳曼幣制改革等の結果として、金は銀に對して非常に騰貴したるを以て、若し佛國複法貨制度の作用を自由に行はれしめたらんには、必ず金貨は再び市場を去り、銀貨のみ行はるゝに至るへかりしなり、唯、佛國政府は銀の此の溢入を恐れ、銀貨の製造を停止したるか爲に、纔に金貨の流通を維持するを得たるのみ。

第二十章 組成法貨制度

秤量貨幣制度及び不制枚數貨幣制度の不便なるは、以上陳述せし所により既に

に明なり、而して單法貨制度は其の採擇したる金屬の貴賤に従ひ、或は小額の取引に適せず、或は大額の取引に適せざるの患あり、複法貨制度は法律上公定する所の金銀貨の比價か實際の相場と符合せざるの瑕瑾あり、是に於て乎、第五の制度起る、即ち一種の主本法貨を定め、之に接合するに補助法貨を以てするものにして、ジュッソンス氏之に組成法貨制度の稱を與へたり。

英國に於ては、リヴァプール公、貨幣の問題を精究詳査し、千八百五年に出版せられたる「英王國の貨幣」と題する書に於て、主本法貨は須らく金貨の一となし、他の貨幣は唯、之を補助せしむるに止めざる可からざるを唱道したり、公の此の議は千八百十六年を以て實行せられ、實に英國現行貨幣制度の基礎を成せり、即ち獨り金貨のみを無限法貨となし、而して銀貨の法貨たる金額を四十志以下に制限し、銅貨の法貨たる金額を一志以下に制限するもの是れなり。

然れども此の組成法貨制度は、今日文明諸國の等しく行ふ所にして、英國の如く金貨のみを無限法貨と爲せる所に限りて行はるゝに非ず、佛蘭西、白耳義、瑞西、伊太利等は今日に於てこそ銀貨製造を停止したれ、以前は複法貨制度の國なり

しと雖、當時尙組成法貨制度を採用したり、何となれば此等の國に於ては、從來金銀貨共に純分九百雜分百の比例なりしに、千八百六十七年以來二法及び其の以下の銀貨は、純分を千中の八百三十五に減少し、其の法貨たるの金額を五十法以下に制限し、以て之を補助法貨となしたればなり、故に銀貨にして無限法貨たる五法銀貨あるのみ、以下の諸銀貨は皆補助法貨に過ぎざるなり、而して佛國に於て銅貨の法貨たる金額は、以前より五法以下に制限せられたり、又日耳曼に於ても、千八百七十一年を以て幣制を改革したる以來、金貨のみを主本法貨と定め、白銅貨及び銅貨は勿論、銀貨法貨たるの金額二十麻以下に至るまで、凡て之を補助法貨と爲すこと全く英制の如し、又北米合衆國に於ては、千七百九十二年の條例を以て複法貨制度を行ひ、金銀貨の比價を金一に付銀十五と公定し、尋て千八百三十四年に至り、其の割合を金一銀十六に改定したりしか、三十七年金銀貨の純分と雜分との比例を改定せし爲、其の割合少しく變して、金一銀十五、九八八となり、此の割合に於ては、銀の公定價格低きに失したるを以て、銀貨は悉く輸出せられ、加之小額銀貨に至るまで市場を退きたり、是を以て此の困難を避けんか爲

に、千八百五十三年一條例を發し、五十仙及び其の以下諸銀貨の純分を減少し、其の法貨たる金額を五弗以内に制限し、以て補助貨幣と爲したること既に陳述したるか如し、其の後千八百七十四年に至り、一弗銀貨は一旦法貨たるの資格を失ひたりと雖、千八百七十八年を以て夫のブランド條例の可決せられたる以來は、毎月四百萬弗以下二百萬弗以上の一弗銀貨を政府に於て製造し、之を金貨と共に主本法貨として通用せしむるなり、故に米國の此の制度は有制限複法貨制度とも稱すべきものにして、銀貨製造の金額制限せられ、其の製造を請ふの自由を人民に許さざるを以て爾か稱す、一弗銀貨は無限法貨たるに拘らず、尙五十仙以下の銀貨は補助法貨として行はるゝなり、而して我が日本の如きも、法律上に於ては金銀兩本位なりと雖、現時の實際に於ては銀貨單本位なり、然るに銀貨中無限法貨たるは一圓銀のみに止まり、半圓銀及び爾餘の小銀貨は何れも補助貨幣なり、(編者云く、我邦は爾後幣制改革を爲したるにより、現今は金貨本位制なり)。故に方今の文明諸國其の主本法貨を金銀の兩者に取ると、又は金銀中の一者に取るとの異同あるに拘はらず、其の主本法貨に接合するに補助法貨を以てし、

即ちジェヴォンズ氏の所謂組成法貨制度を採用するに至りては、何れも其の揆を一にするを見るへし。

余は以上に於てジェヴォンズ氏の五種幣制を列挙解説したり、而して其の所謂組成法貨制度なるものは、必ずしも、金貨單本位國のみに限らず、金銀兩本位國、又は銀貨單本位國に於ても、普通に行はれ居ることを示せり、故に彼の單本位複本位の争論の如きも、其の相異なる所は、主本貨幣即ち本位貨幣を金銀の二と爲すへき乎、將た之を金銀中の一と爲すへき乎にありて、何れにしても此の本位貨幣に隸するに補助貨幣を以てするの接合制度を用ふるものと知るへし。

第二十一章 本位なる語

本位なる語を貨幣論上に適用するは、近時學者の往々大に非難する所なり、蓋し此の語は英語の「スタンダード」なる語に該當し、金銀貨併用の制、之を「ダブル、スタンダード」複本位制と稱し、金貨若くは銀貨偏用の制、之を「シングル、スタンダード」單本位制と稱す、然るに此の「スタンダード」なる語は、尺度の模範又は度量衡の

本位の語
義

原器と云へる如き意義を有するか故に、一貨單用を主張する論者は、口を開けは必ず疾呼して云ふ、夫れ貨幣本位は須らく一なるへく、決して二なるへからず、之を二となすは豈度量衡の基本を二となすに異ならんやと。

然れども金銀貨併用を主張する論者は、右一論の如きは、全く「スタンダード」なる語を用ふるより生ずる誤解に過ぎずとなし、此の語貨幣論に大害あるか故に、之を排斥せざるへからずと論せり、即ち佛人ヘンリー・セルニユスシー氏之を論して曰く。

「スタンダード」本位とは官廳に藏する尺度の基本にして、決して長短異なるの基本二あるに非ず、之を二ありと云ふか如きは、愚の甚しきものなるに、夫の一貨單用を主張する論者輩は、余輩兩貨併用論者を誣ひて此の愚を唱ふるものと爲し、以て自ら快とせり、即ち彼輩は余輩を以て二の本位を望むものとなせり、是れ余輩及び余輩の論旨を傷け、世人をして之を蔑視せしめんには、甚た巧みなる手段ならん、然れども貨幣論上に本位なる語を用ふるは、毫も學生の了解を助くるの益なく、反て學師の思想の混亂せることを證するに足るのみ。

セルニユ
スシーの
説

又曰く、

單に講究すべきは金銀二者を共に貨幣として用ふべき乎、將た其の一者のみを以て足れりとする乎の一點にあり、是れ即ち經濟上の問題なり、而して此の問題を講究するに於て、本位と云へる語は曾て之を用ふるの要あるなし。

是を以てセルニユスシー氏及ヒラヴレー氏等は、スタンダードナル語を却けて、之に代ふるに、バイメタリック、マチー「複硬貨制」及ヒモノメタリック、マチー「單硬貨制」なる語を以てするの至當なることを論唱せり、ジュヴァンス氏は本位なる語をも用ひざるに非すと雖、又單法貨制シングル、レীগアル、テンダー、システム及ヒ複法貨制（マルチプル、レীগアル、テンダー、システム）なる語を用ひたり。

今余は此等の學者が故らに考案して提出したる此等の語を敢て非とするものに非ざるなり、然れども、スタンダードなる原語は、兎も角も之に對する本位なる語は主本一位の義なりと解釋し得ること、余か第九章に於て一言し置きたるか如し、故に本位貨幣とは即ち無限法貨の義なりと爲し、此の本位貨幣として金銀中の一者を偏用するもの、之を單本位制と稱し、其の兩者を併用するもの、之を

單本位と
複本位と

複本位制と稱し、必ずしも妨げありとなさざるなり、左れば余は從來世間に慣用せられて、人の耳目に熟したる語を廢止するまでの必要なしと信し、以下尙本位なる語を用ひんと欲するなり。

第二十二章 單本位複本位の得失

加里福尼及び濠洲の金鑛發見せられて、金銀の相場變動せしより、竟に何を以て貨幣と爲すべき乎は、世界列國の大問題となれり、蓋し加里福尼の金鑛發見は千八百四十八年にあり、濠洲の金鑛發見は千八百五十一年にあり、其の相去ると僅に兩三年にして、實に此の二大金鑛の發見は同日にありしと云ふて可なり、而して世人は其の産出に關して非常なる想像を書き、金の洪流俄に全世界に漲溢して、其の價值低落し、賤しきと殆ど塵芥と相伍するに至らんとまで豫期したり、加之老實卓識を以て稱せらるゝ學者の如きも、亦之を恐怖し、口を極めて金貨の一日も速に廢止せざるへからざるを極言痛議したり、是を以て諸國政府も漸く此の潮勢に誘はれ、和蘭は千八百五十年七月其の金貨を廢止し、葡萄牙は獨り英

金鑛發見
と貨幣問題

國金貨の外は、如何なる金貨をも通用するを禁し、白耳義亦金貨を廢止し、露西亞の銀の輸出を禁し、佛國は委員を選任して此の問題を調査せしめ、印度政府は收稅官の金貨を受取るを禁したりと云ふ、又以て諸國狼狽の一端を見るに足るへし、然るに實際金貨の下落は豫想の如く甚しからず、加ふるにチヴタの銀山發見せられて、銀の供給増加し、又日耳曼政府が千八百七十一年其の幣制の改革を斷行し、銀貨本位を廢して、金貨本位を採り、其の從來國內に蓄積したる巨額の銀を放吐して、之に代ふへき金塊を歐米市場より吸收し、尋て佛蘭西及び其の他の羅甸同盟國が日耳曼より吐出せる銀の侵入を防かんか爲に、自衛の政策を施し、始めには其の銀貨製造を制限し、後には終に之を停止したる等の事情より、金銀比價の趨勢茲に全く其の趣を一變し、今般は所謂金貴銀賤の傾向を呈して、銀價の下落日一日よりも甚しく、其の底止する所を知らざるに至れり、故に千八百五十年以來今日に至るまで、年を経ると凡そ四十年、其の前半に在りては、諸國寧ろ金價の下落せんことを恐れ、其の後半に在りては、銀價暴落して、其の相場の動搖浮沈常なきに苦み、金貨國と銀貨國とを問はず、其の商業上云ふへからざるの擾亂

を蒙り、然らば即ち之を救済すること如何にして可ならんか、各國相共に金貨單本位を採るべき乎、各國相共に金銀複本位を行ふべき乎、抑、或國は金貨本位を用ひ、或國は銀貨本位を用ふること、今日の如くにして不可なき乎、是れ實に經濟上至重の問題なり、而して諸國の政府は勿論、其の學者政治家實業者に於て得失を調査講究し、歳を積むと既に久し、世に現はれたるの著述報告汗牛充棟、管ならず、論駁辯難錯然紛出し、殆ど寧日なし、泰西の學者之を稱して本位の戰爭と云ふ、余請ふ左に雙方所論の要領を摘擧し、以て其の是非を對照せん。

抑、本位の戰爭なるもの、實に金貨單本位と金銀兩本位との得失を講ずるにあり、而して余に在りては、列國相協同して、金銀兩本位を採用するに非ずんば、此の問題永遠結了するの時なからんを信し、若し第十九世紀に於て、此の目的を奏功する能はずんば、是れ眞に第十九世紀文明の一大恥辱なりと明言するを憚らざるものなり、故に各論點に關して、先づ單本位論者の説を掲げ、而して後之に應ふるに複本位論者の説を以てすへし。

單本位論者の第一に論ずる所は、前章に一言せし所にして、即ち左の如く云ふ

にあり。

本位は須らく一ならざる可からず、若し夫れ相互の間に一定不變の比例を有せざる二物品を以て、商品の市價を測るの尺度と爲すは、恰も自ら伸縮する物品を以て、長短の尺度と爲すか如し。

此の説や英人ロツクの之を唱論せしより、論者翕然相和して、頻に之を力説布衍し、其の黨の論者間に在りては格言金則として奉信せらるゝものなり、論者即ち論して曰く、各國必ず一金屬のみを擇みて勘定上の名稱たり、消債物たり、價値の尺度たるの三様の職掌を行はしめざるへからず、法律を以て金銀の對比價値を定めんとするか如きは愚の極にして、實に經濟學上の原理に背戾せり、金銀の比價の如きも、全く需要供給の原理に従ふものなるに、今此の天則を忘れ、法律を以て或は金一銀十五半と定め、或は金一銀十六と定め、以て之を永遠に維持せんとするは、妄も亦甚しからずや、昔者法律を以て小麥の相場を定めんとしたれども、其事毎に徒勞に屬せり、金銀の事亦同じ、凡そ此の類のこと、法律の力得て及ぶへきに非ざるなりと。

佛國の碩學ミシエール、シヴァリエ氏亦之を論して曰く、夫れ二種の金屬を同位に置き、齊しく之を本位たらしめんとするは爲し得可からず、物の長短を計るに二種の尺度、例せば、メートル尺度と、ピエドロワー尺度とを以てし、同時に之を併用するも、此の二尺度互に一定の割合を有するか故に、必ずしも妨げなし、然れども、メートル尺度と之に對し一定の比較を有せざる他の尺度とを併用し、更に甚しきは一日は、ピエドロワー尺度を用ひ、次の一週間は、ピエヂュリン尺度を用ひ、次には英國尺度、埃國尺度、丁抹尺度等を用ふるあらは、果して如何、是れ唯、不便極まると云ふに止まらず、即ち尺度なきに異ならざるなり、今若し貨幣の本位を金又は銀の一に限らずして、共に此の二者を本位とするは、右諸種の尺度を併用するに同じきなりと。

左れば單本位論者の此の論旨を摘要すれば、左の如し。

凡そ商品の價値は法律之を定むる能はず、今貨幣は商品なり、故に法律は其の價値を定むる能はず、既に然り、法律金銀の比價を定むるの力なき以上は、互に其の比價の絶えず變動する二金屬を以て、二重の本位を設定する能はざるや

論を俟たず。

英國往時の經濟家は其の或は銀貨を可とし、或は金貨を可とするの異同ありしにも拘らず、多くは單本位を主張したり、ベッチャー氏、ロツク氏、ハーリス氏、リヴァー、ブル公の如きは是れなり、而してリヴァー、ブル公の説は千八百十六年を以て採用せられ、爾來今日に至るまで同國は銀貨銅貨を補助貨幣と爲せる金貨單本位國なりとす。

然れども復本位論者に在りては、法律の力能く金銀の比價を定め得るものと爲せり、又假令法律定むる所の比價か、市場實際の比價と符合せずして、爲に貨幣の交迭を起すことあるも、此の事や却て大利ありと考ふるものなり、右第二段の論は之を後に譲り、茲には其の第一段の論、即ち法律の力能く金銀の比價を定むと云ふの點より説くへし。

勿論法律を以て貨幣の價値、即ち貨幣か他商品を購入するの力を定むる能はざるは、三尺の童子も能く知る所にして、復本位論者と雖、真逆に斯る愚を爲さんと欲するものに非ざるなり、唯、復本位論者が爲さんと望む所は、金銀の兩者を共

復本位論者の駁論

に主本法貨と爲し、負債償却の効力を共に此の兩者に賦與せんとするにあり、即ち法律を以て公定せんとする所は下の如し、曰く凡そ某金額を仕拂ふべきの義務は、例せば金一銀十五半の割合に従ひ、金貨を以て仕拂ふも、將た銀貨を以て仕拂ふも、之を撰擇するの權を負債者に任す、之を換言すれば、一匁の金にて仕拂ふも、十五匁半の銀にて仕拂ふも、之を負債者の欲する所に委すと、而して斯の如く金銀兩貨を共に主本法貨と爲すものなれば、隨ひて此の兩貨の製造を請ふの自由を人民に許さる可からず、此の二點は實に復本位制度の眼目なり。

シヴァリーエ氏之を駁して曰く、法律隨意に産物の直段を定むるの力なしと、ラッレー氏之に答て曰く、裸體の法律能く何事をも爲すなしと雖、若し之に因りて、需要を奨勵せば、爲に大勢力を現はすを得へしと、千八百七十三年の和蘭貨幣調査委員も之を論して曰く、吾輩は歐洲各國か金銀の間に一定の割合を立て、齊しく復本位制を採用せんことを希望す、全歐洲の如き廣き區域に於て、此の主義を實行せば、爲に商業市場實際の價値に大勢力を現はし、資金の直段に未曾有の安定を與ふへしと、是れ眞に然り。

蓋し凡そ物の價值あるは、其の需要あるか爲にして、需要多ければ即ち價值貴く、需要少なければ即ち價值賤しきは天下の通理、即ち經濟の原則なり、然るに金銀に對する需要は、貨幣としての需要より大なるはなく、若し之よりして其の貨幣たるの職掌を奪ふあらば、金銀と雖、焉そ寶金として仰かれ、傲然萬貨の主坐に立つとを得んや、其の裝飾器具製造技藝に用ひらるゝか如きは、一小部分に過ぎずして、人の之を好愛珍重するものは、其の貨幣として普通に用ひられ、隨ひて其の價值貴きを致すに基くもの多し、故に今日貨幣として用ひらるゝ無慮三十五億弗の金及び三十二億五千萬弗の銀にして、一朝其の貨幣たるの主務を剝かれ、突然市場に投出せらるゝに會せば、假令其の美色麗澤燦然人目を眩するものあるも、竟に其の威光を維持する能はずして、殆ど銅鐵と相列するに至るへし、否更に其の下に屈して、世の擯斥を蒙むらんも亦測るへからざるなり、今金銀に此の貨幣たるの職掌を賦與するも、將た之を拒絶するも、法律之を制定するの如何に因るなり、然れども元來金銀は天か貨幣として人類に授けたるものにして、何れの點より觀察するも、貨幣たるに適すること金銀の如きはあらず、又人類歴史あ

りてより四千載未だ曾て此の二金屬を貨幣として併用せずんはあらざるなり、故に如何なる狂論客如何なる暴議者と雖、決して全然金銀の貨幣たるを廢止せんと主張し得るものあらざるなり、唯、或は曰く、金貨のみを用ふへし、或は曰く、金銀兩貨を用ふへしと、然れども其の單本位論者と稱する輩と雖、唯、自國に於て金貨單本位制を行はんとするに止まるのみ、宇内列國に通して一齊に單貨制を布くか如きは、是れ各國現用貨幣の一半を排斥するものにして、其の得て行ふへからざること明白なれば、既に或國に於て金貨單本位を執るの結果は、勢必ず他の或國をして銀貨單本位を用ひしめざるへからず、故に全世界の上より之を大觀すれば、人類は何れにしても、金銀を兩用するものに外ならずと雖、其の之を兩用する方法に至りては、單貨論者復貨論者の主張する所互に大異ありとす、是れ余輩の後段に於て更に詳論せざるへからざる所なり。

左れば人類は必ず金銀を併用せざる可からず、其の一金屬を普く各國の幣制より逐攘し去るか如き、天意に悖戾するの暴舉は到底爲す能はざるなり、然れども一國々々の上より云へば、或は銀を却けて金貨のみを用ひ、或は金を逐ふて銀

貨のみを用ふることは、若し之を行はんと欲せば、敢て行ひ得へからざるに非ず、是れ法律の力に因るものなり、而して斯る法律は、少なくとも暫時は、金銀の需要に供給に大影響なくんば、あらざるなり、夫の日耳曼幣制改革の如き、銀を吐出して金を吸収し、爲に銀價暴落し、金價激騰す、是れ其の法律を以て貨幣たるの職掌を銀より褫奪して、之を金に移したるの結果なるのみ、故に再ひ其の法律を復舊するあれば、金銀の比價も亦隨ひて復舊するに至るは、炳乎として、鏡に照すか如し、斯の如く法律は貨幣としての需要を金銀に與奪するの制裁あり、是を以て諸國相協同し、一定の割合に従ひて金銀兩貨を併用するあれば、貨幣たるの需要公平に兩金屬に配分せらるゝか故に、能く此の法定の割合を實際に維持し、金銀比價の攪擾を殆ど絶無に歸せしむべきは、余輩の確信して疑はざる所なり。

現に之を實驗に徴するに、佛國か泰然として複本位制度を維持し、人民の請ふに任せて金銀兩貨を製造したる間は、市場金銀の比價其の序整を受けて、甚しき動搖を呈することあらざりき、即ち之を詳言すれば、佛國は凡そ七十五年間金銀の間に金一銀十五半の割合を立て、此の兩者を共に無限法貨となし、其の製造

を請ふの自由を人民に許したるを以て、金一銀十五半の割合は、實際兩世界に行はれて、金銀の比價敢て此の定準の外に出づることあらざりしなり、而して其の然る所以のものは、他なし、若し金價騰貴し、又は銀價下落して、金銀の割合金一銀十六に變すべしとせんに、此の時に際しても、佛國にては依然金一銀十五半の割合行はるゝか故に、銀の所有者は之を佛國に輸入せば、其の十五半を以て能く金の一に匹敵するの貨幣を製造するを得べし、復た何を苦みてか金の一を得んか爲に、銀の十六を投するの不利を肯んせんや、之に反して銀價騰貴し、又は金價下落し、其の割合金一銀十五に變すべしとせんに、金の所有者は之を佛國に輸入すれば、其の金一を以て銀十五半に相當するの貨幣を製造するを得べし、故に金の一を以て銀の十五と交換するに甘んせざるなり、是れ即ち佛國金一銀十五半の割合は、殆ど全世界の金銀比價を支配し得たる理由なり、加之加里福尼及び濠洲の金鑛發見の爲に、銀の産出高從前に異ならざるに、獨り金の年産高俄然六百萬磅より三千萬磅に増加したるは、實に未曾有の變動なりと雖、是れとても尙佛國の金一銀十五半の割合を動かすこと能はざりき、而して佛國の此の嘆賞すべき

制度に第一撃を加へたる銀貨を廢止して金貨單本位を採用したる日耳曼なり、然れとも日耳曼か此舉に出てし後と雖佛國か自由に銀貨を製造せし間は、銀相場低落甚た少なかりき、唯佛國か自家防禦の爲に、爾餘の羅匈同盟國と共に銀貨製造を停止するに及びて、恰も堤防一たひ破れて、溢水の決するか如く、銀價一朝にして大に暴落せり

夫れ世界の諸國か種々の幣制を行ふにも拘はらず、佛國か複本位制度を採用せるか爲に、金銀の比價を調理するに於て、既に斯の如き偉績大効あり、然るを況や萬國若くは重なる強大國か相協同して同一の公定比價を立て、以て金銀雙方を無限法貨と爲すに於てをや、必ずや其の公定比價を永遠に維持して、將來復た變動を見ることなきに至るへし、故に此の制たるや、セルニユスシ、氏等の云へるか如く、金分と銀分との相混和せる一金屬を以て貨幣と爲すに異なることなし例せば、金銀の割合を金一銀十五半と定め、萬國普通に之を採用すとせば、金銀の比價は確乎として一定不易なるを致し、世界の貨幣は金銀の兩種ありと雖、其の實は金銀混成の一種金屬を用ふるに同じきなり、而して金銀を共に併用す

單本位論者
の第二
論點

るか故に、貨幣の總額十分に大にして、缺乏不足の患あることなし。

單本位論者の第二に論する所は、複本位制は決して實行し得へからすと云ふにあり、是れ亦前に一言したる所にして、其說實に左の如し。

複本位制は終に實行し得へからず、夫れ此の制は金銀兩貨の併行を期すと雖、是れ空望夢想に過ぎずして、實際は必ず一貨單用に歸せずんはあらず、何となれば法律の公定する金銀の比價は、其の實際の相場と常に符合する能はされはなり、故に此の制に於ては、金銀貨中其の市價の其の法律價よりも下れるものゝみ行はれて、兩つなから同時に行はるゝこと能はず、唯、金銀相場の動搖するに従ひ、昨は金、今は銀と互に循環交代して、一國の貨幣屢々相變するあるのみ、故に此の制たる兩本位の名ありて、兩本位の實なく、其の眞性に就きて之に命名せば、交迭本位たるに外ならざるなり。

單本位論者の此の説は決して誣言に非ざるなり、然れとも只、之を今日に於て云ふへきのみ、若し將來萬國の聯合成就し、金銀普通の割合行はるゝに至れば、此の説の如き復た何たる意義もあらざるなり、蓋し論者の恐るゝ貨幣の交迭は、金

右に對す
る駁論

銀比價の動搖するに因りて生ず、比價の動搖なくんは、貨幣の交迭あるへからず、而して萬國協同して、金銀普通の割合を一定するあれば、金銀の比價殆ど變動するの患あらざればなり、其の理由の如き余輩の以下論述する所に於て明瞭ならん。

然れども各國種々の幣制を立て、其の畫一を缺ける今日に於ては、論者の説誠に争ふへからずして、英國米國佛國等の實驗歴々之を證明せり、請ふ茲に佛國の經歷に關して一言せん、抑、同國か千八百三年を以て其の複本位制を布告するや、金銀の割合を金一銀十五半と公定したりしに、米國は是より先き千七百九十二年を以て複本位制を設け、金銀の割合を金一銀十五と公定したり、故に商人輩之を奇貨とし、米國にて銀貨を製造し、佛國にて金貨を製造し、以て其の間に利益するを猶豫せざりき、何となれば二國法律上の比價斯の如く不同あるか故に、佛國にて金貨の一を以て銀貨の十五半と交換し、更に此の銀貨を米國に齎し、其の十五を以て金貨の一と交換するあれば、其の利益あること明白なればなり、是を以て金は佛國に奔注して、同國の貨幣は専ら金貨のみとなり、之に反して銀は米

國に流入して、同國の貨幣は専ら銀貨のみとなれり、而して米國々會か斯く金貨の流失し去るに驚き、之を救はんか爲に千八百三十四年に金銀の割合を金一銀十六に改定するや、佛國は尙従前の如く金一銀十五半の割合を維持したるを以て、今や反對の結果を生じ、金は佛國を去り、銀は米國を去るに至れり、斯くて佛國の貨幣は千八百四十九年頃には主として銀貨のみ行はれたるも、六十年頃に及びては再び一變して殆ど金貨のみ行はるゝに至れり、是れ當時金鑛發見の事ありて、金の相場下落したるか故に、金は入りて貨幣となり、銀貨は出て、地銀となりしに困るなり、而して日耳曼幣制改革後、銀價の益々下落するに當りて、佛國若し其の銀貨の自由製造を固守せば、其の貨幣更に金より銀に一變すへきは必然なりしと雖、其の銀貨製造を停止せしか爲に、纔に此の結果を防ぐを得たり。

左れば複本位制に於ては、金銀相場は浮沈するに従ひ、貨幣交迭の傾向を來たすを免れざるなり、然れども此の事實を以て複本位制を攻撃するは、偶、以て此の妙機を發揚するのみ、毫も其の非を證するに足らざるなり、何となれば貨幣の斯く相交迭するは、是れ此の制に最も稱すへき調理作用の存する所なればなり。

何をか複本位制の調理作用と云ふ、夫れ此の制に於ては金銀貨の何れを以て仕拂を爲すも、之を仕拂人の隨意に任し、且此の兩貨の製造を請ふの自由を人民に與ふ、是れ實に此の制の二大要義なり、故に法律は金銀の比價を金一銀十五半に公定したるに、爾後二金屬の相場高低して、實際の割合は金一銀十六に變したりとせば、金の一は貨幣としては銀の十五半に相當するに過ぎざるも、地金としては其の十六に値し、即ち金は地金として用ふることに利ありて、貨幣として用ふるは損あり、又銀は貨幣として用ふること利ありて、地銀として用ふるは損あるに至るへし、是を以て世人は銀塊を造幣局に輸入して其の製造を請ひ、一切の仕拂は悉く銀貨を以てせんことを務め、金貨に至りては漸々輸出せられ、鎔解せられ、貯藏せらるへし、是れ一國の貨幣其の金部を失ひて銀部のみ止まるの場合なり、若し又金銀實際の比價金一銀十五に變したりとせば、前例と相反し、金は貨幣として用ふるを利とし、銀は地銀として用ふるを利とすへし、故に金塊所持人は争ふて、其の製造を請ひ、何人も其の仕拂には金貨のみを用ひ、銀貨は次第に輸出鎔解貯藏せらるゝなり、是れ一國の貨幣其の銀部を去りて、金部のみ存するの場

合なり、故に複本位國に於ては、金銀實際の相場變動して法律公定の比價と一致せざるに至れば、兩金屬中の騰貴せる方は貨幣たるの職を辭して輸出鎔解せられ、而して下落せる方は、其の空位を襲ふて、貨幣の職を專領するに至るは、理の最も賭易き所にして、是れ貨幣交迭の因りて生ずる所以なり、然れども是れ複本位制の本色にして斯の如く兩金屬中の下落せるものは、人々之を貨幣に製造するか故に、其の需要増加し、之に反して兩金屬中の騰貴せるものは、貨幣たるを辭して市場に放たるゝか故に、其の供給増加し、即ち下落せんとする方は、其の需要増加して、以て其の下落を止め、騰貴せんとする方は、其の供給増加して、以て其の騰貴を抑ふるの妙効なくんはあらざるなり、金騰貴して銀下落せんか、金は貨幣の職を銀に譲り、己は地金となりて市場に出つへし、而して銀は貨幣の職を得るか爲に、下落の傾向息み、金は貨幣の職を失ふか爲に、騰貴の氣勢衰ふるなり、銀騰貴し、金下落する場合も、其の理亦同じきのみ、複本位制の調理作用とは即ち之を云ふなり。

惟ふに此の眞理を發見したるの榮譽は、之を佛人ウオロウスキ氏に歸せざるへ

からず、氏は此の作用を稱するに、矯制作用なる語を以てす、而してジエヴォンス氏の公明潔白なる自ら單本位論者なるにも拘はらず、十分に複本位制に此の殊功あるを許し、稱して均配作用と云へり、氏乃ち之を説明して曰く、

茲に需要供給の別々の増減を受くる二池の水ありとせよ、其の間に導管の存するなくんば、二池の水準別々に昇降涸溢すへしと雖、若し其の間に導管を通ずるときは、二池の水其の平準を一にし、需要供給の増減ある毎に其の影響を二池の全面に均配すへし、而して近年西歐洲に流通する金銀は、恰も此の二池の水の如く、佛國民政第十一年七月七日の法律は恰も此の導管の如し、此の法律の爲に金銀をして相交迭して法貨たるを得せしむと。

ジエヴォンス氏の此の語や、複本位制の妙作用を説明し得て盡せりと云ふへし、複本位制の要は、金池銀池の間に連續溝渠を設けて、増減涸溢の影響を共に兩池に平分するにあり、故に複本位國は常に二金屬中の下落せんとする方を吸収して其の騰貴せんとする方を吐出し、一は吸収に因りて其の下落支へられ、一は吐出に因りて其の騰貴抑へられ、以て金銀比價の權衡を維持せしむるなり、貧弱國に

在りては複本位制を布き、此の交迭作用行はるゝも、元來其の國內に流通する貨幣小額なるか故に、市場金銀の比價に十分の感動を與ふるに足らざるへし、然れども富榮強大の國に在りては、其の貨幣の總額頗る大なれば、一國の複本位制を行ふものあるも、以て全世界金銀の比價を調理するの効あるは、前述佛國の實例之を證明したり、故に列國の貨幣同盟行はるゝの曉には、此の妙作用齊しく全世界に行はれ、能く法定の金銀比價を維持すべきは復た一點疑を容るべきの地なきなり。

單本位論者の第三に論ずる所は、複本位制に於ては貨幣の價值屢、動搖して、商業上危険なりと云ふにあり、曰く

貨幣を金若くは銀の一種に限るときは、其の價值變動の原因は、一金屬の需給の増減のみに止まると雖、共に兩金屬を貨幣となすときは、其の變動の原因も亦倍して四となるへし、(一)金の供給の増減、(二)金の需要の増減、(三)銀の供給の増減、(四)銀の需要の増減是れなり、夫れ二因に止まるべきを、倍して四因となすは、複本位制に避くへからざる缺點にして、爲に屢、物價の動搖を起し、

商業上云ふへからざるの危険あり。

是れ亦其の一を知りて、未だ其の二を知らざるの説に過ぎず、金にも銀にも共に需給の變動ある以上は、兩貨併用は一貨偏用に比すれば、變動の原因多きは固より論を俟たず、然れども複本位制には遂に此の弊に超越する大利の存することを忘る可からざるなり、其の故如何と云ふに、單本位制に於ては、一金屬のみを以て貨幣となす者なれば、該金屬需給の増減するに従ひ、貨幣の價值或は騰貴し、或は下落すへし、而して其の高低するや、低點より直に高點に突進し、又高點より直に低點に急下するか故に、其の動搖激烈ならざるを得ず、然るに、複本位制に至りては、大に之と相異なり、常に二金屬中の下落せる者のみ貨幣として行はるゝか故に、貨幣價值の動搖は、低點より低點に至るに過ぎずして、其の高低溫和なり、譬へば、單本位制の動搖は、激浪の如く、複本位制の動搖は、細波の如し、單本位制は、動搖の回数少なしとするも、動搖の度合強く、之に反して、複本位制は、動搖の回数多しとするも、動搖の度合弱し、而して回数多きの弊は、度合強きの弊に如かざるや、明なり、且貨幣の總額多大なるに従ひ、其の需給増減の影響を感ずること薄弱

にして、即ち貨幣の價值動搖するの患少なしとす、セルニユス氏此の點を説明して曰く、全世界に流通する金貨總額を一萬噸と看做し、銀貨は悉く廢止せられたりと假定せよ、此の場合に於て、金貨俄に一千噸を増加せば、其の結果如何、他なし、金貨は一朝にして其の購買力の十分の一を失ひ、諸物價之に應じて騰貴せざるを得ざるなり、然るに貨幣の總額一萬噸の金貨と、十五萬五千噸の銀貨とより組成せらるるとせば、其の合計前例に二倍すへし、故に金一銀十五半の萬國普通の複硬貨制を行ふときは、吾人は恰も二萬噸の金貨若くは三十一萬噸の銀貨を有するに異ならずして、金貨一千噸又は銀貨一萬五千五百噸を増加したりとするも、貨幣總額の二十分の一を増加するに過ぎず、隨ひて貨幣の購買力を減すること亦二十分の一、即ち前例の半額に止まるなり、若し又貨幣減少するときは、其の結果以上の反對に出て、唯貨幣の購買力増加するの差あるのみと、又サミュエル、スミス氏の如きは、統計上より立論し、米大陸發見の時を除けば、金銀の同時に著しく増加したるは稀にして、金の産出増加すれば、銀は減少し、銀の産出増加すれば、金は減少して、互に相償ふの景況あるか故に、金銀の合産出高は、金若くは銀

のみの産出高に比すれば、増減の變動少なしと爲せり、故に論して曰く、余は金銀を別々に浮沈せしめんよりは、其の浮沈を金銀の合計に限るの勝れるに如かざるを主張せんとす、金のみを以てすれば、當世紀間に其の年産高十倍したりと雖、金銀合計に至りては四倍せしに過ぎず、故に金のみに比すれば、金銀合計は増減甚た少なくして、是れ複本位制に於ては、貨幣價値の動搖、單本位制の如く甚しからざる所以なりと。

故に複本位制は物價の變動を屢ならしむと云ふの説は、一見して理あるか如しと雖、能く以上の反駁と對照熟思するときは、到底淺膚の陋見たるに過ぎざるを看破すへし。

單本位論者の第四論點

單本位論者の第四の論は、彼等の頼みを以て我堅城となす所にして、複本位制は公私一般の債權を蹂躪すと云ふにあり、曰く

複本位制に於ては、金銀中其の實際の相場か法律公定の比價よりも低き方のみ貨幣として行はるゝなり、即ち金下落すれば、金貨行はれ、銀下落すれば、銀貨行はれ、兩金屬共に下落すれば、其の下落の最も甚しき方のみ行はれ、兩

金屬共に騰貴すれば、其の騰貴の最も少なき方のみ行はるゝなり、故に一國の貨幣は金銀相場の變動する毎に、賤劣に赴くの傾ありて、債主は其の都度下落せる貨幣を以て償却を受けざるを得ざるなり、是れ恰も一部の債權廢棄を行ふに異ならず、豈不正の最も甚しき者に非すや、然るに今法律を以て此の不正を制定するあらは、實に其の立法者に歸するに、文旨若くは惡意の咎を以てするも、決して辭する能はざるへし。

右に對する反駁論

此の論はシヅァリ、エ氏、ジエグァンヌ氏、其の他一般單本位論者の最も切言疾呼する所なりと雖、余を以て之を見れば、複本位論者就中エミール、ド、ラヴレ、氏の之に對する反駁は、能く得失を闡明して、殆ど餘蘊なきを信するなり。

夫れ貨幣増加して、其の價値下落、即ち物價騰貴するは、債主に取て不利なること誰か又之を疑はんや、單本位論者此の一面の事實を視て、直に論斷して曰く、複本位制は不正なりと、嗚呼、是れ妄斷のみ、其の説の流れに偏僻に陥ること亦止むを得ざるなり、論者請ふ虚心平氣、以て他の一面の事實を觀察せよ、貨幣減少して、其の價値騰貴、即ち物價下落するは、負債者即ち社會一般の農商工に大害ある

ラッレー
の説

を省慮せよ、而して沈案默思其の輕重の果して何れにある乎を尋究せよ、蓋し論者の胸中如何に單本位説の先入主となるあるも、終に翻然として改悟する所なきを得ざるへし、余輩は先づ貨幣の増減高低の結果に關して、茲にラッレー氏所論の要旨を摘出し、以て讀者の注意を請はざるへからず。

(第一) 賣者買者たるの關係に於ては、貨幣豊多にして下落するも、將た匱乏にして騰貴するも、格別に利害あるなし、何となれば、錢價の下落するや、人の物を買ふて拂ふ所増加すと雖、其の物を賣りて取る所も亦増加し、之に反して、錢價の騰貴するや、人の物を賣りて取る所減少すと雖、其の物を買ふて拂ふ所も亦減少するか故に、結局賣者買者共に損益あらざればなり。

(第二) 然れども、債主負債者たるの關係に於ては、錢價の高低は甚大の利害ありて、其の下落するや、則ち負債者利して債主損し、其の騰貴下るや、則ち債主利して負債者損せざる可からず、其の故他なし、貨幣の價值下落すれば、負債者は少量の勤勞若くは物品を賣りて容易に債主に償還すへき貨幣を得るの利ありて、債主は其の償還を受けたる貨幣の購買力減少せるか爲に損せざるを得ず、

之に反して、貨幣の價值騰貴すれば、負債者は多量の勤勞若くは物品を賣るに非されは、債主に返済すへき貨幣を得る能はざるの損ありて、債主は其の返済を受けたる貨幣の購買力増加せるか爲に利すればなり。

例せば、佛國政府は毎歲其國債を償還するに八億法を要すと想像せよ、若し勞役一日の賃銀二法なれば、此の國債を仕拂ふに、四億日の勞役を以てするものなり、然るに賃銀騰貴して一日四法となれば、僅に二億日の勞役を以て此の國債を仕拂ふに足るべく、若し又賃銀下落して一日一法となれば、八億日の勞役を費すに非されは、此の國債を仕拂ふこと能はざるなり。

故に貨幣豊多なるは、納稅者其の他一般負債者の利にして、其の匱乏なるは、國債證書所持人其の他一般債主の利なり。

(第三) 然るに複本位制行はれ、金銀を共に貨幣とせば、貨幣豊多にして物價騰貴するの傾向あるか故に、納稅者及び負債者其の利に浴すと雖、若し單本位制行はれて、銀貨を廢止するに至れば、貨幣非常に匱乏して、其の騰貴眞に測るへからざる者あらん、而して負債を償還するには、此の騰貴せる貨幣を以てせざる

可からざるか故に、納税者負債者は俄然意外の疾苦を蒙り、之に反して公私一般の債主は、拱手安坐して獨り暴富を致すへし。

單本位論者は云ふ、銀は其の産出次第に増加して、益、下落するか故に貨幣と爲すへからずと、今假に銀の下落するは、果して論者の説の如しとするも、其の下落や徐々にして來り、且略、豫知するを得へし、而して其の下落するに従ひ、負債者の義務軽減せらるゝは、是れ自然の賜にして、即ち自然か負債者を救ふものなり、斯く負債者の利するに反して、債主の損するは、誠に然り、然れども之を避けんか爲に銀貨を廢止せは、一朝にして公私負債者の義務倍蓰するを奈何せん、是れ即ち解釋せざるへからざるの難問なり、而して何れか一を損して、一を利すること到底免る可からずとせば、果して其の何れを取るへさ乎、千言萬語争論の終に歸する所は此の一點にあり。

(第四)債主負債者の利害は素より互に輕重なし、唯、須らく契約の命する所に従ひ、負擔すべきの義務は之を負擔し、享受すべきの權利は之を享受すべきのみ、然れども債主負債者の利害相衝突して、強ひて其の間に輕重を立てざるを得

すとせば、寧ろ債主を抑へて、負債者を揚げざるへからず、而して余輩か此の判決を下すの理由は下の如し、(一)金銀を共に貨幣とするか爲に、貨幣の價值次第に下落するあれば、是は即ち自然の下落なり、故に負債者之に因りて其の義務の一部を免るゝは、自然の然らしむる所、復た如何とも爲すへからず、然れども今日現行の銀貨を廢止し、故らに貨幣の價值を暴騰せしむるに至りては、是れ人爲を以て負債者を剝き、債主に與ふる者と云はざる可からず、(二)雙方の主張共に確乎たる證左なくして、事疑はしき場合に於ては、負債者の主張を是なりと判決するは、凡ての法律に於て認むる所の通則なり、故に今債主負債者の利害相背馳して、其の是非を斷せざる可からずとせば、寧ろ負債者の勝訴に決するを以て至當とす、(三)公債證書に放下せられたる資本は、永遠の利殖に充てられたる蓄積資本なりと雖、納税者及び負債者か商工業に由り、勤勞に由りて出たす所の貨幣は、現用生産資本より控除せらるゝ者なり、故に貨幣の價值下落し、負債者益するは、殖産の利にして、貨幣の價值騰貴し、負債者損するは、殖産の害なり、何となれば、負債者は即ち生産者なればなり、左れば獨り金のみを貨幣

とすれば、勤勞者に奪ひて、公債所持人に與へ、現用資本に殺きて、蓄積資本に加ふるものにして、其の共和主義に反し、經濟原理に反すること豈之より甚しきものあらんや。

(第五)且以上の外に、貨幣の豊多なるを利とする理由二あり、(一)貨幣匱乏なれば、金利の騰貴を起し、金利騰貴せば、百般の商工悉く萎靡す、之に反して貨幣豊多なれば、金利の下落を起し、金利下落せば、百般の商工悉く振興す、一派の論者或は謂ふ、金利の高低は一に資本の多少に因る者にして、貨幣の豊乏毫も之に關する所なしと、是れ全く誤れり、金銀の一盈一絀は忽ち金利の高低を起し、金融市場は資金運動の影響を感ずること極めて鋭敏なるは、實際争ふ可からざる所なり、夫れ貨幣豊乏の結果は、先づ金利の上にて現はれて、而して後ち物價の上にて及ぼすものなり、例せば一人の金満家金融逼迫せる一地方に巨額の貨幣を齎し來りて、之を貸さんと欲すとせよ、然るときは貸借用の貨幣増加するか故に、金利低落すべく、金利低落するときは、從來行ふ能はざりし事業も、今は利益を見ることとなり、人々之に着手するに至らん、事業新に起るか故に、勤勞の需

要増加し、勞役者を求むる急にして、其の賃銀騰貴すへし、斯の如く貨幣は漸次に傭主勞役者の手を経由して、一般市場に周流し、遂に物價を騰貴せしむるなり、該地方は貨幣増加し、物價騰貴したるの故を以て、其の富を加ふるに非ず、然れとも低利にて貸出したる此の増加貨幣は、生産に一層の元氣を與ふるの故を以て、其の富を加ふるなり、(二)世界の貿易益、發達して、隆盛に赴くに從ひ、貨幣の需要益、増加せざる可からざるは、又喋々を要せず、而して各國の貿易歳を逐ふて、屢々發達しつゝあるは、單に貿易表を一覽して明瞭なり、今斯く年々に増進する取引を行ふには、爲換手形等の信用證券に依ること勿論なりと雖、而かも幾分は貨幣の補助を待たざる可からず、是れ貨幣の需要貿易の發達に伴ふて益、増加せざる可からざる所以なり、且従前物品直換法を行へる未開社會にして、漸く貨幣を使用するに至れるもの少なからざるのみならず、現今不換紙幣を用ふる國の、其の紙幣兌換を再興するに至れば、貨幣の需要更に大に増加せざるを得ざるなり、然るに此の時に方りて、無謀にも世界貨幣の一半たる銀貨を廢止せんとす、其の愚や及ふへからざるなり。

(第六論者或は云ふ、貨幣は貿易の器械のみ、其の額多きも、將た少なきも、何そ關せん、其の貿易を媒介するは相同しと、此の説たる空論なるのみ、理論上よりすれば、貨幣多額なるも、少額なるも、同様に能く貿易を行ひ得るに似たり、例せば佛國六十億法の貨幣中より、三十億法を取去るときは、物價半額に低落するか、故に、三十億法の貨幣は六十億法の貨幣と其の効驗を同うするに至るへし、何となれば一法を以て、従前二法を以てしたると同様の賣買を行ひ得ればなり、然れとも事の此の結末に達する迄には、商業上に急變激動を起し、社會の經濟組織を破壊する所の數次の恐慌を經過せざる可からざるなり、減少せる貨幣を以て、従前同様の賣買を行はんに、物價下落するに非すんは能はずして、物價の下落するや、先づ商工の不振衰頹を來たし、之に續くに慘憺たる混亂を以てせずんはあらざるなり。

此争點は貨幣論上最も緊要なりと信するか故に、余は稍、冗長に失するを厭はず、以上ラッセル氏所論の要領を掲げて、復本位論者の根據とする所を示したり、而して氏の所論は徹頭徹尾瑕瑾なしと云ふに非すと雖、其の貨幣増減の得失を

論し、斷して増加の結果は、減少の結果に勝る萬々なるを明示したるは、眞に我が意を得たる者にして、其の理明晰、其の論正々堂々、蓋し以て彼の單本位論者の本陣を粉碎するに足るものなり、然るを况や各國復本位制を行ふも、銀の産出大に増加し、隨ひて貨幣の價値下落すること、果して之あるや否やは、決して豫知す可からざるをや、假令數歩を譲り、此の事必然なりとするも、是れ自然に來るべき徐々の増加にして、之を人為を以て突然銀貨を全廢するに比すれば、其利害業より權衡に掛け得べきに非ざるなり、嗚呼貨幣急減の結果は、悚然として怖るへし、近くは我が邦往年紙幣急減の實驗に照して之を明徴するに餘りあり、然るに論者徒に債主權蹂躪云々を以て、其の口實となすを知るも、世界の貨幣を半減して、一朝公私負債者の負擔を倍加するの慘毒は、怙然之を顧みざらんとす、何ぞ其の論の偏頗なるや、之を要するに、金銀は造物主か貨幣として人類に賦與する所にし、て、民族の苟も野蠻朦昧を脱するや、其の天性として必ず此の兩金屬を貨幣と爲さざるはなく、爾來今日に至るまで、連綿として之を併用せり、然るに日耳曼政府何の意か從來の銀貨制を廢止して代ふるに、金貨制を以てし、風潮の然らしむる

所、歐米列國其の例に倣はんとし、爲に金貴銀賤の勢を醸成して、銀價の下落年々益甚しきを致せり、是れ故らに兩金屬併用の美制を破壊せんとするものにして、爾來世界の商業上狂瀾怒濤の變動止む時なく、經濟組織擾亂して、復た安固なきに至れり、而して金貨制の蔓延斯の如くにして止まずんは、金貨國に於る富豪は、貨幣價格の騰貴に利益して、益、暴富を加ふへしと雖、之に反して一般の商工農は、萎靡頽廢して死地に淪落すへきや必然なり、現に金貨國の稱首たる英國の如きは、今日既に金貨缺乏、物價下落の影響に苦み、實業社會其の弊に堪へずして、復本位説の勢力は、年を逐ふて益、振張せんとせり、然るに金貨國の爲政家は、自ら此の災を招きて、改悟之を救済するの眞道に従ふを爲さず、頑然として、唯、執拗を是れ事とせり、加之金貨論者の如きは、他國を誘引して金貨制を採用せしめんと盡力し、爲に益、自國經濟上の衰退を加ふるを察せざるなり。

單本位論者第五論點

單本位論者の第五の論は、下落する銀貨を用ふる國は、騰貴する金貨を用ふる國に比して、損失を蒙むると爲すにあり、曰く

例せば佛國銀貨を用ひ、英國金貨を用ふるときは、佛國は英國の産物を貴買

せざるを得ず、何となれば騰貴せる金を以て、仕拂を爲さざるを得されはなり、之に反して英國は佛國の産物を廉買するを得へし、何となれば下落せる銀を以て仕拂を爲すを得ればなり、又復本位國に於ては、金銀兩貨中の下落せるもの、み行はるゝか故に、金銀の相場に變動ある毎に、其の下落せるものは溢入し、其の騰貴せるものは奔出し、即ち一國貨幣の價值減少して、富の一部を失はざるを得ざるへし。

然れども是れ亦深く察せざるものなり、夫れ銀價下落せば、銀貨國に於る物價は騰貴せざるを得ず、又金價騰貴せば、金貨國に於る物價は下落せざるを得ず、是れ經濟上の原則にして固より動かすへからざるなり、故に銀價下落せる場合に於ては、金貨國の人民は、一定の金貨を以て多額の銀貨と交換するを得て、是れ利益あるに似たりと雖、銀貨國の物價騰貴し、銀貨の購買力減少することなし、即ち金貨國は銀貨の銀貨を以て購買し得べき産物の分量は増加することなし、即ち金貨國は銀貨國の産物を廉買し得るに似て、其の實決して然らざるを知るへし、又金價騰貴せる場合に於ては、銀貨國の人民は、一定の銀貨を以て少額の金貨と交換し得るに

右に對する駁論

過ぎずして、是れ損失あるに似たりと雖、金貨國の物價下落し、金貨の購買力増加するにより、右少額の金貨を以て購買し得べき産物の分量は減少することなし、即ち銀貨國金貨國の産物を貴買せざる可からざるに似て、其の實決して然らざるを見るべし。

又複本位國に於ては、金銀兩貨中の下落せるもの溢入し、其の騰貴せるもの奔出すと雖、之が爲に損失することなきは、右の理を推して明なり、蓋し下落せる貨幣は、産物若くは他の貨幣に對して、交換上多額を受取るを得べく、之に反して騰貴せる貨幣は、交換上少額を與ふるを以て、足れりとするか故に、複本位國は金銀兩貨中の下落せしものを得て、其の騰貴せるものを失ふの傾向ありと雖、其の下落せる貨幣は、分量に於て増加するにより、一國貨幣總額の價値は、爲に減少することなしとす。

尤も變遷の際、金銀の相場は既に變動すと雖、其の影響未だ普く諸物價に感せざることありて、一時或は論者の云ふ如き事實なしとせざるべし、然れども此の場合に於ては、前例の佛國は一定の銀貨を以て、少額の金貨と交換し、而して此の

金貨に對して金貨國の物價未だ下落せざるものなれば、此の際金貨國の産物を購買するは、損失あるか故に、隨ひて其の購買を節省すべく、之に反して前例の英國は、一定の金貨を以て多額の銀貨と交換し、而して此の銀貨に對して銀貨國の物價未だ騰貴せざるものなれば、此の際銀貨國の産物を購買するは、利益あるか故に、隨ひて其の購買を増加すべし、即ち輸入は阻遏せられ、輸出は奨勵せらるゝとにして、佛國は大に其の産物の海外販路を擴張するを得べし、而して幾時ならずして、之か影響は諸物價に及ぼし、即ち前段開示せる如き結果に歸すべきなり。

單本位論者の第六に論する所は、銀貨は重大にして、通用上不便なるのみならず、其の價格益、下落するか故に、貨幣たるに適せずと云ふにあり、曰く、

若し銀貨の自由製造を許して制するなくんば、吾人は美麗にして、携帯に便なる金貨を失ひ、重大にして不便なる銀貨のみを有するに至らん、且近年銀貨は益、下落して止まざるか故に、速に之を廢止して、其の損失を避けざる可からず。

是れ實に單本位論者の常套の語なり、而して銀貨は重大なりと云ふの論に對

右に對する
駁論

しては、復本位論者は之に應ずるに、左の四箇の解答を以てするなり。
 (第一) 今銀貨を以て遠隔なる地方に仕拂を爲すとせんに、銀貨の容量金貨よりも重大なるは論を俟たずと雖、汽車汽船等の運賃は、金貨と異なることなし、何となれば、金銀貨、金剛石、寶玉の類は、凡て價値の多少に準して運賃を課し、敢て容量を問はされはなり、銀貨は郵書と同様の速力を以て全世界に往來し、而して其の運賃金貨に加ふるなきこと此の如しとせば、毫も其の容量重大なるの不利を見ざるなり。

(第二) 又内地の取引に於ては、今日實際に取引せらるゝは紙幣、金銀貨、手形の類にして、金銀貨は専ら銀行又は政府の庫中に在りて、準備の用を爲すに過ぎず、而して右等諸證券の手段により、金銀は庫中より動かすことなくして、轉瞬に其の所有權を移轉し得るなり、然らば銀貨重大なるも、更に不便を感ずる所なし。

(第三) 且金貨單本位論者の説行はれ、各國共に銀貨を廢止すとせん乎、銀の價値は二割五割八割と益、下落して、殆ど底止する所なからん、而して之と逆比例に、金は益、騰貴するか故に、益、小額貨幣たるに適せしるに至るへし、今金貨單本位制に

於ても、小額貨幣には銀貨を用ひざる可からざるは、論者と雖之を明言するに非ずや、然れども銀の下落斯の如く甚しければ、少額貨幣の如きも、勢ひ大に其の量目を増さざるを得ざるか故に、畢竟論者の如きは、銀貨重大なるの不便を訴へて、反て自ら此の患を求むるものと謂はざるへからず。

(第四) 上流社會の人は、輕美なる金貨を擇まん、然れども職工及び農民等に取りては、重大銀貨は一層の尊敬と感覺とを喚起するか故に、反て銀貨を以て適せりとす、是を以て金銀を併用すれば、萬人を満足せしめ、其の一者のみを偏用すれば、必ず一方に不滿不便あるを免れず、

然り而して銀貨は益、下落するか故に、貨幣たるに適せすと云ふに至りては、余輩啞然として殆ど評する所を知らざるなり、何となれば、銀貨をして斯く下落せしめたるは、専ら單本位論者の招く所なればなり、故に茲にセルニユスシー氏の所論を抄出し、以て論者の猛省を請ふの外ある可からざるなり、曰く

然れども斯く銀を下落せしむるものは、抑、何人そや、汝單硬貨論者の爲す所に非ずや、汝は日耳曼を誘ひて銀貨を廢止せしめ、其の結果として、羅甸同盟國を

して銀貨鑄造を停止せしめたり吾人若し食物として小麥を用ひさらん乎其の價格大に下落せざるを得ず吾人若し貨幣として寶金を用ひさらん乎其の價格又大に下落せざるを得ず今銀の下落を招きしは汝單硬貨論者なり汝論者は相連合して銀の職掌を奪ひしものなり然るに汝論者は銀の斯く下落せる事實を指摘して銀の貨幣に適せざるの證と爲さんとす恰も駿馬の四足を縛り其の走らざるを怒りて之を殺すべしと大呼するか如し若し其の傍らを通行する人にして其の結索を解かん乎此の貴重なる駿馬能く走るへきなり日耳曼及び佛國をして銀貨製造の禁を解かしめよ此の貴重なる寶金能く其の全價を恢復して且之を維持すべきなり此の如くんは十五半の銀は能く一の金を買ひ英國佛國日耳曼は爲に其の財政上の困厄を免るへし。

是れ實に然り銀價の今日の如く下落せるものは歐米諸國か貨幣たるの職業を銀より剝奪したるの結果なりと稱せざる可からず而して茲に一言注意せざる可からざるは今日金價騰貴銀價下落と稱するは金の騰貴なるや將た銀の下落なるやと云ふこと是れなり勿論金に對しては銀價下落し銀に對しては金銀

騰貴せるは争ふ可からざる所なり唯金銀比價の斯く非常に懸隔せるは金價騰貴の度多きか將た銀價下落の度多きかは是れ一の疑問に屬する所にして之れを事實に徴するに金貨國に於る物價は下落せるも銀貨國に於る物價は未だ著しく騰貴せざるか如し是れ即ち金價は獨り銀に對して騰貴せるのみならず又諸物品に對しても騰貴し之に反して銀價は獨り金に對してこそ大に下落したるなれ諸物品に對しては未だ著しく下落せざることを證するものなり蓋し日耳曼か其の廢止せる銀貨を吐出せること實に莫大なりしと雖印度支那等の諸國能く之を吸收したるを以て銀價は諸物品に對して未だ著しく下落するに至らずと雖金は日耳曼の買収を首とし歐米各國競ふて之か貯蓄を増殖するに銳意したるか故に其の需要其の供給に超過して益其の匱乏を感し終に一般の諸物品に對して騰貴するに至りしものたるを知るへし故に姑く今日までの成績を以て之を論すれば金價の騰貴にして銀價の下落に非ず金價騰貴の度強くして銀價下落の度微なりと云はざる可からず是れ茲に一言して讀者の注意を請はざるへからざる所なり。

單本位論者の第七に論ずる所は、金は須らく文明國の貨幣となし、銀は須らく半開國の貨幣となすへしと云ふにあり、即ちジュヴァンス氏論して曰く、

余は全世界の二大部に區劃せられて、其の區劃の廣く且深きを思ふなり、西歐洲及び北米洲の至隆日進の開化國、濠洲の將に昂起せんとする諸國、埃及ブラジル、日本の如き第二等國中の尤なる者は、凡て金本位制を有すへし之に反して露國及び亞細亞大陸の大部に於ては、銀本位制久しく維持せらるへく、又亞弗利加の一部及び墨西哥に於ても或は然らんと。

又氏は米國に複本位制を採用するの議を排斥して曰く、

他の開化國は順次に貨幣の銀時代を脱して、其の金時代に遷るなるに、獨り米國は金時代より銀時代に退歩するに至るへし、余思ふ此事や、恰も青銅時代の人民か、熟議の後に青銅を却けて、石時代に退歩する事を決すると、其の愚を同する者なりと。

抑、金又は銀の一方のみを以て、全世界に十分の貨幣を供給するに足らざるは、何人と雖、疑はざる所なり、單本位論者類に金貨單用の利を噴々すと雖、銀貨の決

右に對する駁論

して全廢し得可からざるは、論者と雖、豈之を知らざらんや、故に辯して曰く、世界を二大部に果斷し、其の一をして金貨國たらしめ、其の一をして銀貨國たらしめんと、是れ單本位論者か、金銀を兩用する方法にして、複本位論者の決して同意する能はざる所なり、何となれば此の論にして行はるゝときは、左の恐懼すべき結果を生ぜざるを得されはなり。

(一)開化國の例は、爾餘諸國の自然に倣ふ所にして、且各開化國と相異なるの通貨を用ふるは、取引上の不便忍ぶ可からざるものあるか、故に既に先進の開化國舉て金貨單本位を採用するあれば、後進の諸國も争ふて同一の針路を襲踏するに至るへし、果して然らば實際銀貨は全廢に歸すべくして、之か爲經濟世界は恰も其の血液の一半を失ひたるか如く、機關の運轉俄に滯止し、猛烈なる激變を起して、列國の經濟上逼迫紛亂恐慌交、來り、殖産貿易の頽廢復た之を如何ともすへからざるに至るへし。

(二)若し又優等國は凡て金貨を用ひ、劣等國は凡て銀貨を用ふるものとせば、是れ世界を金界銀界の二大部に分割するものにして、其の相互の貿易上云ふ

可からざるの不便不利あるや必せり、金貨國は銀貨國に送る可き銀の供給を那邊に求むべき乎、銀貨國は金貨國に送るべき金の供給を那邊に求むべき乎、將た又金貨國は銀貨國より來る銀を如何に使用し、銀貨國は金貨國より來る金を如何に使用すべき乎、要するに相互貸借の決済上、非常に迂遠煩冗なる手續を要すること明にして、隨ひて對外取引は尋常商人の得て窺ふべからざる一種専門的のものなり、特殊の教育、經驗を有する少數人の壟斷に歸するを免れず、而して凡そ此等の不利不便は、相互貨幣を異にするの結果にして、若し一朝同一の貨幣を採用するあらんには、國際の取引と雖、其の易々たること毫も内地の取引と異ならざるに至るべし。

(三)國際貸借の過半は、爲換手形の便に由りて、決算せらるること固より疑ふ可からず、然れとも一方には金貨のみ行はれ、一方には銀貨のみ行はるときは、外國爲換は異種貨幣の交換となるか故に、金銀相場の動搖する毎に、爲換相場に波瀾を起し、而して其の浮沈高低する毎に、國際貿易に關係あるの商人は、總て意外の損益を受けざるを得ず、其の危険の甚しき、國際貿易をして

賭博的の性質を帯ひしめ、之に従ふは恰も相場事を試むるか如くなるに至ることは、現に今日の實驗に徴して之を明悉するに足れり。

故に單本位論者にして、金又は銀の一方のみを以て、全世界の貨幣を供給するに足ると云は、姑く其の説を聽くを得ん、既に然らすして、人類は是非ともに金銀を兩用せざる可からざるを許す以上は、是れ論者自ら其の折角に構造したる全論を破壊するものなり、抑、萬國をして普通共同の貨幣を採用せしむるは、經濟上の一大目的にあらずや、而して此の目的を達するには、萬國共に金銀兩本位を採用するに非ざれば能はざるなり、何となれば金のみ、又は銀のみを以て、萬國の貨幣を供給するに足らざればなり、然るに論者か經濟上四海兄弟たる人類を強ひて二大部に分裂せしめ、以て相互の通商貿易を阻碍せんとするは、果して何の意なる乎、余輩の之を解するに苦む所なり、人類は既に金銀共に之を廢するを得ずとせば、何故に各國相協同して、普通の複本位制を採用し、以て國際の貿易を圓滑ならしむ可からざる乎、人類の金銀兩貨を併用せざる可らざるは一なり、唯、單本位論者は世界を金貨國と銀貨國とに分界して、互に其の幣制を區別せしめん

とし之に反して複本位論者は萬國をして相共に金銀兩貨を併用せしめんとす、是れ其の論の相岐るゝ所以にして、其の結果の利害得失に至りては、實に天壤萬里の差あるを見るなり、余は以上に於て金貨單本位と、金銀複本位との得失を對照比較し、畧其の要領を盡したりと信するなり、抑單本位と云へば、金貨單本位もあり、銀貨單本位もありて、往時は學者の銀貨單本位を唱道するもの多かりしと雖、今日に在りては、單本位論者と稱するは、概して金貨單本位を主張するものに非ざるはなし、然れども近時の如く金愈騰貴し、銀愈下落するに當りて、諸國協同の力に依らず、孤立以て兩本位を行ふときは、其の結果必ず銀貨單本位の實に歸せざる可からざること明白にして、我か日本の如き現在其の然るを見るなり、而して複本位論者は列國共同の複本位制度を主張して止まずと雖、假令此の協同盟約行はれざるも、尙複本位制を採用するを利ありとするの論者なきに非ず、此の論者の如きは、即ち實際銀貨單本位を主張するに外ならざるなり。

左れば銀貨單本位家か、金貨單本位家に對して論争する所の如きは、複本位家の説と大同小異にして、實に今日の形勢に於ては、銀貨單本位家は、複本位家中に

銀貨單本位
家の所論
要旨

包括せらるゝものと云ふを得へし、因りて茲には銀貨單本位家の説を細舉するを要せず、唯左の三點を掲ぐるを以て足れりとすへし。

第一は不換紙幣の行はるゝ國に適合するの論にして、斯る國に於て、紙幣兌換を舉行せんには、銀貨を以て兌換するは、金貨を以てするに比すれば、遙に容易にして、經濟上激變を起すの患も隨ひて、少なしと云ふにあり、是れ至當の説にして、金貴銀賤の方今の時勢に於ては、不換紙幣の價格を銀貨に等しからしむると、將た之を金貨に等しからしむるとは、其の難易固より同日の談に非ず、我政府か西南の亂に當りて増發したる紙幣を、爾來歲々償還し、終に明治十九年を以て紙幣兌換を舉行したるか如き、銀貨兌換なればこそ能く之を舉行するを得たれ、若し之をして金貨兌換ならしめば、更に大に紙幣を減少して、其の價格を引上げたる後に非ずんば、之を舉行すること能はざるなり、而して一旦増發せる紙幣を減少するに際しては、物價一般に下落し、商業沈滯萎縮して、世の不景氣に苦まざるを得ざること、是れ亦我か國の親しく實驗したる所にして、紙幣の價格を銀貨と對等ならしむるすら、其の結果、此の如じとせば、之を金貨と對等ならしめんには、

更に一層の慘狀を招かざる可からざるや論を俟たず、故に斯る場合に於て金價騰貴の度に應じて、金貨純金の量目を減少し、即ち一圓金貨の實價をして一圓銀貨に等しからしめ、兎も角も、苟も然らざる以上は、金貨兌換を舉行するは、銀貨兌換を舉行するの遙に容易なるに如かざるなり、是れ不換紙幣國か其の紙幣兌換を舉行するに當りて、銀貨本位説の常に勢力ある所以にして、米國か南北戦争の爲に増發したる不換紙幣を處分するに際しても、銀貨説を唱ふるもの多く、現に千八百七十六年の銀價下落調査委員の如きも、其の多數は可銀の説を執り、即ち多數報告に於て、米國か金貨本位を固執するの失計たることを論したり、曰く「金本位を立てんと競ふ國愈多きを加ふるに従ひ、之を立つること愈難きを加へ隨ひて斯る計畫の危険愈重きを加ふへし、今歐洲諸國と競ふて金本位を立てんことを我か國に勸告するは、勦勞及び商品を下落せしめ、負債の義務を増加し、富の減少と兼併とを起すことに於て彼と競はんことを勸告する者なり、而して此の競争に於ては、各競争者限りなきの苦痛を蒙り、勝者は敗者に比すれば苦痛を蒙むること反て一層甚しからんと、而して米國は終に銀貨兌換の易きに就か

すして、金貨兌換の難きを探りたりと雖、可銀派の勢力は爲に全滅したるに非ずして、一兩年の後に夫の「ブランド」購銀條例なるものを通過せしめ、一旦廢止せられたる銀貨を復位して、再び米國の法貨となし、銀貨の自由製造は之を許さしりしと雖、尙政府をして月々定額の銀貨を製造せざるを得ざらしめたり、以て見るへし、紙幣兌換舉行の際には、銀貨本位説の常に勢力を得ることを、而して銀貨本位家の此の一論は、固より特に不換紙幣國に適合するものにして、普通の論に非すと雖、又以て其の所論の一要點と爲さざる可からず。

第二は銀の産出は、金に比すれば増減の變動少なきか故に、隨ひて銀貨は金貨に比すれば價格變動の患少なしと云ふにあり、米國の經濟家ギブソン氏、ス氏ウエントン氏等何れも此の説を爲し、金銀の産出に關する統計を掲げて之を證明せんと試みたりと雖、余は今茲に此等統計上の事實を觀察するに違あらざるなり、故に唯、銀貨本位家に此の説あることを一言するに止むべきのみ。

第三は銀貨本位制に於ては、夫の補助貨幣の弊害を免ると云ふにあり、蓋し方今文明各國に於ては、一般に補助貨幣の制を設けざるはなく、而して此の補助貨